

平成23年度

包括外部監査結果報告書

(岡山市における債権の管理)

岡山市包括外部監査人

(公認会計士 小田項一)

目次

第1章	包括外部監査の概要	1
第1	包括外部監査の種類	1
第2	選定した特定の事件(監査のテーマ)	1
第3	監査対象年度	1
第4	監査対象部局	1
第5	監査の実施期間	2
第6	包括外部監査人及び補助者	2
第7	特定の事件(監査のテーマ)を選定した理由	2
第8	包括外部監査の方法	3
第9	利害関係	5
第2章	包括外部監査の結果	6
第1	市税	6
1.	事業の概要	6
2.	回収事務の現状	16
3.	指摘	27
4.	意見	28
第2	住宅新築資金等貸付金	30
1.	事業の概要	30
2.	回収事務の現状	32
3.	意見	37
第3	生活改善資金	42
1.	事業の概要	42
2.	回収事務の現状	42
3.	意見	44
第4	生活保護費返納金	47
1.	事業の概要	47
2.	回収事務の現状	53
3.	指摘	57
4.	意見	57
第5	国民健康保険料	59
1.	事業の概要	59
2.	国民健康保険料の回収事務の現状	62
3.	不正給付の返還金に関する事務の現状	71

4.	指摘	73
5.	意見	75
第6	介護保険料	77
1.	介護保険制度の概要	77
2.	回収事務の現状	81
3.	不正給付の返還金等	87
4.	意見	88
第7	母子寡婦福祉資金貸付金	90
1.	事業の概要	90
2.	回収事務の現状	98
3.	指摘	100
4.	意見	101
第8	保育所措置費負担金(保育料)	103
1.	事業の概要	103
2.	回収事務の現状	104
3.	意見	112
第9	行政代執行費(衛生)	115
1.	行政代執行の概要	115
2.	事務の概要	115
3.	債権の概要	116
第10	損害賠償金	118
1.	事業の概要	118
2.	債権の概要	118
3.	指摘	119
4.	意見	120
第11	行政代執行費(土木)	122
1.	行政代執行の概要	122
2.	事業の概要	122
3.	債権の概要	122
4.	指摘	122
第12	公営住宅使用料	124
1.	事業の概要	124
2.	回収事務の現状	130
3.	指摘	135
4.	意見	137
第13	入院収益、外来収益	141

1.	事業の概要	141
2.	回収事務の現状	145
3.	指摘	150
4.	意見	151
第 14	学校給食費	154
1.	事業の概要	154
2.	回収事務の現状	156
3.	指摘	158
4.	意見	160
第 15	債権全般	161
1.	債権管理に対する岡山市の取り組み	161
2.	意見	162

第1章 包括外部監査の概要

第1 包括外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

第2 選定した特定の事件(監査のテーマ)

「岡山市における債権の管理」

第3 監査対象年度

平成22年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日)

第4 監査対象部局

部局	担当課	主な債権
財政局	収納課	市税(主に市民税、固定資産税、都市計画税)
	料金課	保育所措置費負担金(保育料)、国民健康保険料、介護保険料
市民局	人権推進課	住宅新築資金等貸付金、生活改善資金
保健福祉局	福祉援護課	生活保護費返納金
	国保年金課	国民健康保険料、不正給付返還金
	介護保険課	介護保険料
	こども福祉課	母子寡婦福祉資金貸付金
	保育課	保育所措置費負担金
環境局	産業廃棄物対策課	行政代執行費徴収金(衛生)
都市整備局	都市企画総務課	損害賠償金
	開発指導課	行政代執行費徴収金(土木)
	住宅課	公営住宅使用料
病院局	市民病院経営管理課	入院収益、外来収益等

上記の担当課のうち、料金課は、各料金それぞれ賦課元課で収納及び徴収していたものを一元・効率的に取り扱うために平成19年4月に設置された課である。

部局	担当課	主な事業名
教育委員会	保健体育課	学校給食費

学校給食費を地方公共団体の債権とするか否かについては、どちらのケースもあり得るという弾

力的な扱いとなっている。この点、岡山市では、学校が主体となって保護者より徴収し管理することとしている。

したがって、岡山市の決算書における債権(収入未済額)としては計上されていないが、岡山市立の小中学校は岡山市の管理下にあり、その管理状況については把握しておく必要はあると思われるので取り上げることにする。

第5 監査の実施期間

平成 23 年 4 月～平成 24 年 3 月

第6 包括外部監査人及び補助者

(1) 包括外部監査人

氏名	資格等
小田 頂一	公認会計士

(2) 補助者

氏名	資格等
山本 賢昌	弁護士
大西 俊哉	公認会計士
後藤 英之	公認会計士
岡崎 美恵子	公認会計士
尼子 文章	公認会計士
瀧 陽子	税理士
内橋 翔	公認会計士試験合格者

第7 特定の事件(監査のテーマ)を選定した理由

(1) 岡山市における包括外部監査人の役割

岡山市においては、市民事業仕分けや行政サービス棚卸しによる事業の点検、見直しや、職員の採用凍結による人件費の抑制等、積極的に行政改革を進めてきた。しかし、市全体の借入金の残高はなお高い水準にあり、経常収支比率は依然として警戒ラインを超えており、児童扶養手当費や生活保護費のような扶助費等の義務的経費が今後増加すると見込まれることを考えると、財政は極めて厳しい状況にあるといえる。

【財政指標の推移：岡山市 HP より】

(単位：億円、%)

区 分	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度
財政力指数(3年平均)	0.737	0.758	0.777	0.774	0.754
経常収支比率	92.4	94.6	93.6	90.5	86.1
実質公債費比率	23.1	18.1	17.6	17.0	15.9
市債・債務残高	7,079	6,995	6,740	6,656	6,512

一方で、少子化社会や高齢化社会への対応等、行政課題は山積している。このような環境において、市民の生活に直結する事業に優先的に資源を集中し、限られた経営資源を効率的・効果的に活用して最大の効果を上げることは、最も重要な行財政改革の課題といえる。

私は、包括外部監査を行うにあたって、地方自治体の危機的な財政状態に無関心であってはならないと考えている。すなわち、このような重要な時期であればこそ、市における行財政改革の方向性と機軸を合わせた監査テーマに基づいて、会計・税務・監査の専門家としての知見を活かして包括外部監査を実施することが、包括外部監査人に期待されていると認識している。

(2) 監査テーマの選定理由

前述のとおり、扶助費等の義務的経費の増加が見込まれ、市の財政運営が厳しい折、債権管理の効率化を図り、収入を確保することはこれまで以上に強く求められていると考えられる。公債権及び私債権に大別される多種多様な債権を適切に管理し、その回収の実を図ることは、歳入を健全化させる大前提だからである。

したがって、岡山市における債権の管理及び回収の実態を調査・分析して現状の把握に努め、外部の専門家の立場から問題点を指摘して具体的な改善方策を提言することが、包括外部監査制度の趣旨に適合し、有用であると考えた。

第8 包括外部監査の方法

(1) 実施方針

政令指定都市である岡山市においては、担当部局が扱う債権の種類と件数は膨大である。このような状況で、担当部局が扱う全ての債権を網羅的に監査対象にしたのでは、個別の問題点に対する分析と問題点の検討が浅くなる危険性が高いといえる。

したがって、重要な問題点の検出洩れを回避しつつ、検出された個々の問題点に対しては原因と改善策を深く追求するために、岡山市の債権の中から一定の判断要素に基づいて具体的な監査対象を絞り込んだ。監査対象を絞り込むことで、金額的に重要性の高い債権、潜在的リスクの高い債権等に焦点をあてて、効果的かつ効率的に包括外部監査を実施することが可能になると考えたためである。

監査対象の絞り込みにあたっては、実質的な未納債権額の多寡、回収率及びその債権に対する市民の関心の高さ等を判断要素にしており、全部局を対象にした債権管理に関する調査とヒアリングを実施し、その結果を踏まえて最終的に判断した。

これらの絞り込みによって具体的な検討対象になったのが、上記「第 4 監査対象部局」に記載した各債権である。なお、下水道使用料については、債権金額は多額であるものの実質的な回収率は高水準であること、及び回収事務が水道使用料と合わせて同一の業者に委託していることから昨年度の包括外部監査対象に包含されることになるため、本年度の包括外部監査では詳細な検討対象からは除外した。

(2) 監査の着眼点

上記によって抽出された債権について、大きく以下の 3 つの観点をもって監査を実施した。

第一の観点は、縦割り行政の弊害や担当所管部署の手続きが不十分であることによる損失が生じていないか、という点である。主に下記の点に着目した。

- ・ 回収手続きや法的手続きに関するマニュアル・長期滞納者に関する措置規程やマニュアル等業務の均質性を担保するツールが整備されているか。
- ・ 督促、催告及び時効中断手続きが適切かつ適正であり、滞納整理について適切な努力が払われているか。
- ・ 滞納の状況、滞納の理由及び債権の回収方針、延滞料等の管理は適切か。
- ・ 発生した滞留債権の回収見込み、分別・回収の方向性等が明示され回収の効率性を維持しているか。
- ・ 収納率を向上させるために、滞留原因の把握及び対策が十分であるか。
- ・ 複数の部局で同一者が滞納している場合に、情報が共有され、回収促進に向けて市としての一貫した対応がとられているか。

第二の観点は、事務手続きが過剰であることにより経費や人件費に無駄が生じていないか、という点である。主に下記の点に着目した。

- ・ 外部リソースを活用することで業務の効率化を図ることができないか。
- ・ 少額な滞納債権の回収に固執するあまり、無駄な経費や人件費が発生していないか。

第三の観点は、回収金管理を含む債権管理にあたって、内部統制が十分に機能しているか、という観点である。

現金等を取り扱う業務は、潜在的に不正が起きるリスクが高い業務分野といえる。岡山市は、昨年 4 月に政令指定都市に移行して業務が増加している一方、ここ数年、人員削減に努めている。このような状況の中で不正リスクに耐えうる内部統制が確立されているか否かの検討を行うことは、岡山市にとっても市民にとっても有益なものであると考えた。

第9 利害関係

包括外部監査の対象にしたテーマについて、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 包括外部監査の結果

本報告書では、監査の結果を「指摘」と「意見」に分けて記載している。

「指摘」は、財務に関する事務の執行等において、適当でない事務処理があったと判断された事項(法規性に関する事項)に該当するものである。

一方、「意見」は、最少の経費で最大の効果を上げる努力の面で検討が望まれる事項や、組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれる事項等(経済性、効率性及び有効性に関する事項)に該当するものである。但し、経済性、効率性及び有効性に関する事項についても、重要性が高いと判断される場合には「指摘」としている。

第1 市税

1. 事業の概要

(1) 市税の状況

平成 22 年度における岡山市の歳入は 261,620 百万円であり、そのうち市税が 108,777 百万円で 41.6%と全体に占める割合が大きい。これは、過去 5 年間の推移においても同様である。よって、その市税の収納率の良否が岡山市の財政状況に影響を与える。

平成 19 年度における市税収入割合が上昇しているが、これは国の税収を地方へ税源移譲したことによるものであり、平成 20 年度については税源移譲及び景気回復による法人税等の増加が原因である。平成 21 年度及び平成 22 年度で市税収入割合が下落しているのは、リーマンショックの影響で法人収益の減少や景気後退が影響していると考えられる。

【図表 1-1 市税状況の推移】

区分 \ 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度
歳入(百万円)	223,577	233,860	232,695	252,218	261,620
市税収入(百万円)	103,749	112,540	113,410	108,573	108,777
市税収入割合(%)	46.4	48.1	48.7	43.0	41.6
市民 1 人当たり市税負担額(円)	149,812	161,890	162,679	155,291	155,486
市民 1 世帯当たり市税負担額(円)	366,610	392,275	390,556	369,738	367,009

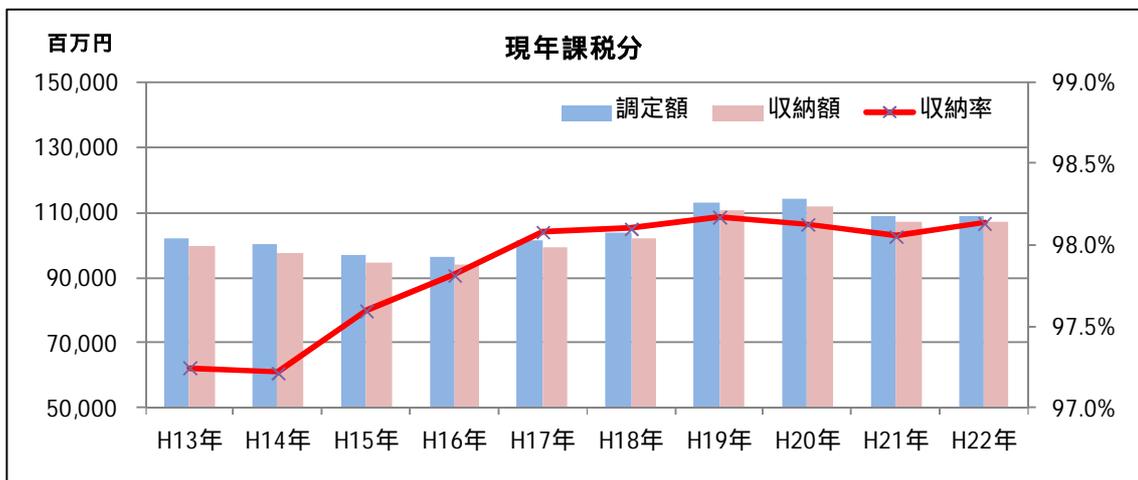
(2) 市税の収納及び滞納状況

年度推移

平成 13 年度から平成 22 年度の市税収納率等の推移は以下のとおりである。

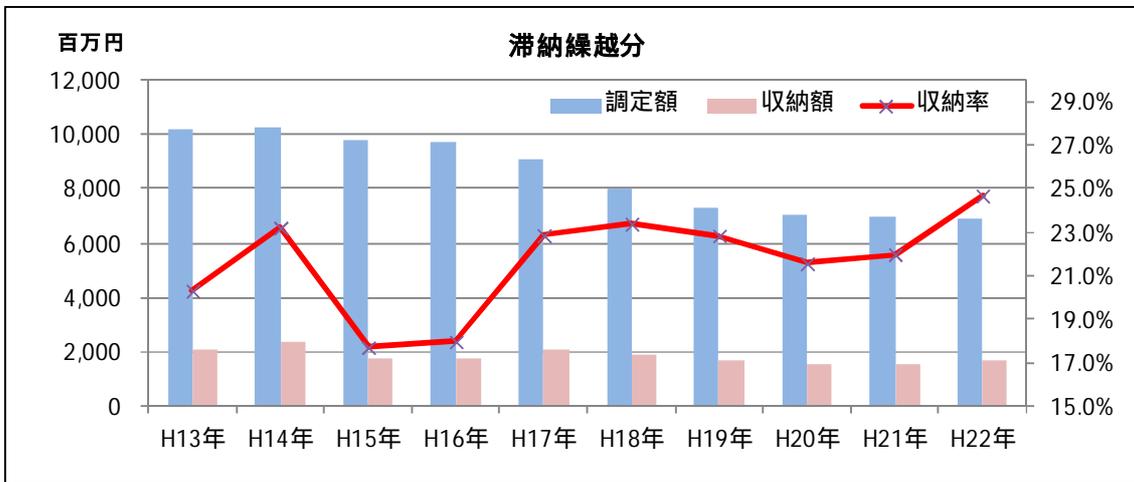
現年課税分の調定額及び収納額については、平成 19 年度及び平成 20 年度に増加している。これは既に記載のとおり、平成 19 年度においては国税の地方への税源移譲によるものであり、平成 20 年度においては税源移譲及び景気回復による法人税等の増加によるものである。また、収納率については、平成 15 年度から平成 17 年度にかけて向上し、その後 98% 以上の収納率を維持している。これは、不納欠損処理を実施したことにより滞納額が整理された結果である。

【図表 1-2 現年課税分の推移】



また、滞納繰越分の調定額及び収納額については平成 17 年度から平成 19 年度にかけて減少している。これは現年分の徴収率が上昇したことで新規滞納繰越額が減少（新たな滞納者の発生を防止）したことによるものであると考えられる。収納率については、平成 14 年度に大型差押物件の公売による配当があったが、平成 15 年度にはそれがなくなった反動減と、平成 14 年度に発生した高額の繰越滞納の影響により、平成 15 年度及び平成 16 年度に低下したものの、平成 17 年度において例年並みに回復している。

【図表 1-3 滞納繰越分の推移】



税目別調定額及び収納率の推移

過去 5 年間の各税目の調定額、収納額及び収納率の推移は以下のとおりである。現年課税分については、全ての税目について 97%以上の収納率であるのに対して、滞納繰越分については 20%前後と現年課税分と比較すると大幅にその収納率は低くなる。

現年課税として早期段階で回収することが、全体としての収納率向上につながるものと考えられる。

【図表 1-4 税目別の市税推移】

(現年課税分)

(単位:百万円、%)

区分	H18 年度			H19 年度			H20 年度		
	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率
1.市民税	45,739	44,943	98.3	52,298	51,212	97.9	52,410	51,233	97.8
個人	31,402	30,688	97.7	37,918	36,924	97.4	38,903	37,832	97.2
法人	14,337	14,255	99.4	14,380	14,288	99.4	13,507	13,401	99.2
2.固定資産税	42,095	41,172	97.8	44,221	43,445	98.2	45,171	44,414	98.3
3.都市計画税	7,171	7,009	97.7	7,390	7,244	98.0	7,555	7,410	98.1
4.その他	8,847	8,757	99.0	9,016	8,961	99.4	8,887	8,834	99.4
合計	103,855	101,883	98.1	112,926	110,864	98.2	114,025	111,892	98.1

区分 \ 年度	H21 年度			H22 年度		
	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率
1.市民税	47,959	46,879	97.7	47,310	46,285	97.8
個人	38,636	37,630	97.4	35,724	34,892	97.7
法人	9,323	9,249	99.2	11,585	11,393	98.3
2.固定資産税	44,964	44,139	98.2	45,179	44,387	98.2
3.都市計画税	7,501	7,343	97.9	7,664	7,511	98.0
4.その他	8,735	8,674	99.3	8,953	8,888	99.3
合計	109,161	107,036	98.1	109,108	107,072	98.1

(滞納繰越分)

(単位:百万円、%)

区分 \ 年度	H18 年度			H19 年度			H20 年度		
	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率
1.市民税	2,810	616	21.9	2,675	632	23.6	2,842	656	23.1
個人	2,554	558	21.9	2,420	586	24.2	2,582	616	23.9
法人	256	57	22.6	254	46	18.1	259	39	15.3
2.固定資産税	4,089	974	23.8	3,710	834	22.5	3,349	685	20.5
3.都市計画税	846	202	23.9	739	166	22.5	658	135	20.6
4.その他	225	71	31.8	212	42	20.0	182	39	21.9
合計	7,972	1,865	23.4	7,337	1,676	22.8	7,032	1,517	21.6

区分 \ 年度	H21 年度			H22 年度		
	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率
1.市民税	3,083	718	23.3	3,143	756	24.1
個人	2,805	661	23.6	2,893	708	24.5
法人	278	56	20.3	250	48	19.5
2.固定資産税	3,122	659	21.1	3,005	766	25.5
3.都市計画税	607	124	20.6	584	139	23.9
4.その他	171	33	19.4	185	42	22.9
合計	6,985	1,536	22.0	6,920	1,705	24.6

(3) 組織体制(担当部局)

市税の収納は岡山市財政局収納課、北区を除く各区役所の税務課及び各区役所出先機関、債権管理は収納課が担当している。それぞれの事務分掌は下表のとおりである。収税係は第1～5係に区分されているが、地区管理されているのみで、その作業内容は同じである。

財政局	収納課	管理係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 徴収事務の企画調整に関すること。 (2) 電算事務の調整に関すること。 (3) 納税の広報に関すること。 (4) 徴収の嘱託及び受託に関すること。 (5) 証券類の整理保管に関すること。 (6) 差押物件の換価に関すること。 (7) 市税の口座振替に関すること。 (8) 納税貯蓄組合に関すること。 (9) 課内他係の主管に属しないこと。
		収税係 (第1～5係)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 納税の督促に関すること。 (2) 滞納処分に係る相続関係、不動産、債権等その他調査に関すること。 (3) 市税及び市税に係る税外徴収金の滞納整理及び滞納処分に関すること。 (4) 滞納処分の執行停止に関すること。 (5) その他滞納整理に関すること。
		公売整理係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 納税の督促に関すること。 (2) 滞納処分に係る相続関係、不動産、債権等その他調査に関すること。 (3) 市税及び市税に係る税外徴収金の滞納整理及び滞納処分に関すること。 (4) 滞納処分の執行停止に関すること。 (5) 公売に関すること。 (6) その他滞納整理に関すること。
		収納係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市税に係る税外徴収金の調定並びに市税及び市税に係る税外徴収金の収入整理に関すること。 (2) 過誤納金の還付又は充当に関すること。 (3) 督促状の発付に関すること。

区 役 所	税 務 課	管理係	(1) 岡山県市町村税務協会からの軽自動車税に係る課税資料の収集に関すること(北区に限る)。 (2) 軽自動車税の調定(北区に限る)、賦課、脱税検査及び犯則取締りに関すること。 (3) 軽自動車税の納期限の延長、減免及び納期限の繰上げに関すること。 (4) 軽自動車税の課税台帳の作成及び整理に関すること(北区に限る)。 (5) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付に関すること。 (6) 市税に係る諸証明に関すること。 (7) 市税及び市税に係る税外徴収金の収納に関すること(北区を除く)。 (8) 保険料等の収納に関すること(北区を除く)。 (9) 証明手数料等の収入金の収納に関すること。 (10) 課内他係の主管に属しないこと。
-------------	-------------	-----	---

収納課及び各区役所の税務課の職員数は下表のとおりである。

【図表 1-5 所属別収納税務職員数及び税務経験年数の状況】

(単位:人)

所属	課	係名	人数	計	税務経験年数
財政局	収納課	管理係(管理職含む)	11	61	4年10ヵ月
		収税第1係	7		
		収税第2係	7		
		収税第3係	8		
		収税第4係	8		
		収税第5係	5		
		公売整理係	5		
		収納係	10		
中区役所	税務課		3	3	4年3ヵ月
東区役所	税務課		3	3	7年4ヵ月
南区役所	税務課		3	3	5年8ヵ月
合計				70	-

収納課の係ごとの職員数は収納係が10人と最も多く、これは入金データの作成や市税のシステ

ムでの消込処理、納税者への還付伝票の発送等、業務量が多いためである。

また、税務経験年数は4年10ヵ月である。人事異動により新たに配属された者は課内での税務研修に参加している。業務経験が長い者も外部の研修に参加する等その専門能力の向上・維持に努めている。また、公務員の人事異動は3年が一般的であるが、収納課においては3～5年が平均である。

(4) 根拠法令・条例

市税の収納及び債権管理に関しては、以下の法令に基づき行っている。

収納・・・国税徴収法、地方税法

債権管理・・・国税徴収法を原則とし、各市で定められた条例及び地方税法によっている。

(5) 徴収事務について

徴収方法

市税の徴収方法には、普通徴収、特別徴収、申告納付、証紙徴収の4種類がある。

a 普通徴収

徴税吏員が納税通知書を当該納税者に交付することによって地方税を徴収することである(地方税法第1条第1項第7号)。

b 特別徴収

給与や公的年金を支払う事業者等を特別徴収義務者とし、この特別徴収義務者に税金を徴収させ、その税金を納入させることである(地方税法第1条第1項第9号)。

c 申告納付

納税者がある納付すべき課税標準額及びその税額を申告し、その申告した税額を納付することである(地方税法第1条第1項第8号)。

d 証紙徴収

納税通知書を交付しないで、発行する証紙を貼ることにより納付することである(地方税法第1条第1項第13号)。

各市税の徴収方法

徴収方法	税目
普通徴収	個人市民税(1)、固定資産税、軽自動車税(2)、都市計画税
特別徴収	(個人市民税)、入湯税
申告納付	法人市民税、市たばこ税、鉱産税、特別土地保有税、事業所税、
証紙徴収	(軽自動車税)

1 個人市民税のうち、給与所得者については原則として特別徴収の方法による。

2 軽自動車税のうち、一部のものについては証紙徴収によることができる。

納付方法

岡山市においては以下の納付方法が採用されている。

- a 市役所収納課、北区を除く各区役所税務課及び各支所等での納付
- b 金融機関窓口での納付
- c 口座振替による納付

上記の納付から作成された収入データを収納ホストに取り込むことにより債権の消込みが行われる。

(i) 収納課窓口での納付

納税者より、納税金と納税通知書等を受け取り(納税者が忘れた場合には市税滞納整理支援システムより納付書を出力)、金額を確認したうえで領収済印を押印し、領収書を納税者に渡す。納付書[金融機関保存用]は収納課で保管、領収済通知書及び現金は指定金融機関へ引き渡され、当初納税通知書の領収済通知書については指定金融機関で収入データが作成される。収納ホストへそのデータ取り込みを行うことで債権の消込みが行われ、市税滞納整理支援システムより出力された納付書等の領収済通知書については、OCR機で読み取り、蓄積されたデータをフロッピーディスクで収納ホストに取り込むことにより債権の消込みが行われる。

(ii) 徴税吏員による訪問先での現金による納付

現金を受け取った場合には、手持ちの現金領収書綴り(領収済通知書、現金領収書原符、現金領収書の3枚複写)の現金領収書を納税者に渡す。領収済通知書、収納金払込書・収納金領収証書及び現金を指定金融機関へ引き渡し、入金処理が完了次第、銀行より収納金領収証書、領収済通知書が届く。収納金領収証書は現金領収書原符と一致していることを確認し、その裏に貼付され、領収済通知書はOCR機で読み取り、蓄積されたデータをフロッピーディスクで収納ホストに取り込むことにより債権の消込みが行われる。なお、現金領収書綴りは日次で担当管理職の確認を受ける。

(6) 市税減免について

地方税法第323条において、市町村民税の減免に関する規定が定められている。市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において市町村民税の減免を必要とすると認める者、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、市町村民税を減免することができる。但し、特別徴収義務者については、この限りでない。

これに基づき岡山市では、岡山市税条例において市民税の減免について第31条、固定資産

税の減免について第 50 条に規定を設けている。

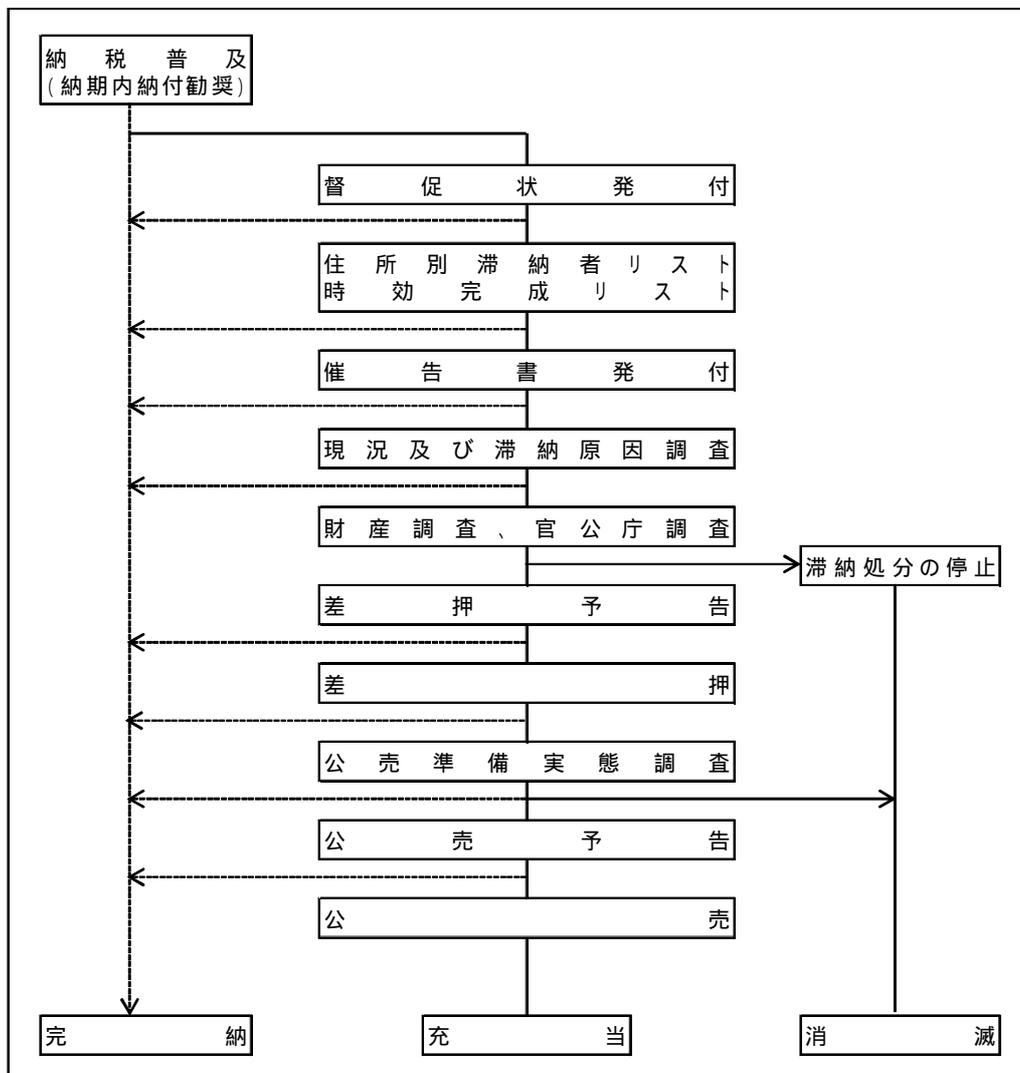
市民税も固定資産税も、納期限までに 住所、氏名、 年度、月別、納期の別及び税額、 減免を受けようとする理由等を記載し、特別の事情に該当する証明書類を添付し、市長に申請する必要がある。

なお、市民税も固定資産税も災害や病院への入院等のやむを得ない事情により申請が遅れた場合でも、提出があればその時点まで遡及して減免を認めている。

(7) 滞納整理事務について

業務手順

岡山市財政局収納課作成の「事務の手引き」による滞納整理事務に関する手続きは以下のとおりである。



a 督促状発付

地方税法第 329 条第 1 項によれば、「納税者が納期限までに市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後 20 日以内に、督促状を発しなければならない。」と定められていることから、岡山市においては「徴収金を納期限までに完納しない場合には、納期限後 20 日以内に督促状を発しなければならない。」と定めている。但し、「督促状を納期限後 20 日以内に発しなければならないという規定は訓示規定であり、20 日以後に発した督促状が無効となるということはない。」という昭和 30.12.27 の徳島地裁の判決もマニュアルに組み込んでいる。

督促状が不達となり返送された場合には、公示送達を行う。公示送達とは、送達を受けるべき者の所在が不明のため書類を送達することができない場合に、その書類の送達が行われたと同じ効果を生じさせる手段である。

b 催告書発付

地方税法に根拠規定はないが、督促状を送付してもなお納付のない滞納者に対して、自主的な納付を促すことを目的として催告書を発送する。当該催告書は、滞納者からの納付や連絡があるまで発送される。

c 財産調査

国税徴収法第 141 条によれば、「徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、滞納者等に質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類を検査することができる。」と定められていることから、岡山市においては「滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、滞納者等に質問し、又はその者の財産に関する帳簿若しくは書類を検査することができる。」と定めている。

これに基づいて、財産調査の基準を定めてはいないが、滞納金額の多い順に、滞納者の預金調査(金融機関へ調査依頼)や固定資産の有無等について調査を行っている。また、調査を行っている段階で、特殊な事情があれば現地調査を行う。

d 滞納処分の停止(執行停止)

一定の調査を行った結果、滞納者に一定の事由(無財産、生活困窮、所在不明・財産不明等)があり、徴収見込みがない場合、納税の緩和を図るとともに、徴収事務の合理的、効果的な運営を図ることを目的として行うものである。

e 差押

滞納処分の最初の段階をなすものであって、租税債権の確保を図るため滞納者の特定財産について事実上又は法律上の処分を禁止する強制的な行為をいう。

差押さえることのできる財産は以下のとおりである。

- ・ 動産・・・船舶、自動車等
- ・ 有価証券・・・株券、ゴルフ会員権等
- ・ 債権・・・預金、給与、年金、保険金、賃貸料等
- ・ 不動産・・・土地、建物等

f 公売

差押財産の公売は、滞納処分の一環をなし、租税債権を充足するために実施する最終的な処分である。

g 滞納に伴う不納欠損処理

上記 a～f により徴収努力したが、なお一定期間内に徴収することができず納税義務が消滅した市税については、不納欠損として処理する。納税義務の消滅による不納欠損処理は、(ア)法定納期限の翌日から 5 年間経過した場合、(イ)滞納処分の執行停止が 3 年間継続した場合、(ウ)無財産で執行停止したもののうち直ちに納税義務を消滅させた場合に区別される。

法定納期限の翌日から 5 年間経過した場合

市税の徴収権は、原則として法定納期限の翌日から 5 年間行使しないことによって、時効により消滅する。時効完成後は納付の意思があっても納付することはできない。(地方税法第 18 条第 1 項)

滞納処分の執行停止が 3 年間継続した場合

執行を停止し、その停止期間が継続して 3 年を経過した場合に徴収権が消滅する。(地方税法第 15 条の 7 第 4 項)

無財産で執行停止したもののうち直ちに納税義務を消滅させた場合

執行停止時に徴収不能が明らかな場合で、直ちに納税義務を消滅させることである。(地方税法第 15 条の 7 第 5 項)

2. 回収事務の現状

(1) 岡山市における回収及び滞納整理の管理状況

他の政令指定都市との収納率比較

平成 22 年度における政令指定都市との収納率は【図表 1-6】のとおりである。

【図表 1-6 各政令指定都市における収納率の状況】

(単位:%)

都市名	収納率					
	現年課税分	順位	滞納繰越分	順位	合計	順位
A市	98.9	2	40.3	1	97.5	1
B市	99.1	1	31.0	4	97.3	2
C市	98.8	4	35.4	2	97.0	3
D市	98.7	6	29.5	5	96.2	4
E市	98.5	10	28.9	6	95.9	5
F市	98.7	7	26.8	8	95.8	6
G市	98.8	3	24.0	10	95.5	7
H市	98.7	5	22.4	14	95.3	8
I市	98.7	8	22.6	13	95.1	9
J市	97.7	19	32.0	3	94.9	10
K市	98.6	9	23.1	12	94.4	11
L市	97.9	17	27.9	7	94.3	12
M市	98.2	13	20.8	18	94.2	13
N市	98.0	16	23.3	11	93.8	14
岡山市	98.1	15	24.6	9	93.8	15
P市	98.5	11	21.8	17	93.8	16
Q市	97.8	18	22.2	15	93.7	17
R市	98.3	12	22.2	16	93.3	18
S市	98.2	14	17.4	19	92.7	19

収納率は政令指定都市の中で 15 位と平均以下である。これは、滞納繰越分が 9 位であるのに対し、現年課税分が 15 位であることが順位を押し下げる原因となっていると考えられ、現年課税分が収納金額の大半を占めているためである。

市税滞納分布状況

平成 23 年 6 月 9 日付の市税滞納状況は【図表 1-7】のとおりである。

【図表 1-7 市税滞納分布状況】

(単位:人、千円、%)

区分	滞納者		滞納金額		平均滞納額
	人数	割合	金額	割合	
10万円未満	33,627	70.0	1,057,756	12.9	31
10万円以上 20万円未満	6,785	14.1	962,050	11.7	142
20万円以上 30万円未満	2,860	6.0	698,261	8.5	244
30万円以上 50万円未満	2,246	4.7	862,364	10.5	384
50万円以上 100万円未満	1,542	3.2	1,060,557	12.9	688
100万円以上 200万円未満	567	1.2	779,760	9.5	1,375
200万円以上	418	0.9	2,777,614	33.9	6,645
合計	48,045	100.0	8,198,362	100.0	171

滞納税額が10万円未満の滞納者数は70%と人数全体に占める割合は最も多いが、金額では全体の12.9%であり、平均滞納額からも払い忘れ等によるものと考えられる。また、200万円以上の滞納者数は0.9%と全体に占める割合は低いが、金額では33.9%を占めている。これは、1人1人が大口の高額滞納者である。

徴税コストについて

最近5年間の徴税費の状況は【図表 1-8】のとおりである。

【図表 1-8 徴税費の推移】

(単位:人、千円、%)

区分	年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
	市税収入額(イ)		106,140,078	112,540,809	113,410,561	108,573,090
徴税費(ロ)	人件費	1,573,142	1,426,835	1,421,792	1,370,705	1,412,261
	需用費	767,472	636,459	857,334	575,392	682,213
	諸費	164,787	174,695	179,523	141,923	149,641
	その他	14,141	3,194	5,662	14,020	43,883
	合計	2,519,542	2,241,183	2,464,311	2,102,040	2,287,998
県民税徴収取扱費(ハ)		924,885	1,546,444	1,574,722	1,031,741	1,058,500
市税徴収取扱費(ニ):(ロ)-(ハ)		1,594,657	694,739	889,589	1,070,299	1,229,498
税収入額に対する徴税費の割合 (ホ):(ニ)÷(イ)		1.5	0.6	0.8	1.0	1.1
徴税職員数		208	202	191	185	187
職員1人当たりの人件費		7,563	7,064	7,444	7,409	7,552

(注)県民税徴収取扱費とは、納税義務者数に規定の金額を乗じる等して算出したものである。

市税収入額に対する徴税費の割合のうち、平成 19 年度から国の税収を地方へ税源移譲したことにより、分母となる税収入額が高くなっていること、また、平成 19 年度からの 3 年間は税務職員数が減少して人件費が下がっていることにより、平成 19 年度の職員 1 人当たりの人件費が他の年度と比較して低くなっていると考えられる。

督促状の発送状況について

最近 5 年間の税目別の督促状の発送状況は【図表 1-9】のとおりである。

【図表 1-9 督促状発送状況の推移】

(単位:件)

区分		年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度
市民税	普通徴収		89,822	95,822	103,821	113,542	91,249
	特別徴収		28,900	29,046	27,781	26,590	23,798
	法人市民税		2,000	1,670	1,621	1,679	1,954
	小計		120,722	126,538	133,223	141,811	117,001
固定資産税			98,482	97,770	107,204	110,868	113,926
軽自動車税			38,530	39,698	40,348	45,834	45,818
その他			25	32	33	38	29
合計			257,759	264,038	280,808	298,551	276,774

督促状の発付は市民税が多く、次いで固定資産税である。これは市税の収入額の多い順と比例している。

また、年々督促状の発送件数が増加している傾向にあるにも関わらず、平成 22 年度において減少しているのは、所得減少等による市民税納税義務者数の減少の影響と考えられる。

差押・換価の状況について

・ 財産差押等状況

最近 5 年間の財産差押等の状況は【図表 1-10】のとおりである。

【図表 1-10 財産差押等の状況の推移】

(単位:件、千円)

年度	区分 種別	繰越差押		差押執行		差押解除		差押中	
		件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
H 18 年 度	動産	0	0	1	828	0	0	1	828
	不動産	768	1,082,749	652	462,308	238	233,508	1,182	1,311,549
	電話加入権等	94	70,384	0	0	18	4,164	76	66,219
	債権	270	205,080	1,023	881,835	866	656,226	427	430,690
	参加差押	338	397,814	191	224,001	63	49,320	466	572,495
	合計	1,470	1,756,027	1,867	1,568,972	1,185	943,218	2,152	2,381,781
H 19 年 度	動産	1	828	0	0	0	0	1	828
	不動産	1,194	1,181,701	796	463,393	344	145,145	1,646	1,499,949
	電話加入権等	76	64,612	0	0	14	1,224	62	63,388
	債権	407	343,926	1,388	946,931	1,043	592,762	752	698,095
	参加差押	474	560,202	128	137,780	72	39,959	530	658,023
	合計	2,152	2,151,269	2,312	1,548,104	1,473	779,090	2,991	2,920,283
H 20 年 度	動産	1	828	6	10,192	2	2,088	5	8,932
	不動産	1,646	1,499,949	689	565,835	547	423,158	1,788	1,642,626
	電話加入権等	62	63,388	0	0	8	5,968	54	57,420
	債権	752	698,095	3,591	1,258,859	3,350	1,341,243	993	615,711
	参加差押	530	658,023	110	127,088	76	99,492	564	685,619
	合計	2,991	2,920,283	4,396	1,961,974	3,983	1,871,949	3,404	3,010,308
H 21 年 度	動産	5	8,932	2	43,807	6	51,911	1	828
	不動産	1,788	1,642,626	693	458,862	574	386,523	1,907	1,714,965
	電話加入権等	54	57,420	0	0	16	43,649	38	13,771
	債権	993	615,711	6,496	4,939,923	6,265	4,495,812	1,224	1,059,822
	参加差押	564	685,619	285	218,199	130	191,949	719	711,869
	合計	3,404	3,010,308	7,476	5,660,791	6,991	5,169,844	3,889	3,501,255
H 22 年 度	動産	1	828	25	258,625	17	207,228	9	52,225
	不動産	1,907	1,714,965	760	321,736	554	575,456	2,113	1,461,245
	電話加入権等	38	13,771	0	0	14	2,130	24	11,641
	債権	1,224	1,059,822	9,693	2,816,581	9,514	2,614,948	1,403	1,261,455
	参加差押	719	711,869	379	426,060	144	243,496	954	894,433
	合計	3,889	3,501,255	10,857	3,823,002	10,243	3,643,258	4,503	3,680,999

平成 20 年度以降、滞納件数及び滞納残高圧縮のため「税法による早期着手、早期差押」を積極的に行ってきたことにより、差押執行件数が急増している。

なお、平成 18 年度の差押中と平成 19 年度の繰越差押の件数及び税額に差異が生じている。これは、市税滞納整理支援システムの年度末における差押集計機能不足のためである。よって、平成 20 年度からは前年度の差押中の件数及び税額をもって、当年度の繰越差押の件数及び税額としている。

・ 公売状況

最近 5 年間の公売の状況は【図表 1-11】のとおりである。

【図表 1-11 公売状況の推移】

(単位:件、千円)

		公売回数	公売物件数	滞納税額	落札物件数	換価代金	市税充当額
H 18 年 度	動産	0	0	0	0	0	0
	不動産	2	9	5,910	5	5,983	2,205
	電話加入権等	0	0	0	0	0	0
	合計	2	9	5,910	5	5,983	2,205
H 19 年 度	動産	0	0	0	0	0	0
	不動産	0	0	0	0	0	0
	電話加入権等	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0	0
H 20 年 度	動産	1	36	6,650	33	206	200
	不動産	0	0	0	0	0	0
	電話加入権等	0	0	0	0	0	0
	合計	1	36	6,650	33	206	200
H 21 年 度	動産	2	15	8,592	15	563	546
	不動産	0	0	0	0	0	0
	電話加入権等	0	0	0	0	0	0
	合計	2	15	8,592	15	563	546
H 22 年 度	動産	2	33	109,416	21	247	239
	不動産	0	0	0	0	0	0
	電話加入権等	0	0	0	0	0	0
	合計	2	33	109,416	21	247	239

平成 20～22 年度は全てインターネット公売である。公売回数は年 1～2 回程度である。

不納欠損処理の状況について

最近 5 年間の不納欠損処分状況は【図表 1-12】のとおりである。

【図表 1-12 不納欠損処分状況の推移】

(単位:件、千円)

年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度
税目	金額	金額	金額	金額	金額
	件数	件数	件数	件数	件数
個人市民税	294,184	200,647	217,382	248,391	144,413
	15,299	13,344	11,262	11,179	8,995
法人市民税	26,415	28,006	46,194	41,083	21,433
	463	338	368	274	274
固定資産税(都市 計画税を含む)	388,269	355,577	341,667	327,594	288,426
	8,700	8,285	8,743	10,724	7,358
その他	32,137	42,748	24,890	14,014	11,998
	4,201	4,085	4,120	4,088	3,050
合計	741,005	626,978	630,133	631,082	466,271
	28,663	26,052	24,493	26,265	19,677

個人市民税の平成 18 年度における不納欠損処分は件数、金額ともに多い。これは、執行停止即時消滅処理の増のためである。また、同じ年度の固定資産税(都市計画税を含む)について、件数が他の年度とほぼ変わりはないが、金額が多額であるのは、高額の滞納事案から優先して滞納整理を行ったためと考えられる。

(2) 回収事務及び債権管理に関する具体的な手続き

現金及び証券受託による徴収

現金については、徴税担当者ごとに現金領収書綴りを所有している。この現金領収書綴りは現金領収書授受簿に記入押印のうえ担当管理職から受領する。現金回収の都度記入し、担当管理職の承認を受けることにより管理される。証券受託については、受領した小切手等をもとに受託証券(手形・小切手)一覧表及び納付(納入)受託証券引継書を作成し、担当管理職の確認を受け、金庫で保管される。

現金受領分について、平成 22 年度の現金領収書授受簿を入手し、領収書番号、使用期

間、受領印、完了印の記入・押印状況を確認するとともに、領収書綴りとの整合性及び記入・押印状況をそれぞれ確認した。また、証券受託について平成 23 年 3 月分の受託証券(手形・小切手)一覧表及び納付(納入)受託証券引継書を閲覧し、記入・押印状況及び書類間の整合性を確認した。

現金領収書授受簿と現金領収書は一致しており、授受簿及び領収書綴りの記載・押印に洩れはなかった。また、受託証券(手形・小切手)一覧表及び納付(納入)受託証券引継書も一致していた。担当管理職の押印については、不在の場合、代理決裁をとる等の処置が適切にされており、同書類の記入・押印状況についても、特に問題となる事項は検出されなかった。

分割納付

滞納者が納税額を指定した期限までに完納することができない場合に分割納付を認めることができるものであり、市税納付誓約書兼債務承認書を本人に記入してもらい、未納金額明細書を添付して割印のうえ担当管理職の承認を得ることで認められる。

平成 23 年 3 月分の市税納付誓約書兼債務承認書及び未納金額明細書を閲覧し、割印や適切な承認者の承認等、適切に処理されていることを確認した。

閲覧した結果、1 件について市税納付誓約書兼債務承認書と未納金額明細書に納税者の割印のないものがあった。これについては担当者が納税者から割印を頂戴する旨の付箋も貼付されていたが、そのままの状態で放置されていた。上記以外については特に問題はなかった。

市税の減免

生活保護等により市税を納めることができない場合に減免を認める措置がある。減免申請書に減免理由を証明する書類を添付し、担当管理職が承認することで認められる。

岡山北区役所の平成 22 年度の減免申請書を閲覧し、減免理由や適切な承認者の承認等、適切に処理されていることを無作為に抽出し確認した。

・ 個人市民税

北区役所における減免申請は 49 件あり、うち生活保護を理由とするものが 48 件、所得減少を理由とするものが 1 件であり、5 件を抽出した。

抽出した 5 件は全て生活保護受給者であり、全てに生活保護受給証明書が添付されていた。また、全額免除の処理がとられており、担当管理職の承認も洩れなく行われていた。

・ 固定資産税

北区役所の減免申請は 200 件あり、その内訳は以下のとおりである。

(単位:件)

理由	生活保護減免	私道減免	課税免除	公益免除	火災減免	公衆浴場
件数	123	25	15	14	10	13

これら理由別に1件ずつ抽出した。固定資産税の場合、申請の都度、現地調査を行っていることから、現地調査を行った写真が添付されていることも確認した。また、公益減免及び公衆浴場については、その公益性が失われていないかを確認し、区長代理決裁となっていることを併せて確認した。

以下のとおり、特に問題となる案件はなかった。

No.	理由	確認書類	減免計算	現地調査の有無	処理の妥当性
1	生活扶助	生活保護受給証明書	全額	現地写真あり	
2	私道減免	地図	全額	現地写真あり	
3	課税免除	地図	全額	現地写真あり	
4	公益減免	地図 申請文書	全額	写真はないが、昨年と事業内容に変更がない旨を確認	
5	火災減免	り災届出証明書	土地全額、 建物 8/10	現地写真あり	
6	公衆浴場	浴場許可番号	全額	写真はないが、昨年と事業内容に変更がない旨を確認	

督促状の発送手続き

督促状及び督促状発送リストをシステムより出力し、各担当者において発送先がチェックされる。発付時までの納付分は引き抜かれる等、問題のない督促状はそのまま発送される。

平成23年3月の督促状発送に関する決裁書及び督促発付集計表を閲覧し、書類間の整合性を確認するとともに、督促状発送リストを閲覧し、担当者のチェック状況を確認した。

決裁書と督促発付集計表の発送件数は一致していた。但し、督促状発送リストにおいて、発送対象としなかったものに関する具体的理由の記載等がないものが2件あった。ヒアリングより、住民登録外課税であること及び海外への住所変更により督促状の発送対象としないことが判明した。

不納欠損処理

市税滞納整理支援システムより地方税法第15条の7第4項(滞納処分執行停止より3年経過)、第5項(即時消滅)に該当するデータを抽出し、収納ホストへ入力する。ホスト上で、第18条第1項(5年時効)に該当するデータと合わせて、その年度末に不納欠損処理が行われ

る。

平成 22 年度の欠損処分内訳書より無作為に 6 件抽出し、滞納処分執行停止決議書、滞納金額明細書の閲覧及び担当者へのヒアリングを行い、不納欠損処理が適切であるか確認した。

但し、5 年時効については、収納ホスト上で自動集計され、欠損処理が行われることから、それぞれについて滞納処分執行停止決議書、滞納金額明細書は作成されないことを担当者からのヒアリングにより確認している。

検討の結果、以下のとおり、特に問題となる案件はなかった。

・ 執行停止 3 年経過

(単位:千円)

No.	区分	年度	税目	期別	税額	事由	差押処理の妥当性
1	法人	H19 年度	法人市民税	-	50	H19.7 以降会社休業。	
		H19 年度	市県民税特徴	6 月～7 月	80		
2	個人	H19 年度	市県民税普徴	1 期～4 期	27	H19.10 より生活保護受給。	
3	個人	H18 年度	市県民税普徴	1 期～4 期	69	H18.4 に国外へ出国し、帰国予定不明。	

・ 即時消滅

(単位:千円)

No.	区分	年度	税目	期別	税額	事由	差押処理の妥当性
1	個人	H20 年度	市県民税普徴	2 期、4 期	19	住民登録外課税であり、転居先等の追跡調査困難。	
2	法人	H17 年度	償却資産税	1 期～4 期	44	H16.8 清算終了。	()
3	法人	H21 年度	市県民税特徴	1 月～12 月	120	H22.2 に破産手続き。差押可能債権なし。	

()H16.8 に清算終了しているので平成 17 年度分は、執行停止(即落ち)で不納欠損にすべきであるが、少額の案件まで処理を行えなかったことが原因ではないかとの回答を得た。

差押処理

差押を行う場合には、担当者が差押執行事前点検票をもとに差押え可能かチェックを行い、可能であれば決裁も兼ねた差押調書を作成し、担当管理職の承認を受ける。

差押について滞納税額が6百万円以上の案件全てについて、差押調書が作成されており、また、その処理が適切であるか担当者へのヒアリング等も行い確認した。

検討の結果、以下のとおり、特に問題となる案件はなかった。

(単位:千円)

	差押日	滞納税目	税額	財産種類	財産内容	差押処理の妥当性
差押	H23.3	固定資産税 法人市民税 償却資産税	253,392	債権	出資金	
参加差押	H23.2	法人市民税	111,181	不動産	土地	
差押	H22.9	法人市民税 軽自動車税 市県民税特徴 固定資産税 償却資産税	17,183	不動産	土地、 建物	
差押	H11.9	固定資産税 市県民税普徴	14,970	不動産	土地	
差押	H16.11	固定資産税 法人市民税 特別土地保有税	10,891	不動産	土地、 建物、 敷地権	
差押	H16.10	固定資産税 市県民税普徴	6,514	不動産	土地、 建物	

また、差押期間が長期(差押が昭和時代)にわたっている案件が27件ある。そのうち5件を無作為に抽出し、その処理が適切であるか担当者へのヒアリング等も行い検討した。

検討の結果は、以下のとおりである。

(単位:千円)

	差押日	滞納税目	期別	税額	差押解除しない理由	処理の妥当性
差押	S58.12	固定資産税 市県民税普徴	S53-H22	646	H23年度分の入金があり、資力ありと判断	
参加差押	S57.2	固定資産税 市県民税普徴 軽自動車税	S55-H15	822	分納管理中であり、入金あり	
差押	S57.11	市県民税普徴 固定資産税	S54-H22	1,746	H23 に本人死亡。但し相続人存在	
差押	S58.12	固定資産税	S58-H14	129	H23年度分の入金があり、資力ありと判断	
差押	S58.12	市県民税普徴 固定資産税	S54-S58	310	H14 本人死亡。執行停止検討中	

通常であれば、財産の差押を行えば公売して税金を回収することが原則であるが、上記抽出案件は、滞納者の資力があるものや財産整理がついていない等、公売にまで至っていないケースであり、特に問題はない。また、差押解除をしない理由も同様であるが、解除をすれば滞納者の財産を保全して税金を徴収する強制力を失うことになるため、差押解除も行われていない。

3. 指摘

(1) マニュアルの整備

市税に関するマニュアルを平成16年9月に作成しているが、担当者へヒアリング等で業務の流れを確認すると、現在の業務に必ずしも一致していない箇所が存在する。今回確認した事項は、現金収納、分納・徴収猶予、督促・催告、差押、不納欠損処理であり、実際に使用している帳票類の様式も一部、新しく変更されている。マニュアルは初心者や未経験者が、一の業務を適切に行うための方法や基準を解説した文書であり、改正があった場合にはその都度適切な措置を経て更新する必要がある。

(2) 分割納付の場合の納税者からの捺印の要請

納税者が一括で納税ができない場合に、市税納付誓約書兼債務承認書の記入を求めている。この書類はその時点での滞納市税額が記載されるが、直接記載しない場合にはシステムより出力した未納金額明細書が添付され、当該金額で間違いがないか本人に確認してもらい、市税納付誓約書兼債務承認書との割印がなされている。

監査時点で入手した当該書類のうち1件について、市税納付誓約書兼債務承認書への押印及び未納金額明細書との割印がないものが存在した。

担当者は、後日送付し、印鑑を入手する旨の記載を行っていたが、そのフォローがされずファイリングされた状態で放置されていた。納税者へ控えを渡しているため、納税者も滞納額等を認識しているはずであるが、割印がないためにその滞納額が異なる旨の主張がなされ、かつ、本来回収できるはずの税額が過少となる可能性も否定できないことから、その後のフォロー手続きを洩れなく行う必要がある。

(3) 督促状発送リストの具体的理由の記載

督促状を発送する際に督促状発送リストを出力し、発送先を選定する。平成 23 年 3 月 25 日の発送先リストを確認したところ、発送しなかった先についての具体的理由が記載されていなかった。ヒアリングによれば、外国へ帰国したため、岡山市外へ転居したためという理由を聴取したが、後で容易に確認できるようにするためにも明確な理由をリストへ記載すべきである。

4. 意見

(1) 収納課における個人別目標の設定

岡山市市税等滞納整理強化対策本部による会議において当年度の目標収納率を設定している。但し、個人別の目標設定はなく、あくまでも全体としての目標である。全体での目標設定はもちろん必要であるが、個人別の目標設定まで落とし込まれていないと当事者意識が薄まる一因にもなりかねない。高いモチベーションを維持し続けるために、そして全体の収納率をより一層向上させるために個人別に目標設定をすることが望ましい。

(2) 納付方法の多様化

現在、岡山市における市税の収納方法は収納課窓口での収納、銀行等振込、徴収員による現金回収、口座振替とされている。窓口での収納は通常午後 5 時までとなっているが、滞納者に限っては年 5 回(5 月、7 月、9 月、12 月、3 月)催告書を発送する際に、納税相談を実施する旨の案内文書を同封しており、当該指定日の午後 5 時から午後 7 時まで納付できる旨を通知している。

このように岡山市では収納機会の確保に努めているところであるが、更に収納率の向上を図るためには改善が必要である。その一案として挙げられるのが、コンビニ収納の活用である。

コンビニ収納は、水道料や電気代等の公共料金の支払いについて郵便局や銀行等の窓口での支払いに代えて、コンビニエンスストアで各種料金の支払いができるものである。平成 15 年 4 月より地方自治法施行令の一部改正により、地方税もコンビニでの収納が可能となっており、政令市では既に 17 都市が採用している。コンビニ収納を実施することで、納税者は毎日 24 時間いつでも納付が可能となり、納付の機会が増える。また、導入する市にとっては回収率の向上が期待できる。

毎年開催されている、岡山市市税等滞納整理強化対策本部による会議においても、滞納整理基本方針及び取り組みの中でコンビニ収納について検討課題とされているところである。他市例も

参考にしつつ、関連するシステムの改修計画の実施時期や取扱手数料との費用対効果を考慮して、導入時期や対象とする税目等を検討するのが望ましい。

第2 住宅新築資金等貸付金

1. 事業の概要

(1) 制度の概要

住宅新築資金等貸付事業は、厚生省が所管していた世帯更正資金の住宅改修事業を前身とする。岡山市においては、対象地域(地域改善対策特別措置法第 1 条に規定する対象地域をいう。)の環境の整備改善及び住民の持ち家取得による自立促進を目的とし、国の補助を受け、昭和 42 年度から住宅改修資金、昭和 49 年度から住宅新築資金及び宅地取得資金の貸付が開始された。

その後、住宅新築資金等貸付事業は、平成 8 年度末に地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律が一部改正されたことに伴い、当初の目的を達成した等の理由により、平成 8 年度末に岡山市住宅新築資金等貸付条例も廃止された。住宅新築資金等貸付事業は、現在は岡山市人権推進課により債権回収管理業務のみが行われている。

また、住宅建設資金貸付は、上記の住宅新築資金等貸付制度に基づく貸付対象者以外に、対象地域(同和対策特別措置法第 1 条に規定する対象地域をいう。)の環境の整備改善を図ることを目的に、県の補助を受け、昭和 51 年 7 月から開始されたが、同年 12 月をもって岡山市住宅建設資金貸付要綱は廃止され、現在は岡山市人権推進課により債権回収管理業務のみが行われている。

(2) 貸付金の種類

住宅改修資金：老朽化した住宅又は防災上、衛生上若しくは居住環境が劣悪な状態にある住宅でその改修により耐久性が増し、又は劣悪な状態が改善される見込みのあるものの改修に要する資金

住宅新築資金：自ら居住する住宅の新築又は購入に要する資金

宅地取得資金：自ら居住する住宅の用に供するため、土地の所有権又は借地権の取得(当該土地又は借地権の目的となっている土地の造成を含む。)に要する資金

住宅建設資金：住宅建設資金貸付要綱に定められた対象者に対する住宅の建替え又は建設に要する資金

(3) 貸付限度額・償還期限・利率（最終改正後）

種類	貸付限度額	償還期間	利率
住宅改修資金	430 万円	最長 15 年	年 3.5%
住宅新築資金	740 万円	最長 25 年	年 3.5%
宅地取得資金	550 万円	最長 25 年	年 3.5%
住宅建設資金	370 万円	最長 18 年	年 2.0%

貸付年度により、貸付限度額等は異なる。

(4) 過去の貸付状況

昭和 42 年度に住宅改修資金、昭和 49 年度に住宅新築資金及び宅地取得資金の貸付が開始されて以降、年々制度認知が高まり、徐々に利用者が増加した結果、昭和 55 年度に各貸付金の件数、金額ともに最も大きくなっている。そして、昭和 56 年度以降、各年度の貸付金の件数、金額は減少に転じ、特に昭和 62 年度以降は、貸付金額が年間で 1 億円を下回る状況が続き、平成 8 年度を最後に制度は廃止されている。

【図表 2-1】住宅新築資金等貸付状況

(単位:件、千円)

種別	年度	S42～S49	S50	S51	S52	S53	S54	S55	S56
住宅改修	件数	218	59	61	73	45	47	58	37
	金額	154,550	97,800	113,200	138,100	82,300	105,600	142,600	102,800
住宅新築	件数	3	12	20	40	71	137	139	88
	金額	7,100	39,000	81,200	169,600	346,200	803,300	884,600	565,800
宅地取得	件数	2	5	3	5	25	97	102	70
	金額	4,000	10,000	7,500	12,500	62,500	286,360	305,100	297,700

種別	年度	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1
住宅改修	件数	30	16	9	6	5	2	2	2
	金額	85,300	48,000	25,000	19,500	16,500	6,500	5,500	7,100
住宅新築	件数	74	34	25	17	22	7	9	5
	金額	479,000	218,500	161,000	109,600	140,800	45,100	58,500	31,800
宅地取得	件数	54	25	13	7	12	5	3	3
	金額	241,900	115,300	58,900	34,000	57,000	24,500	15,000	14,500

種別	年度	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8
住宅改修	件数	1	2	3	1	1	1	4
	金額	3,600	5,500	9,800	4,100	4,300	4,300	10,400
住宅新築	件数	6	8	3	1	4	4	3
	金額	37,000	49,300	20,100	6,900	28,200	28,500	17,500
宅地取得	件数	3	6	1	0	0	2	3
	金額	15,000	30,000	5,300	0	0	11,000	11,800

昭和 51 年度の「住宅新築」は、「住宅建設資金貸付金」11 件、40,700 千円を含む。

2. 回収事務の現状

(1) 収入状況

平成 8 年度末に住宅新築資金等貸付事業が廃止され、最後に現年調定が行われる平成 33 年度に向けて、過去 5 年の現年調定分は減少している。平成 22 年度現年調定分の収納率は、住宅改修資金貸付金が 15.7%と極端に低く、その他貸付金についても 54.5%と 63.0%であり収納率は決して高くない。住宅新築資金等貸付制度が平成 8 年度末に廃止されて以降、各貸付において生活困窮者の滞納額が相当額残っていることから、返済額について優先的に滞納繰越分から充当していることもあり、現年調定分の収納率を下げる要因になっている。

また、平成 22 年度滞納繰越分の収納率についても 0.4%から 2.1%であり、収納率は非常に低い。昭和 42 年度の貸付当初から相当期間経過していることから、多くの借受人及び連帯保証人が死亡、高齢、居所不明であることもあり、滞納繰越分の収納を下げる要因になっている。

【図表 2-2 住宅改修資金貸付金の収入状況】

(単位:円、%)

年度	区分	調定額	収入済額	収納率
H18 年度	現年調定分	3,063,958	1,505,594	49.1
	滞納繰越分	171,679,035	2,764,778	1.6
H19 年度	現年調定分	2,308,663	1,272,938	55.1
	滞納繰越分	170,472,621	4,989,478	2.9
H20 年度	現年調定分	2,030,233	950,671	46.8
	滞納繰越分	166,518,868	2,184,911	1.3
H21 年度	現年調定分	1,274,584	614,704	48.2
	滞納繰越分	165,413,519	1,972,933	1.2
H22 年度	現年調定分	782,776	122,896	15.7
	滞納繰越分	164,100,466	3,376,412	2.1

【図表 2-3 住宅新築資金貸付金の収入状況】

(単位:円、%)

年度	区分	調定額	収入済額	収納率
H18 年度	現年調定分	54,505,329	30,918,921	56.7
	滞納繰越分	1,287,890,204	16,381,404	1.3
H19 年度	現年調定分	38,259,900	22,909,099	59.9
	滞納繰越分	1,295,095,208	24,977,129	1.9
H20 年度	現年調定分	29,582,571	16,923,210	57.2
	滞納繰越分	1,285,468,880	14,268,461	1.1
H21 年度	現年調定分	20,525,682	13,527,481	65.9
	滞納繰越分	1,283,859,780	20,891,366	1.6
H22 年度	現年調定分	16,069,698	10,128,995	63.0
	滞納繰越分	1,269,966,615	21,771,014	1.7

【図表 2-4 宅地取得資金貸付金の収入状況】

(単位:円、%)

年度	区分	調定額	収入済額	収納率
H18 年度	現年調定分	22,450,173	11,488,666	51.2
	滞納繰越分	540,254,834	5,442,326	1.0
H19 年度	現年調定分	14,981,495	8,059,010	53.8
	滞納繰越分	545,774,015	10,522,030	1.9
H20 年度	現年調定分	11,759,700	6,888,478	58.6
	滞納繰越分	542,174,470	5,647,579	1.0
H21 年度	現年調定分	8,357,771	5,255,085	62.9
	滞納繰越分	541,398,113	8,654,681	1.6
H22 年度	現年調定分	5,866,860	3,197,769	54.5
	滞納繰越分	535,846,118	8,362,504	1.6

【図表 2-5 住宅建設資金貸付金の収入状況】

(単位:円、%)

年度	区分	調定額	収入済額	収納率
H18 年度	現年調定分	-	-	-
	滞納繰越分	9,150,812	151,900	1.7
H19 年度	現年調定分	-	-	-
	滞納繰越分	8,998,912	154,800	1.7
H20 年度	現年調定分	-	-	-
	滞納繰越分	8,844,112	137,700	1.6
H21 年度	現年調定分	-	-	-
	滞納繰越分	8,706,412	91,900	1.1
H22 年度	現年調定分	-	-	-
	滞納繰越分	8,614,512	31,900	0.4

(2) 納付方法

納入通知書による徴収の割合が最も高く、次いで訪問徴収の割合が高い。これは、生活に困窮する滞納者が多数存在し、口座振替率が向上しても収納率の向上が見込めないことから、口座振替率が伸びなかったといえる。これから現年調定が終了し、長期間滞納した債権の回収だけが残れば、訪問徴収の割合が今後増加することが予想される。

(3) 滞納整理の概要

滞納整理事務については、「滞納整理方針」に基づき、滞納の早期解決及び債権の保全を図ることを目的に以下の手続きが行われている。なお、「滞納整理方針」の対象となる滞納額は、過年度調定に係る滞納繰越分である。現年調定に係る未納額については、「滞納整理方針」に特に手続きが定められてはいない。

督促

督促状は、貸付金の償還金を納付期限までに納付しない借受人に対して年3回(7月・10月・1月)発付する。また、督促状は、年3回の各送付月の概ね20日までに発付する。

催告

上記督促しても完納しない借受人に対して、第二次催告書により催告する。また、第二次催告により完納しないときは、第三次催告書により催告する。但し、誓約書等が提出され、一定の償還計画に基づき、これを履行している者に対しては、催告を行わない。

また、督促状を発付しても、なお完納に至らない場合には、連帯保証人に対して、納入依頼書を年3回(8月・11月・2月)発付する。

訪問徴収

督促状を発付しても、なお完納に至らない滞納者に対しては、随時訪問徴収を行い、人権推進課全員による訪問徴収を年2回(6月・12月)定期的に行っている。

償還協議

借受人に対して第三次催告書により催告しても、なお滞納金を完納しない者に対しては、償還協議を行い、必要に応じて債権保全のための必要な措置を講じる。

【図表 2-6 督促・納入依頼送付件数の推移】

(単位:件)

年度	督促		納入依頼	
	発送年月日	件数	発送年月日	件数
H20 年度	H20.7.25	287	H20.8.22	300
	H20.10.24	275	H20.11.21	278
	H21.1.23	268	-	-
	合計	830	合計	578
H21 年度	H21.8.14	255	H21.9.9	257
	H21.10.28	243	H21.11.27	251
	H22.1.29	224	H22.2.26	255
	合計	722	合計	763
H22 年度	H22.7.23	250	H22.8.27	249
	H22.10.22	234	H22.11.19	268
	H23.1.28	216	H23.2.25	244
	合計	700	合計	761

生活改善資金の督促及び納入依頼を含む。

滞納繰越分に係る督促については、完済されていく債権が一部あることから過去 3 年減少している。他方、連帯保証人に対する納入依頼については、原則として借受人 1 人に対して連帯保証人 2 人が必要であることから、借受人に対する督促件数よりも、連帯保証人に対する納入依頼件数の方が多くなっている。

本来、督促の 1 回目は 7 月、納入依頼の 1 回目は 8 月であるが、平成 21 年度は 1 回目の発付がそれぞれ 1 ヶ月遅れとなっている。

(4) 法的措置の実施状況

一括償還請求措置又は民事訴訟法に基づく法的措置を講じる旨の催告及び償還協議を行ったにも関わらず、滞納金が完納に至らない場合には、借受人及び連帯保証人に対して最終催告書を発付し、発付の日から 30 日以内の指定期限を定めて法的措置を講じる旨を予告する。当該予告をしても、なお滞納金が完納に至らない場合には、民法及び民事訴訟法に基づき借受人及び連帯保証人に対して督促手続き、訴えの提起等の法的措置を講じる。

【図表 2-7】における過去 5 年の訴訟 21 件の内訳は、支払督促からの異議申立による訴訟 15 件(H18 年:9 件、H19 年:4 件、H21 年:2 件)、居所不明者への公示送達 6 件(H18 年:2 件、H21 年:4 件)である。

平成 18 年度及び平成 19 年度に法的措置が多いのは、消滅時効の到来する貸付金が多かつ

たことから時効中断措置としての法的措置を実施したことが要因である。

【図表 2-7 法的措置の実施状況】

(単位:件)

年度	支払督促	訴訟	任意競売	強制競売	配当請求	差押	合計
H18 年度	11	11	0	3	2	3	30
H19 年度	25	4	2	0	1	2	34
H20 年度	7	0	2	0	0	2	11
H21 年度	4	6	0	0	2	0	12
H22 年度	5	0	0	0	0	0	5

生活改善資金に係る法的措置を含む。

H20 年度の任意競売 2 件は H19 年度からの継続案件である。

(5) 損害金について

【図表 2-8】は、法的措置に係る民法所定の年 5%の割合による遅延損害金の徴収である(民法第 404 条、第 419 条)。法的措置を実施する場合以外の滞納債権については、契約書等に遅延利息相当の損害金に関する定めがないため請求していない。

【図表 2-8 損害金徴収額の推移】

(単位:円)

年度	金額
H18 年度	60,951
H19 年度	50,851
H20 年度	50,500
H21 年度	68,594
H22 年度	-

3. 意見

(1) 現年調定の滞納事務について

過年度調定に係る滞納繰越分は、「滞納整理方針」に基づき、督促等の手続きを実施している。しかし、現年調定に係る未納分については、「滞納整理方針」に特に定めがなく、また担当課内で周知された業務マニュアル等もない。現状、現年調定で入金確認ができない場合は、各担当者の判断に基づき、借受人及び連帯保証人に対して督促、電話催告等の手続きを実施している。

借受人の状況に応じて、担当者が独自の判断に基づき対応をすることも想定されるが、最低限の業務マニュアル等がなければ、担当者により対応が異なり、その対応次第では収納率にも影響

を及ぼす可能性がある。また、現年調定から新たに未納が始まるような場合、早期かつ的確に対応することが、繰り返される滞納を防止するうえで重要である。

よって、現年調定に係る滞納事務について、最低限必要となる手続きを統一化し、担当課内に周知した業務マニュアル等を設けたうえで運用することが望ましい。

(2) 抵当権の設定について

昭和59年9月までは、岡山市住宅新築資金等貸付条例及び岡山市住宅新築資金等貸付条例施行規則において、抵当権の設定に関する明文の規定は存在しなかった。しかし、昭和59年10月に岡山市住宅新築資金等貸付条例及び岡山市住宅新築資金等貸付条例施行規則の改正を受け、住宅新築資金又は宅地取得資金の借受人に抵当権の設定を義務付ける明文の規定が設けられた。

なお、昭和59年9月以前の貸付の内、昭和59年10月以降に新たに抵当権設定契約を締結した実績は9件である。

平成22年度における住宅新築資金及び宅地取得資金に係る滞納件数509件の内、抵当権の設定されていない滞納件数が426件(83.7%)あり、滞納件数の中には抵当権設定のない貸付が多く存在している状況である。

滞納繰越分に抵当権が設定されていない貸付が多く存在している状況から、担保価値の有無や既存抵当権者の有無を調査のうえ、特に滞納期間が長期に及び借受人に対しては、抵当権設定契約を締結し、債権保全を図ることが望ましい。

(3) 抵当権の実行について

【図表2-7】のとおり、過去5年間における任意競売は2件に留まっている。滞納者の多くが生活困窮者であり、福祉の観点から任意競売を実施するのを踏み止まるのは心情的に理解できる。また、担保物件によっては、担保価値が低いことから実質的な回収が見込めない物件の存在も想定される。

しかし、近年の地価下落状況は岡山市においても例外ではなく、時間が経過する程に担保価値が一層低下する。そのため、担保価値を随時見直したうえで回収計画を策定し、滞納債権ごとに回収見込みのある段階で抵当権を実行していくことが望まれる。

但し、任意競売の前提として、借受人や連帯保証人に対する納付指導や償還協議により可能な限り回収に努めることはもちろん、市営住宅への入居を促す措置を講じる等の対策が必要と考える。

(4) 借受人の通知義務について

貸付に関する契約書上、借受人は連帯保証人が死亡したとき及び連帯保証人の氏名又は住所の変更があったときは、直ちに通知しなければならないとされている。

【図表 2-9】のとおり、平成 22 年度滞納繰越分の連帯保証人について、死亡 353 人、居所不明 6 人という状況である。この中には、訪問徴収や納入依頼通知等により、死亡や居所不明が判明した事例もあり、当該通知はあくまで借受人の自主申告であるため、過去において借受人からの通知が徹底されていなかったといえる。

連帯保証人への請求を考えた場合、連帯保証人の最新の状況を把握しておくことが、債権管理上必要である。そのため、借受人に対して連帯保証人の状況に変更があれば通知する必要がある旨を再度認知させておくことが望ましい。

【図表 2-9 平成 22 年度滞納繰越分の連帯保証人の状況】

(単位:人)

種類	連帯保証人	
	死亡	居所不明
住宅改修資金	79	1
住宅新築資金	164	3
宅地取得資金	107	2
住宅建設資金	3	-
合計	353	6

(5) 不納欠損処理について

住宅新築資金等貸付制度における各種貸付は、私法上の債権として、消滅時効を 10 年と考えている。過去の不納欠損処理は、債権額について本人の異議申し立てがあった後、裁判所の和解勧告を受け入れ、和解金を除く残りの債権額を岡山市が放棄したことにより、平成 2 年度に同一人物に対して 2 件(住宅新築資金・宅地取得資金)行ったのみである。

昭和 42 年度に住宅改修資金の貸付が開始されて以降、平成 8 年度末の制度廃止を経て、相当長い年月が経過しており、借受人及び連帯保証人の状況は大きく変化している。

平成 22 年度の滞納繰越分における借受人は、【図表 2-10】のとおり、死亡 184 人、居所不明 11 人、破産 69 人であり、その中には借受人の相続人が相続放棄しているケースがある。借受人の相続人が相続放棄しており、連帯保証人及びその相続人が、死亡又は居所不明や資力又は財産が乏しく回収が全く見込めない場合には、不納欠損処理を検討することが望ましい。

また【図表 2-11】のとおり、過去に一度も収納実績のない貸付が、81,780,046 円(17 件)ある。貸付年度が昭和 51 年から昭和 58 年であり、長期間にわたり収納実績が全くないという状況は、過去の債権管理に問題があったといえる。当該貸付について、自主的な返済が見込めないことに加え、契約書上の借受人との交渉が困難である場合には、貸付に係る回収可能性を検討したうえで、早期に法的措置を実施することを検討することが望ましい。

【図表 2-10 平成 22 年度滞納繰越分の借受人の状況】

(単位:人)

種類	借受人		
	死亡	居所不明	破産
住宅改修資金	46	2	8
住宅新築資金	82	5	35
宅地取得資金	55	4	26
住宅建設資金	1	-	-
合計	184	11	69

【図表 2-11 収納実績のない貸付一覧】

(単位:件、円)

種類	貸付年度	件数	金額
住宅改修資金	S51～S58	4	10,733,716
住宅新築資金	S52～S58	7	46,831,173
宅地取得資金	S55～S58	6	24,215,157
合計	S51～S58	17	81,780,046

(6) 他の担当課との情報共有について

【図表 2-2】、【図表 2-3】、【図表 2-4】、【図表 2-5】のとおり、住宅新築資金等貸付金に係る収納率は低い状況にある。これは、返済能力の低い生活困窮者が多数いることが要因である。このような状況において、借受人への督促状や連帯保証人への納入依頼書を、定期的かつ機械的に送付してもそれ程効果を期待することはできない。

現在、岡山市では「岡山市税情報目的外利用取扱要綱」が定められており、一定の要件の下、職員は守秘義務を遵守しながら税情報を目的外で利用することが認められている。そこで、当該制度を利用することで、多数存在する滞納者の中から返済能力が高いであろう滞納者を選別し、効果的かつ効率的な債権回収業務を行っていくことが望まれる。

(7) 債権管理条例の整備について

現在岡山市の住宅新築資金等貸付金に関しては、「4 意見 (5) 不納欠損処理について」に記載のとおり、平成 2 年度に 2 件(住宅新築資金・宅地取得資金)不納欠損処理を行ったのみである。これは、住宅新築資金等貸付金を含む岡山市全体の私債権については、一定の要件を満たせば放棄できることとする債権管理条例が制定されておらず、債務者が時効の援用を主張した債権以

外については、地方自治法施行令第 171 条の 7 に規定する要件に該当する場合には免除するか、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号に基づき議会の議決を得て権利放棄するのが現状であり、機動的に実施することができないことも要因の一つである。

確かに、税金を使用して貸付等を実施していることから回収努力を怠り、簡単に不納欠損処理等を実施することは税金の無駄遣いとも受け取られる可能性がある。しかし、例えば債務者が死亡し、保証人とも連絡が取れない等明らかに回収が困難になっている債権についてまで不納欠損処理を行う際に議会の議決により債権放棄が必要とすれば、事務作業が非効率であるといえる。そこで、住宅新築資金等貸付金等の岡山市の私債権について債権放棄を含む債権管理をより効果的・効率的に行うため、私債権の管理方法について条例を整備することが望ましい。

なお、住宅新築資金等貸付金の償還に係る訴えの提起等の手続きは、他の貸付金とは異なり、市長の専決処分事項に指定されているため、機動的に実施されている。

第3 生活改善資金

1. 事業の概要

(1) 制度概要

生活改善資金は、対象地域(地域改善対策特別措置法第1条に規定する対象地域をいう。)における住民の経済的自立と生活意欲の向上を図ることを目的として、昭和38年度から必要な資金の貸付が開始された。しかし、平成7年度末に岡山市生活改善資金貸付要綱が一部改正されたことに伴い、生活改善資金の貸付は廃止され、現在は岡山市人権推進課により債権回収管理業務のみが行われている。

(2) 貸付対象者、貸付限度額及び償還方法

貸付対象者

貸付対象者は、低所得者であって次の各号に掲げる要件を備える者である。

- a 市内に生活の本拠を有していること。
- b 経済的理由により資金の調達が困難であること。
- c 貸付金の償還の見込みが確実であること。

貸付限度額、償還方法（最終改正後）

種類	貸付限度額	償還期限	利率
生活改善資金	70万円	10年以内	無利子

2. 回収事務の現状

(1) 収入状況

平成7年度末に生活改善資金の貸付が廃止されたことから、平成18年度が最後の現年調定になっている。滞納繰越分については、返済に応じる滞納者が限定されており、収納額は減少傾向にある。過去5年間の滞納繰越分に係る収納率は2%台で推移しており、非常に低い収納率であるため、今後一層の回収努力を継続する必要がある。

【図表 3-1 生活改善資金の収入状況】

(単位:円、%)

年度	区分	調定額	収入済額	収納率
H18 年度	現年調定分	138,560	69,280	50.0
	滞納繰越分	119,844,051	2,756,504	2.3
H19 年度	現年調定分	-	-	-
	滞納繰越分	117,156,827	2,691,436	2.3
H20 年度	現年調定分	-	-	-
	滞納繰越分	114,465,391	2,332,400	2.0
H21 年度	現年調定分	-	-	-
	滞納繰越分	112,132,991	2,254,571	2.0
H22 年度	現年調定分	-	-	-
	滞納繰越分	109,878,420	2,364,952	2.2

(2) 納付方法

訪問徴収の割合が最も高く、次いで納入通知書による徴収の割合が高い。訪問徴収の割合が最も高い理由は、平成 18 年度に現年調定が終了したことにより、長期滞納者からの回収のみが残った結果、納入通知書や口座振替による定期の徴収が見込めないためと考えられる。

(3) 滞納整理の概要

滞納整理事務は、岡山市人権推進課が担当しており、「滞納整理方針」に基づき、第 2 住宅新築資金等貸付金に記載した同様の手続きが行われている。また、借受人に対する督促や連帯保証人に対する納入依頼の状況については、第 2 住宅新築資金等貸付金の【図表 2-6】に含めて記載している。

(4) 法的措置の実施状況

法的措置の実施は、岡山市人権推進課が担当しており、第 2 住宅新築資金等貸付金に記載した同様の手続きが行われている。また、法的措置の実施状況については、第 2 住宅新築資金等貸付金の【図表 2-7】に含めて記載している。

3. 意見

(1) 連帯保証人について

借受人又は連帯保証人について、借用証書の記載事項に変更が生じた場合は速やかに届出することが義務付けられていた。

【図表 3-2】のとおり、平成 22 年度滞納繰越分の連帯保証人について、死亡 121 人、居所不明 9 人、破産 26 人という状況である。この中には、訪問徴収や納入依頼通知等により、死亡や居所不明が判明した事例もあり、当該通知はあくまで借受人の自主申告であるため、過去において借受人からの通知が徹底されていなかったといえる。

連帯保証人への請求を考えた場合、連帯保証人の最新の状況を把握しておくことが、債権管理上必要である。そのため、借受人に対して連帯保証人の状況に変更があれば通知する必要がある旨を再度認知させておくことが望ましい。

また、昭和 38 年度の貸付制度開始より、保証人がその適格性を有しないと認めるときは、保証人の変更を命ずることができた。しかし、過去において保証人の変更を命じた実績はない。保証人の適格性とは、その保証能力の有無であると考えられる。そのため、滞納開始段階から借受人又は連帯保証人と適時に連絡を取り、保証能力の有無を見極めたうえで、早期に対応していくことが望まれる。

【図表 3-2 平成 22 年度滞納繰越分の連帯保証人の状況】

(単位:人)

種類	連帯保証人		
	死亡	居所不明	破産
生活改善資金	121	9	26

(2) 不納欠損処理について

生活改善資金貸付制度における貸付は、私法上の債権として、消滅時効を 10 年と考えているが、過去に不納欠損処理した実績はない。

昭和 38 年度に生活改善資金の貸付が開始されて以降、平成 7 年度末の貸付廃止を経て、相当長い年月が経過しており、借受人及び連帯保証人の状況は大きく変化している。

平成 22 年度の滞納繰越分における借受人は、【図表 3-3】のとおり、死亡 101 人、居所不明 19 人、破産 38 人であり、その中には借受人の相続人が相続放棄しているケースがある。借受人の相続人が相続放棄しており、連帯保証人及びその相続人が、死亡又は居所不明や資力又は財産が乏しく回収が全く見込めない場合には、不納欠損処理を検討することが望ましい。

また、【図表 3-4】のとおり、過去に一度も収納実績のない貸付が、15,520,000 円(35 件)ある。貸付年度が昭和 38 年から昭和 62 年であり、長期間にわたり収納実績が全くないという状況は、過去の債権管理に問題があったといえる。当該貸付について、自主的な返済が見込めないことに加え、契約書上の借受人との交渉が困難である場合には、貸付に係る回収可能性を検討したうえで、早期に法的措置を実施することを検討することが望ましい。

【図表 3-3 平成 22 年度滞納繰越分の借受人の状況】

(単位:人)

種類	借受人		
	死亡	居所不明	破産
生活改善資金	101	19	38

【図表 3-4 収納実績のない貸付一覧】

(単位:件、円)

種類	貸付年度	件数	金額
生活改善資金	S38 ~ S62	35	15,520,000

(3) 他の担当課との情報共有について

【図表 3-1】のとおり、生活改善資金貸付に係る収納率は低い状況にある。これは、返済能力の低い生活困窮者が多数いることが要因である。このような状況において、借受人への督促状や連帯保証人への納入依頼書を、定期的かつ機械的に送付してもそれ程効果を期待することはできない。

現在、岡山市では「岡山市税情報目的外利用取扱要綱」が定められており、一定の要件の下、職員は守秘義務を遵守しながら税情報を目的外で利用することが認められている。そこで、当該制度を利用することで、多数存在する滞納者の中から返済能力が高いであろう滞納者を選別し、効果的かつ効率的な債権回収業務を行っていくことが望まれる。

(4) 債権管理条例の整備について

現在岡山市の生活改善資金に関しては、「4 意見 (2) 不納欠損処理について」に記載のとおり、不納欠損処理した実績はない。これは、生活改善資金を含む岡山市全体の私債権については、一定の要件を満たせば放棄できることとする債権管理条例が制定されておらず、債務者が時効の援用を主張した債権以外については、地方自治法施行令第 171 条の 7 に規定する要件に該当する場合には免除するか、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号に基づき議会の議決を得て権利放棄するのが現状であり、機動的に実施することができないことも要因の一つである。

確かに、税金を使用して貸付等を実施していることから回収努力を怠り、簡単に不納欠損処理等を実施することは税金の無駄遣いとも受け取られる可能性がある。しかし、例えば債務者が死亡し、保証人とも連絡が取れない等明らかに回収が困難になっている債権についてまで不納欠損処理を行う際に議会の議決により債権放棄が必要とすれば、事務作業が非効率であるといえる。更に、強制執行等を行う手順等も明確に条例化されている方が望ましい。

そこで、生活改善資金等の岡山市の私債権について債権放棄を含む債権管理をより効果的・効率的に行うため、私債権の管理方法について条例を整備することが望ましい。

第4 生活保護費返納金

1. 事業の概要

(1) 趣旨

日本国憲法(昭和 21 年 11 月 3 日)第 25 条 1 項で「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と定めている。それを実現するための具体的な法律として、生活保護法(昭和 25 年 5 月 4 日 法律第 144 号)が制定され、これに従い諸施策が推進されている。

生活保護法第 1 条で、「この法律は、日本国憲法第 25 条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と規定している。

すなわち、この定めは、

「最低限度の生活を保障する」とともに、

「自ら生活できるように援助する」こと

を目的としている。

(2) 根拠法令等

生活保護法

生活保護法施行令

生活保護法施行規則

岡山市生活保護法施行細則

(3) 生活保護制度の基本原則

生活保護法では、次の 4 つの基本原則に基づき制度の実施・運営が行われている。

国家責任による最低生活保障の原理(生活保護法第 1 条)

国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障し、その自立を助長することを明確に規定している。

保護請求権無差別平等の原理(生活保護法第 2 条)

全て国民は、法律の定める要件を満たす限り、生活困窮に陥った原因の如何は一切問わず、専ら生活に困窮しているか否かという経済状態のみに着目して保護が行われなくてはならないことを規定している。

健康で文化的な最低生活保障の原理(生活保護法第 3 条)

生活保護制度において行われる保護は、健康で文化的な生活水準を維持することが出来

るものでなくてはならないことを規定している。

保護の補足性の原理(生活保護法第4条)

生活保護を受けようとする者は、自己の資産、能力その他一切の生活手段を活用して生活の維持を図るべきであり、それでもなお不足する場合に限って給付が行われることを規定している。

(4) 生活保護実施上の原則

申請保護の原則(生活保護法第7条)

生活に困窮する国民には、法律上保護を請求する権利が保障されているが、この権利は申請行為を前提としながらも、保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくとも、職権による保護を行うことができることを規定している。

基準及び程度の原則(生活保護法第8条)

国が定める基準により測定した要保護者の需要をもとにして、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において保護を行うと規定されている。

必要即応の原則(生活保護法第9条)

要保護者の年齢、健康状態といった個々の事情を考慮したうえで有効かつ適切に保護を行うことを要請している。

世帯単位の原則(生活保護法第10条)

保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を根拠として行うものとしているが、これによりがたい場合は、個人を単位として行うことができると規定されている。

(5) 生活保護の種類

生活保護の種類とその主な内容は次のとおりである。

【図表 4-1 生活保護の種類】

給付の種類	主な内容
生活扶助	衣食その他日常生活に必要なもの
教育扶助	義務教育に必要な費用(学級費、教材代、給食費等)
住宅扶助	家賃、間代、敷金、地代、家(原則として持家)の補修費
医療扶助	病気の治療等に必要な費用
介護扶助	介護(予防)サービスを利用するために必要な費用
出産扶助	出産に必要な費用
生業扶助	小規模な商売を始めたり、技術を覚えたり、就職したりする時に必要な費用。 高校就学に必要な費用(但し、公立高校を基準とする)
葬祭扶助	葬祭に必要な費用

(6) 級地区分と保護基準

生活保護の基準は、厚生労働大臣が地域の生活様式や物価等を考慮して定める級地区分表によって、市町村単位で6区分(1級地の1~3級地の2)に分けられており、岡山市は1級地の2である。

(7) 生活保護費返還金等について

生活保護で支給される扶助費については、本来、返納を要するものではない。しかし、支給した扶助費のうち、収入未申告等の場合や保護の開始後に資産・収入等が後日に判明した場合には、当然保護に要した費用の返還を受ける又は徴収することになっており、その回収ができない費用については、未収金として残ることになる。具体的な返還又は徴収される場合として、次のからに大別される。

なお、届出義務を怠り、又は虚偽の申告等の不正な手段により保護を受けた被保護者に対しては、不正受給額全額の返還を命ずるとともに、特に悪質な場合については、告訴をする等厳正な対応が必要である。

生活保護法第63条による返納金

「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにも関わらず、保護を受けた」(生活保護法第63条)場合には、事後においてその費用を返還させる措置である。

これは、資産や権利等があっても、すぐにそれを活用することができない場合には、その間に限って、保護の補足性の原理の例外を認め、必要な扶助を受けることができることにしている。そして、その資産や権利等が活用できるようになった後、速やかに、その受けた保護の範囲内において、その費用を返納させることにしている。例えば、不動産を相続する予定である

が、相続人の中で協議が調わない場合には、遺産分割が完了するまでの間、生活保護の支給を行うことがある。

但し、返還額については、原則として資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであるが、世帯の自立助長を考慮して必要額を控除して返還額と決定する取扱いとして差し支えないこととされているため、各被保護者の実態を的確に把握し、必要な措置を講じる。

生活保護法第 77 条による徴収金

民法上の扶養義務を負う者が、その義務を履行しないことにより、保護決定せざるを得なかった場合には、その扶養義務者の扶養能力の範囲内で、保護のために要した費用の全部又は一部を徴収することができることになっている。徴収金額については、基本的には扶養義務者との協議により決定されるが、協議が調わない場合、又は協議をすることができない場合には、保護の実施機関の申立により、家庭裁判所が審判で決定することとなっている。

なお、申請段階での扶養義務者への照会に対して、金銭的な支援が可能との回答がなされない限り、実際には、扶養義務者に資産等があったとしても、扶養義務の履行を求めることはしておらず、そのため、実際に支給された生活保護費について、生活保護法第 77 条に基づいて、扶養義務者に対してその義務の履行を求めてはいない。その結果、生活保護法第 77 条による徴収金について、債権が発生しておらず、未収金も存在していない。

生活保護法第 78 条による徴収金

「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者がある」(生活保護法第 78 条)場合には、保護費を支弁した実施機関の長は、その費用の全部又は一部を徴収できるとされている。

ここで、「不実の申請その他不正な手段」とは、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれる。

生活保護の申請の段階で、収入や資産調査等は実施しており、また、扶助費支給後においても、被保護者は、収入、支出その他生活状況の変化があった場合等には、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届ける義務がある(生活保護法第 61 条)。そして、生活保護現業員(以下、「ケースワーカー」)も生活状況に応じて A から E に分類した格付に従って、一定の頻度(詳細は、【図表 4-2】参照。)で家庭訪問しており、その生活状況を把握することになっている。

しかし、現実には、申請段階で収入や資産調査等を隠蔽している場合や、扶助費支給後に、収入、支出その他生活状況の変化があった場合等であっても、その届出がなされない場合があり、これらの場合には、生活保護法第 78 条に基づき支給分の全部又は一部を徴収することになる。この生活保護法第 78 条による徴収金は、生活保護法第 63 条の場合と同じく被保護

者から一度支弁した保護費の返還を求めているものであるが、不正手段を用いて保護費を受けているという点で生活保護法第 63 条の場合とは異なる。したがって、その徴収はいわば損害追徴という性格を有しており、徴収額の決定に当たって、実施機関の裁量は認められておらず、受給者の資力も考慮されない。

なお、被保護者の収入状況を把握するため、課税担当課の協力を得て課税状況を調査するため、本人からの申告とは異なる収入状況が判明するようなことがある。但し、これについては、6月に前年1年間分の調査を行っているため、前年当初から、申請内容と異なる収入があるような場合には、1年以上不正支給がなされた後に発覚する場合もある。

その他の返納金

その他の返納金としては、次のようなものがある。

なお、上記 ~ までの場合は、いずれも一般会計の「雑入」として歳入扱いされるのに対して、次の 2 つの返納金は、基本的には歳出の元の費目(扶助費)に全額「戻入」処理され、戻入処理後の扶助費を歳出として扱うことになる。但し、戻入すべき返納金が出納閉鎖後に納入された場合には地方自治法施行令第 160 条により過年度収入(歳入費目「雑入」として取り扱うことになる。

a 保護の廃止、変更等に伴い支給済みの保護費に過払いが生じたことによる返納金

注)この場合、返納金を一括戻入することなく、次のように処理することもできる。

ア 次回支給月以降に 1 回又は数回(最大 6 回まで)に分けて収入として認定する。

イ 戻入する場合に、返納額を費消し、又は喪失した被保護者に、返還できないことについてやむを得ない事情がある場合には、生活保護法第 80 条により返還を免除することができる。

なお、当該返納金の戻入や上記アやイの措置は、発見月及びその前月分の保護費の過払いについてのみ可能であり、それ以前の過払い金については生活保護法第 63 条を適用することとされている。これは、一度、決定された行政処分がいつまでも不確定な状況にあるのは妥当でなく、また、行政処分に対する不服申立期間が一般的に 60 日間とされていることから、厚生労働省による手引きにより定められている。

また、生活保護法第 63 条により返還決定する場合とその他の処理との具体的な違いは、被保護者の自立助長の観点から決定額に実施機関の裁量が認められているか否かである。

b 出納事務又は経理事務上の誤りにより生じた保護費の過払いによる返納金

注)この場合には、a のような収入充当による調整や生活保護法第 80 条による免除、生活保護法第 63 条による返還は適用されない。

【図表 4-2 岡山市の保護世帯分類及び援助方針】

	訪問頻度	保護世帯分類	援助方針
A	年 12 回以上	<ol style="list-style-type: none"> 1. 独居又はねたきり老人及び障害の程度が重度の障害者で介護等がなく、常時状況把握が必要な場合 2. 世帯員の日常生活上の行動に特に問題がある場合 3. 稼働能力がありながら、それを十分活用していない場合 4. 稼働の実態把握が困難な場合 5. 療養態度が極めて悪く指導が必要な場合 6. 病状把握が困難な場合 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 計画的な訪問による生活実態、病状及び収入変動の有無の把握 2. 定期的な病状調査の実施による就労(療養)指導の可否の検討 3. 稼働の実態の把握による収入増加及び転職の可否の検討 4. 文書指示も含め強力な就労(転職)指導 5. 内職等適職就労指導 6. 検診命令等の活用による病状の把握
B	年 6 回以上	<ol style="list-style-type: none"> 1. 独居又はねたきり老人及び障害者の世帯で介護者等に欠ける等状況把握が必要な場合 2. 世帯員の日常生活上の行動に問題がある場合 3. 療養態度が悪く指導が必要な場合 4. 定期的に就労状況を把握し、収入増加の指導を要する場合 5. 病状の変動が予想され、継続的に病状を把握する必要のある場合 	<ol style="list-style-type: none"> 7. 定期的な通院治療の継続による健康状態の回復指導 8. 不必要な通院治療の防止による適正医療の確保 9. 家庭環境の調整による退院(家庭復帰)指導 10. 節度ある生活の維持及び健康の保持等最低生活の維持向上指導 11. 不活用資産の処分指導(車、山林等) 12. 扶養義務履行請求指導(前夫、親子等)

	訪問頻度	保護世帯分類	援助方針
C	年4回以上	1. 扶養能力が十分ある者がおり、扶養請求指導が必要な場合 2. 早急に施設入所が適当と認められる場合 3. 保育所入所又は家庭環境の調整により就労が可能となる場合 4. 病状に比して通院日数が多い場合 5. 病状回復により早期に就労可能となる等療養状況を定期的に把握する必要がある場合 6. 障害年金等の受給又は補装具等の給付等障害の程度の観察を要する場合 7. 保有を容認できない資産を保有している場合	13. 障害年金(傷病手当等)申請指導 14. 各種年金手当等受給の可能性調査 15. 生活状況の観察及び要看護者の処遇の充実 16. 老人ホーム等各種福祉施設への入所指導 17. 出身世帯の定期的訪問による世帯分離継続の適否の検討
D	年2回以上	1. 生活状況に変動が予想されない場合	
E	年1回以上	1. 単身精神病入院の場合(世帯分離によらない者) 2. 単身施設入所の場合(世帯分離によらない者)	

2. 回収事務の現状

(1) ケースワーカー等の状況

ケースワーカーの定数標準

生活保護の要否調査から就労指導等まで生活保護に関する幅広い業務は、ケースワーカーにより行われている。

ケースワーカーを含める福祉事務所の「所員の定数は、条例で定める」(社会福祉法第16条第1号)ことになっている。

岡山市職員定数条例第2条1項(1)アによれば、福祉事務所の職員定数は175人となっている。

そして、市の設置する福祉事務所においては、ケースワーカーの数は「被保護世帯の数が240以下であるときは、3とし、被保護世帯数が80を増すごとに、これに1を加えた数」(社会

福祉法第 16 条第 2 号)を標準として定められている。

ケースワーカー 1 人当たりの担当世帯数等の推移

平成 21 年度から平成 23 年度までのケースワーカー 1 人当たりの担当世帯数等の推移は次のとおりである。

【図表 4-3 ケースワーカー 1 人当たりの担当世帯数等】

(単位:人)

事務所名	H21 年 4 月						
	北区中央	北区北	中区	東区	南区西	南区南	合計
保護世帯数	2,891 世帯	555 世帯	1,911 世帯	338 世帯	211 世帯	1,060 世帯	6,966 世帯
ケースワーカー数	28	5	21	3	3	11	71
標準配置数	36	6	23	4	3	13	85
未充足数	8	1	2	1	0	2	14
1 人当り世帯数	103 世帯	111 世帯	91 世帯	113 世帯	70 世帯	96 世帯	98 世帯
査察指導員数	4	1	3	1	1	2	12
査察指導員配置標準数	5	1	3	1	1	2	13
就労支援相談員数	1	0	1	0	0	1	3
生活支援相談員数	1	1	1	1	1	1	6
嘱託面接員数	1	0	1	0	0	1	3
事務補助臨時職員数	4	1	2	1	1	2	11

(単位:人)

事務所名	H22年4月						
	北区中央	北区北	中区	東区	南区西	南区南	合計
保護世帯数	3,298 世帯	587 世帯	2,102 世帯	416 世帯	225 世帯	1,233 世帯	7,861 世帯
生活保護現業員数	36	6	23	4	3	12	84
標準配置数	41	7	26	5	3	15	97
未充足数	5	1	3	1	0	3	13
1人当り世帯数	92 世帯	98 世帯	91 世帯	104 世帯	75 世帯	103 世帯	94 世帯
査察指導員数	4	1	3	1	1	2	12
査察指導員配置標準数	6	1	4	1	1	2	15
就労支援相談員数	1	0	1	0	0	1	3
生活支援相談員数	1	1	1	1	1	1	6
嘱託面接員数	1	0	1	0	0	1	3
事務補助臨時職員数	4	1	3	1	1	2	12

(単位:人)

事務所名	H23年4月						
	北区中央	北区北	中区	東区	南区西	南区南	合計
保護世帯数	3,675 世帯	637 世帯	2,263 世帯	498 世帯	245 世帯	1,336 世帯	8,654 世帯
ケースワーカー数	39	6	24	4	3	14	90
標準配置数	45	7	28	6	3	16	105
未充足数	6	1	4	2	0	2	15
1人当り世帯数	94 世帯	106 世帯	94 世帯	125 世帯	82 世帯	95 世帯	96 世帯
査察指導員数	6	1	4	1	1	2	15
査察指導員配置標準数	6	1	4	1	1	2	15
就労支援相談員数	2	0	2	0	0	2	6
生活支援相談員数	2	1	2	1	1	2	9
嘱託面接員数	0	0	0	0	0	0	0
事務補助臨時職員数	4	1	3	1	1	2	12

【図表 4-3】のとおり、ケースワーカー数は、南区西福祉事務所を除いて、標準配置数を下回っている。生活保護現業員数が少ない福祉事務所では、1人当たり世帯数が100世帯を超えている福祉事務所がある。

なお、就労支援相談員については、6福祉事務所中半数の3福祉事務所しか配置されていないが、曜日を決めて、配置されていない福祉事務所へ行き、相談業務を実施している。

(2) 他の指定都市との償還率の比較

平成22年度における岡山市及び他の指定都市の保護世帯数、生活保護法第78条に係る徴収状況(調定額、徴収額及び徴収率)は【図表4-4】のとおりである。

下表によれば、岡山市の徴収率は19都市中12番目であり、また、全指定都市の平均徴収率が26.0%に対して14.5%と他の指定都市と比較して低い水準となっている。

但し、調定額の算出にあたっては、指定都市ごとに若干の相違がある。

【図表4-4 指定都市の償還率】

(単位:世帯、千円、%)

指定都市	保護世帯数	調定額	徴収額	徴収率
A市	113,209	1,213,020	157,877	13.0
B市	46,222	576,494	78,119	13.6
C市	44,485	428,193	100,037	23.4
D市	31,500	322,953	232,547	72.0
E市	32,424	271,246	29,949	11.0
F市	27,403	265,902	159,178	59.9
G市	30,309	243,918	66,547	27.3
H市	21,516	226,781	26,801	11.8
I市	17,138	142,041	60,217	42.4
J市	16,418	105,312	59,932	56.9
K市	11,609	94,267	6,273	6.7
岡山市	8,345	83,868	12,184	14.5
M市	11,738	82,861	49,770	60.1
N市	16,109	81,181	10,837	13.3
O市	4,902	54,269	19,674	36.3
P市	7,130	44,719	10,421	23.3
Q市	6,895	38,681	16,707	43.2
R市	5,272	37,333	16,663	44.6
S市	10,910	37,190	17,217	46.3
合計	463,534	4,350,229	1,130,950	26.0

3. 指摘

(1) 岡山市生活保護法施行細則について

岡山市生活保護法施行細則は、システム等の変更が行われているにも関わらず最後に改正されてから 10 年以上改正が行われていない。そのため、現在、岡山市生活保護法施行細則に規定されている書類の様式と実際に福祉事務所で使用されている書類の様式が一致していない。

上記のように、法令等で規定されている書類の様式と実際に使用されている書類の様式が異なっている状態が続けば、今後書類の不備等により本来回収することができる生活保護費返納金について、債権の無効を主張される等のトラブルが発生する可能性がある。

本来は、システム等の変更により書類の様式も変更される場合には、新たなシステムの稼働前に法令等の改正を行い、法令等に規定されている書類の様式と実際に使用される書類の様式が一致する状態でなければならない。

したがって、岡山市生活保護法施行細則の改正を行い、福祉事務所で使用する書類の様式と一致させる必要がある。

4. 意見

(1) ケースワーカーの人員数について

前述のとおり、現在岡山市内にある 6 福祉事務所の内、国の定める標準配置数を満たすケースワーカーが在籍しているのは南区西福祉事務所のみである。岡山市全体では、平成 23 年 4 月現在で、15 名も不足している。

そのため、各福祉事務所では日々の事務処理等に追われ、生活指導や就労指導に費やす時間が少なくなっている。よって、生活水準の改善が進まず、また、生活保護費返納金の収納率も上昇していない。

近年の景気悪化等の環境下において、今後も生活保護受給者数は増加傾向が進むと考えられる。そのような状況のもとで、現在生活保護を受給している者の生活指導や就労指導等により勤務先を見つける等安定した収入を得ることで生活水準の改善を図り、今後の生活保護受給者の急激な増加に歯止めをかけていかなければならない。

確かに、ケースワーカーの増加は短期的には歳出の増加につながるものの、前述のような状況が迫っている以上、長期的な視野に立てば、その急激な増加を抑え、結果として、歳出の減少につながるのではないか。

そこで、ケースワーカー数が配置標準数を満たす基準まで増員し、十分な生活保護や就労指導等を実施することができるような体制を整えることが望ましい。

(2) システムの変更について

現在、生活保護業務を行っている保健福祉局及び各福祉事務所において使用している生活保護事業に係るシステムは現在の生活保護受給者を管理することができるのみである。また、現在は

生活保護を受給していないが、生活保護費返納金を滞納している者については、担当者が Excel 等で管理しており、督促状等の発送等の事務作業に多大な時間が費やされている。

確かに、予算縮小の傾向もあり、コストがかかる新たなシステムの導入には踏み切っていないが、上記のような事務作業に時間が費やされると、結果として当該事務作業に人件費がかかることになる。また、送付物の入力等事務作業に費やす時間が増加すれば、その分生活保護受給者等の指導に充てる時間が減少することになり、本末転倒となりかねない。

そこで、長期的な視点に立ち、現在の生活保護受給者を管理することができるだけでなく、現在生活保護を受給していないが生活保護返納金を滞納している者についても一体となって管理できるシステムの導入、または、現在の生活保護システムの改修を検討することが望ましい。

(3) マニュアルの充実について

現在、岡山市では生活保護に関するマニュアル等は存在するものの平成5年3月に修正されて以降、修正されていない。

確かに、マニュアルを充実させるだけでは、何らの効果も得られず、修正に費やす時間の無駄になることも考えられる。しかし、人事異動等により職員の入れ替わりが多いため、業務や蓄積された情報の引継ぎがスムーズに行われていない面が見られる。マニュアルの作成により各福祉事務所間のケースワーカーの知識や能力の平準化や向上にもつながる。そして、現在、各福祉事務所の交流は限られたものでしかないが、様々な体験談からの事例紹介をすることにより、ケースワーカー間のコミュニケーションツールともなり得る。

そこで、マニュアルについて年1回でも話し合いの場を設け、マニュアルの整備を行うことが望ましい。現在よりも充実したマニュアルが整備されることにより、引継ぎ等の時間短縮や人事異動で初めて携わる人の知識や能力の向上につながり、日々の業務によって今まで以上に被保護者の支援に時間を費やすことができ、ひいては生活保護費返納金の収納率の向上、生活保護法第63条による返還金や生活保護法第78条による返還金の発生抑制による生活保護受給者の減少につながると考えられる。

第5 国民健康保険料

1. 事業の概要

(1) 国民健康保険制度の概要

国民健康保険は、国民健康保険法に基づいて、市町村等が保険者となり、市町村等内に住所を有する者が被保険者となって、保険者が被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、療養の給付(現物給付)、療養費の支給(金銭給付)等の保険給付を行う制度である(国民健康保険法第2条等)。

保険事業に要する費用の主たる財源となる国民健康保険料は、国民健康保険法に基づき、保険者たる市町村等が世帯主等から徴収するとされている(国民健康保険法第76条1項)。

国民健康保険料徴収の方法には、特別徴収(老齢等年金給付を受ける世帯主につき同給付支払者に同給付から保険料を徴収させるもの)と普通徴収(それ以外の世帯主につき市町村が直接徴収するもの)がある(国民健康保険法第76条の3)。

この国民健康保険料債権は、公法上の債権であり、かつ、地方税の滞納処分の例により強制徴収することができる債権である(国民健康保険法第79条の2、地方自治法第231条の3第3項)。

(2) 岡山市における国民健康保険の概況

岡山市内に住所を有する者は、被用者保険に加入している者や生活保護を受けている者等を除き、国民健康保険の加入者になる(国民健康保険法第5条)。

同市の加入者数は、平成22年度は16万8,252人である(平成22年4月～平成23年3月の各月末現在年間平均)。

加入者の保険給付等の財源として、世帯主から国民健康保険料を徴収しているが、平成22年度の国民健康保険料徴収額は144億円余りであり、国民健康保険費特別会計の歳入全体の22.0%を占める([図表5-1])。

収支全体としては、歳出が歳入を上回っており歳入不足額は11億円を超える。国民健康保険費特別会計の収支の健全化を図る観点からも、国民健康保険に関する債権管理を適切に実施し、歳入確保を図ることは重要である。

【図表 5-1 平成 22 年度岡山市国民健康保険費特別会計】

(単位:円、%)

区分		決算金額	構成割合
歳入	国民健康保険料等(1)	14,454,624,239	22.0
	療養給付費等交付金	3,223,332,118	4.9
	前期高齢者交付金	15,127,144,195	23.0
	共同事業交付金	7,637,187,232	11.6
	国庫支出金	16,363,497,230	24.9
	県支出金	2,633,982,068	4.0
	繰入金	6,007,239,831	9.1
	諸収入	317,501,841	0.5
	合計	65,764,508,754	100.0
歳出	総務費	677,857,982	1.0
	保険給付費	63,071,897,967	94.3
	保健事業費	196,710,177	0.3
	諸支出金	478,056,253	0.7
	前年度繰上充用金	2,488,082,963	3.7
	合計	66,912,605,342	100.0
差引歳入不足額(歳入-歳出)		-1,148,096,588	

1. 合併旧町が採用していた国民健康保険税(後述)の滞納繰越分の収入額も含めている。

(3) 収入未済額の状況

平成 22 年度末における国民健康保険料等(国民健康保険税を含む。以下、同様)の収入未済額は、現年調定分で 21 億円、滞納繰越分で 25 億円をそれぞれ超えており、総額では 46 億円にのぼる。

【図表5-2 平成22年度 岡山市国民健康保険料等収入未済額】

(単位:円)

現年調定分	医療給付費分	1,442,818,990
	後期高齢者支援金分	490,917,567
	介護納付金分	209,811,369
	小計	2,143,547,926
滞納繰越分	医療給付費分	1,795,682,139
	後期高齢者支援金分	473,618,732
	介護納付金分	242,867,538
	小計	2,512,168,409
合計		4,655,716,335

(4) 国民健康保険料について

岡山市の国民健康保険料は、加入者の総所得金額等と、人数、世帯を基礎に計算される。また、40歳以上65歳未満の人のいる世帯は介護保険分が上乘せされる。

平成22年度の額は【図表5-3】のとおりであり、 から の合計が1年間の国民健康保険料になる。各区分ごとに最高限度額が定められており、国民健康保険分が上限500,000円 後期高齢者支援金分が上限130,000円 介護保険分が上限100,000円である。

【図表5-3】平成22年度 岡山市国民健康保険料

国民健康保険分(0歳から74歳の人)		
	均等割額	国保加入者数×26,400円
	平等割額	1世帯あたり21,120円
	所得割額	(21年中の総所得金額等 - 基礎控除330,000円)×0.072
後期高齢者支援金分(0歳から74歳の人)		
	均等割額	国保加入者数×8,880円
	平等割額	1世帯あたり6,960円
	所得割額	(21年中の総所得金額等 - 基礎控除330,000円)×0.026
介護保険分(40歳から64歳の人)		
	均等割額	介護保険第2号被保険者数×9,360円
	平等割額	1世帯あたり5,280円
	所得割額	(21年中の総所得金額等 - 基礎控除330,000円)×0.022

上記のとおり、各区分における所得割額は、前年の総所得金額等に基づいて算定される。

国民健康保険料と国民健康保険税

国民健康保険料については、「保険者は、国民健康保険事業に要する費用にあてるため、世帯主又は組合員から保険料を徴収しなければならない。但し、地方税法の規定により国民健康保険税を課するときは、この限りではない」(国民健康保険法第76条)とされている。

このように国民健康保険法では、「保険料」によることを本則とし、「保険税」を例外として位置付けているが、その選択は各市町村に委ねられている。岡山県内では、岡山市の他、倉敷市、津山市及び玉野市が「保険料」によっている。これら4市は、県内の被保険者数上位4市である。

徴収権及び還付請求権の消滅時効は、「保険料」が2年(国民健康保険法第110条)であるのに対して「保険税」は5年(地方税法第18条、同18条の3)である。消滅時効の観点からは、「保険税」の方が3年長いと有利ともいえるが、岡山市では「政令の定めに従って条例制定することにより、市町村が自主的に決定する範囲が広く、その運用に弾力性が認められ

る」等の理由から「保険料」を採用している。

(5) 国民健康保険料の減額等

国民健康保険料の減額

低所得世帯の国民健康保険料の負担軽減を図るため、前年所得が一定基準以下の世帯について、均等割及び平等割の一定割合を減額して賦課することとされている。これは、法定の減額である。

減額幅	要件
7割減額	前年中の総所得金額等が33万円以下の世帯
5割減額	前年中の総所得金額等が33万円 + (24万5千円 × 世帯主以外の加入者数) 以下の世帯
2割減額	前年中の総所得金額等が33万円 + (35万円 × 加入者数) 以下の世帯

被保険者からの申請は必要なく、所得情報に基づいて自動計算される。

国民健康保険料の減免

生活保護費を受給することが決まった場合や、当該年の所得が前年に比べて3割以上減少すると見込まれる場合等、一定の要件を満たす場合には条例により国民健康保険料が減免されている(岡山市国民健康保険条例第20条第1項、岡山市国民健康保険料減免取扱規程)。

低所得世帯の国民健康保険料の負担軽減を図るため、前年所得が一定基準以下の世帯に対して行っている4割減額は上記と同様にシステムで自動計算されているが、それ以外のものについては被保険者からの申請が必要である。

非自発的失業者への国民健康保険料

事業所の倒産、解雇等により離職した人と労働契約期間が満了し、更新を希望したが更新されず離職した人について、国民健康保険料を軽減する制度が平成22年度から始まった。

対象になるのは、平成21年3月31日以後に65歳未満で離職した被保険者であり、雇用保険受給資格者証により特定受給資格者又は、特定理由離職者であることが確認できることが求められている。

対象者については、前年の給与所得の額を100分の30として国民健康保険料が算出される。また、高額療養費等の給付基準も変更になる。

2. 国民健康保険料の回収事務の現状

(1) 担当部署について

債権回収管理については、財政局料金課が所管している。

料金課の業務

債権回収管理については、料金課が担当している。料金課は、各料金それぞれ賦課元課で収納及び徴収していたものを一元的・効率的に取り扱うために平成 19 年 4 月に設置された課であり、次の職務を分掌している。

- ・ 保険料等及び保険料等に係る付帯金の滞納整理及び滞納処分に関すること。
- ・ 保険料等の納付の督促に関すること。
- ・ 滞納処分に係る相続関係、不動産、債権等その他調査に関すること。
- ・ 滞納処分の執行停止に関すること。
- ・ 口座振替に関すること。
- ・ 保険料等に係る付帯金の調定並びに保険料等及び保険料等に係る付帯金の収入整理に関すること。
- ・ 過誤納金の還付又は充当に関すること。
- ・ 督促状の発付に関すること。

主な取扱料金は下記のとおりである。

担当課(賦課元課)	主な事業(料)名
保育課	保育所措置費負担金(保育料)
国保年金課	国民健康保険料
介護保険課	介護保険料
医療助成課	後期高齢者医療保険料
営業経理課	下水道事業負担金・農業集落排水事業分担金

料金課の体制

料金課の体制は【図表 5-4】のとおりである。料金第 1 係から料金第 4 係までが滞納債権の回収・管理に従事している。岡山市内を 12 の地区に分割し、下水道事業負担金以外の料金について、料金第 1 係から料金第 3 係までが、地区担当制により回収にあっている。料金第 4 係は、特定の担当地区を持たずに滞納期間 6 ヶ月以内の初期滞納者を担当するとともに、下水道事業負担金等の滞納整理をしている。

【図表 5-4 料金課の人員の状況】

(単位:人)

	正規職員	非正規職員	合計
専任管理職(課長・課長代理)	2	0	2
管理係	4	0.8	4.8
料金第1係	5	1	6
料金第2係	5	0	5
料金第3係	5	1.8	6.8
料金第4係	4	28	32
収納係	12	2.3	14.3
合計	37	33.9	70.9

料金課においては、市税の収納、滞納整理を担当する収納課と連携し、上記の業務に取り組んでいる。

(2) 国民健康保険料等の収納状況

【図表 5-5】のとおり、現年調定分の収納率は平成 20 年度から平成 22 年度まで、84.6% 85.6% 86.5%と上昇しており、2 年間で 1.9 ポイント改善されている。これは平成 20 年度と同じ収納率だった場合に比べて、 $15,688,913 \times 1.9\% = 298,089$ 千円(平成 22 年度現年調定分 × 収納率改善幅=改善した収納額)だけ歳入を改善させていることを意味する。経済環境が厳しい折、収納率が改善されているのは、平成 19 年 4 月に料金課を設置し、債権について集中管理を進めたことを始めとする諸施策の効果の現れと考えられる。

滞納繰越分の収納率は、平成 20 年度の 19.7%から平成 21 年度は 15.4%に一旦下落し、平成 22 年度に 18.2%と改善に転じている。これは、平成 21 年度には時効中断措置を強化したことで収入未済額が増加したのに対して、平成 22 年度では滞納処分を強化した結果、収納率が改善したこともあるが、平成 21 年度出納閉鎖時に過去の滞納繰越分の調定誤りを一括修正したためと考えられる。

【図表 5-5 国民健康保険料等の収納状況】

(単位:千円、%)

年度	区分	年度末調定額	収入済額	未納額	収納率
H20 年度	現年調定分	16,814,956	14,223,491	2,591,465	84.6
	滞納繰越分	3,923,213	772,188	3,151,025	19.7
	合計	20,738,169	14,995,678	5,742,491	72.3
H21 年度	現年調定分	16,455,637	14,078,183	2,377,454	85.6
	滞納繰越分	4,966,528	765,671	4,200,856	15.4
	合計	21,422,165	14,843,855	6,578,310	69.3
H22 年度	現年調定分	15,688,914	13,574,929	2,113,985	86.5
	滞納繰越分	4,842,887	879,695	3,963,191	18.2
	合計	20,531,801	14,454,624	6,077,176	70.4

還付未済額を含む

【図表 5-6】は、政令市における平成 22 年度の収納率及び口座振替率を一覧にまとめたものである。国民健康保険料における現年調定分の収納率は、86.5%と政令指定都市の中で 13 位(19 位中)、滞納繰越分の収納率は、18.2%と政令指定都市の中で 3 位(19 位中)、現年調定分と滞納繰越分の合計の収納率は、70.4%と政令指定都市の中で 10 位(19 位中)である。

前述のとおり、収納率は改善傾向にあるものの、政令指定都市の中では比較的下位に位置しており、今後一層の回収努力を継続していくことが必要である。担当課に対するヒアリングにおいても、他市における収納率改善策を分析・検討しているのが伺えたが、このような地道な努力は継続していくことが望まれる。

口座振替率は、47.9%と政令指定都市の中で 9 位(19 位中)である。他市との比較においては、「口座振替率が高いほど現年調定分の収納率も高くなる」といった明確な因果関係は両者の間には見られない。

しかし、口座振替は加入者の不注意による納付洩れを回避する効果的な納付方法であるから、口座振替率を向上させることで、収納率向上や督促状発送コストの削減に寄与するものと考えられる。

この点、岡山市では口座振替の利用を促すため、主に以下のような定例的な対策を講じている。

- ・市役所ホームページの国民健康保険に関する Q&A で口座振替の利用を推奨している
- ・新規加入者に対して、パンフレットや窓口で口座振替の利用を推奨している
- ・加入者に納入通知書を郵送する際に同封されるパンフレットで口座振替の利用を推奨している
- ・国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料及び保育料の口座振替納付依頼書

(自動払込利用申込書)を単一の様式にして、一度の手続きで複数種類の料金の口座振替申込をできるようにしている。

なお、平成 23 年度においては、上記のような定例的な施策に加え、大腸ガン検診無料クーポン券等の口座振替促進キャンペーンを実施された。今後とも、口座振替利用者の増加に向けたこのような対策を継続して実施していくことが重要である。

【図表 5-6 政令指定都市の平成 22 年度収納率及び口座振替率】

(単位：%)

都市名	収納率						口座振替率	順位
	現年分	順位	滞納繰越分	順位	合計	順位		
A 市	88.5	8	8.1	18	69.4	12	51.3	7
B 市	84.2	19	12.5	11	66.7	15	41.2	15
C 市	85.4	17	13.8	9	59.1	19	30.2	19
D 市	85.8	16	15.4	7	68.8	13	44.8	11
E 市	87.6	10	14.4	8	67.1	14	46.3	10
F 市	87.5	11	17.7	4	71.2	9	51.9	5
G 市	86.1	15	10.8	13	61.7	17	40.7	17
H 市	90.0	5	10.5	14	73.8	5	59.5	2
I 市	88.7	7	17.2	5	72.3	7	40.1	18
J 市	87.7	9	16.8	6	72.9	6	51.4	6
K 市	92.9	1	12.2	12	79.2	2	68.1	1
L 市	91.2	3	21.1	1	80.0	1	43.4	13
M 市	84.9	18	9.4	17	62.1	16	40.8	16
N 市	90.0	6	7.6	19	61.1	18	48.9	8
O 市	90.9	4	10.5	15	76.1	3	52.3	4
岡山市	86.5	13	18.2	3	70.4	10	47.9	9
P 市	87.0	12	19.0	2	72.1	8	44.4	12
Q 市	91.8	2	10.1	16	75.0	4	58.5	3
R 市	86.5	14	13.3	10	70.2	11	41.5	14

各年度の決算ベースの数値(現年分収納率と合計収納率は 5 月 31 日現在、滞納繰越分収納率と口座振替率は 3 月 31 日現在)である。但し、L 市の滞納繰越分収納率については、5 月 31 日現在の数値である。

還付未済額を含む数値である。但し、M 市については、還付未済額を除く数値である。

【図表 5-7 口座振替率の状況】

(単位:%)

区分	H20 年度	H21 年度	H22 年度
現年調定分の口座振替率	43.8	48.1	47.9

(3) 滞納者対策措置

督促状の発送

納期限までに国民健康保険料を完納しない場合は、納期限後 30 日以内に期限を指定して督促状を発送することとされている(岡山市国民健康保険条例第 21 条)。平成 22 年度においては毎月 20 日前後に発送されている。

督促状の発送件数の推移は【図表 5-8】のとおりであり、国民健康保険料に係る現年調定額の収納率の向上に伴い、平成 22 年度における督促状の発送件数は減少している。

【図表 5-8 督促状の発送状況】

(単位:件)

区分	H20 年度	H21 年度	H22 年度
国民健康保険料	279,833	281,023	276,671

納付催告

督促状を発送してから指定した期限までに完納されない場合には、各種催告を行う。各種催告には、文書による一斉催告(偶数月)、電話による催告、推進員による訪問催告がある。

平成 22 年度における文書による一斉催告の実施状況は下記のとおりである。なお、8 月に文書による一斉催告を行っていないのは、9 月の短期被保険者証に係る呼出候補者の抽出作業や呼出文書の作成を 8 月に実施しているためである。

【図表 5-9 平成 22 年度の文書による一斉催告の発送状況】

(単位:件、千円)

区分	H22 年度					
	4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月
件数	11,782	9,971	-	8,330	10,427	7,390
請求金額	2,712,442	2,583,073	-	1,768,730	2,116,799	1,773,198
金額/件数	230	259	-	212	203	240

高額滞納者への対応

料金課は、高額滞納者リストを作成し、特に滞納額の大きい滞納者に対する措置を強化している。高額滞納者リストには、料金課で取扱う保険料の合計滞納額が 50 万円以上の滞納者がリストアップされており、毎月更新されている。高額滞納者に対する担当者は、地区ごとに割り当てられており、各係長が進行管理をし、管理職のヒアリングも行っている。

短期被保険者証の交付

納期限から 6 ヶ月を経過しても納付のない世帯には、呼出通知書送付後、有効期限を通常よりも短くした被保険者証を窓口交付することとしている。これを短期被保険者証といい、岡山市では 6 ヶ月間を有効期限とする短期被保険者証を発行している。これは、国保年金課が所管する事務である。

被保険者世帯数の増加に伴い、短期被保険者証交付世帯数も増加している(【図表 5-10】)。

なお、短期被保険者証の趣旨は、滞納者に対してペナルティを課しているものではなく、被保険者証の切り替えの都度、窓口交付することで被保険者と接触する機会を得ることにある。

被保険者資格証明書の交付

納付相談等なく、他に特別な事情がないにも関わらず、納付が得られない場合、被保険者証の返還を受けて、被保険者資格証明書を発行することとしている。この証明書を使用する場合、被保険者は保険医療機関の窓口で医療費を一旦全額自己負担し、後日岡山市に保険者負担部分を請求することとなる。これは、国保年金課が所管する事務である。

被保険者世帯数の増加に伴い、被保険者資格証明書交付世帯数も増加している(【図表 5-10】)。

【図表 5-10 短期被保険者証及び被保険者資格証明書の交付状況】

(単位:世帯)

区分	H20 年度	H21 年度	H22 年度
被保険者世帯数(1)	100,365	100,782	101,320
短期被保険者証交付世帯数(2)	5,380 (5.4%)	5,685 (5.6%)	6,203 (6.1%)
被保険者資格証明書交付世帯数(2)	2,311 (2.3%)	2,389 (2.4%)	2,483 (2.5%)

1. 各年度の平均世帯数である。
2. 10月1日現在の交付世帯数である。

(4) 延滞金の徴収

遅延利息相当の延滞金は、納期限までに完納されない場合に納期限の翌日から起算して納付する日までの期間に応じ、国民健康保険料2,000円以上(1,000円未満切捨)について年14.6%(1ヵ月以内の期間は年7.3%)で計算する。但し、当該期間のうち、その各年の前年の11月30日を経過するときにおける日本銀行法の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が、年7.3%の割合に満たない場合は、その年中においては、当該基準割引率に年4%を加算した割合(特例基準割合)以内で計算する。また、算出された延滞金が1,000円未満のときは全額を切り捨て、1,000円以上で端数に100円未満の端数があればこれも切り捨てる。

過去の収納した延滞金の件数と金額の推移は、【図表 5-11】のとおりである。平成21年度から料金滞納整理支援システムを導入したことにより、延滞金を網羅的に把握し計算することが可能になり、件数、金額ともに増加している。

【図表 5-11 延滞金の収納状況】

(単位:件、円)

区分		H20 年度	H21 年度	H22 年度
国民健康保険料	件数	4,398	5,888	6,369
	金額	12,627,938	18,696,568	21,093,558

(5) 滞納処分

督促を受けたものが指定された期限までに国民健康保険料を納付しない場合、市は地方税の滞納処分の例により処分することができる(地方自治法第231条の3第3項、国民健康保険法79条の2)。滞納処分の執行状況は、【図表 5-12】のとおりである。

平成22年度において、差押件数・差押金額が急増しているのは、料金課において滞納整理強化期間を設定して、特に高額滞納者に対して滞納処分を強化して実施したためである。

【図表 5-12 滞納処分の執行状況】

(単位:件、円)

区分		年度		
		H20 年度	H21 年度	H22 年度
交付要求	件数	96	61	100
	金額	46,884,791	26,582,634	47,785,126
	金額/件数	488,383	435,781	477,851
差押	件数	344	258	956
	金額	216,199,119	182,596,464	634,005,999
	金額/件数	628,486	707,738	663,186

【図表 5-13 差押内訳の状況】

(単位:件、円)

内訳	H20 年度		H21 年度		H22 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
不動産	75	60,937,087	108	84,926,573	255	208,202,207
口座	189	95,053,480	96	62,067,378	447	269,930,492
年金	1	317,944	1	303,520	1	357,563
生命保険	67	53,529,120	47	32,815,631	241	147,777,219
給与	12	6,361,488	5	1,788,289	2	548,330
その他	-	-	1	695,073	10	7,190,188
合計	344	216,199,119	258	182,596,464	956	634,005,999

(6) 不納欠損処理

国民健康保険料等に係る徴収権が時効により消滅した場合には、不納欠損処理を行う。【図表 5-14】のとおり、国民健康保険料については起算点から 2 年の期間が経過した時点で、時効の援用を要せず、不納欠損処理がなされる。

過去の不納欠損の処理状況は、【図表 5-15】のとおりである。

国民健康保険料等における過去 3 年間の不納欠損処理は、全体で件数・金額ともに減少している。特に、平成 21 年度以降の不納欠損処理額が減少しているのは、料金滞納整理支援システムの導入によって、時効中断措置件数が増加したこと及び平成 22 年度から後期高齢者医療保険に係る不納欠損処理額が除かれているためである。

【図表 5-14 国民健康保険料の消滅時効期間】

区分	消滅時効の期間	根拠法令
国民健康保険料	2年	国民健康保険法第110条

【図表 5-15 不納欠損処理の状況】

(単位:件、円)

区分		年度		
		H20年度	H21年度	H22年度
経済的理由	件数	24,780	15,331	15,936
	金額	1,620,985,349	1,472,029,061	1,341,732,061
	金額/件数	65,415	96,017	84,195
居所不明	件数	3,269	2,065	2,440
	金額	147,768,087	132,547,265	110,619,319
	金額/件数	45,203	64,188	45,336
合計	件数	28,049	17,396	18,376
	金額	1,768,753,436	1,604,576,326	1,452,351,380
	金額/件数	63,059	92,238	79,035

3. 不正給付の返還金に関する事務の現状

(1) 不正給付の返還金について

偽りその他不正の方法によって保険給付を受けたものがあるときは、保険者である岡山市は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができる(国民健康保険法第65条第1項)とされている。

岡山市では、上記の規定を根拠に、被保険者ではないものが保険給付を受けた場合に、給付の返還請求を行っている。

(2) 債権管理

この返還金は以下の手順で把握・管理される。

病院から送られてくるレセプト情報と、国保資格異動情報を照合して、国民健康保険の給付が適切かどうか疑わしいレセプト情報と国保異動情報を併記したリストがシステムで出力されるため、国保年金課でそのリストに基づいて国民健康保険の給付が適切かどうかを確認している。この確認作業は、病院からの最新到着レセプト(当月分)の確認と、過月度のレセプトの確認に分けて、それぞれ毎月1回行われている。

給付するのが不適切と判定された場合、国保年金課が、診療を行った保険医療機関等でレセ

プの返戻を受けてもらえるか否かの確認をとる。保険医療機関等に返戻を受け入れてもらった場合、その時点で岡山市の管理対象ではなくなる。岡山市では、国民健康保険給付が不適切なケースの概ね 9 割が、保険医療機関等に返戻を受け入れてもらえているとのことである。保険医療機関等に返戻を拒否されたものについては、岡山市が個人に対して保険給付金の返還請求を行うことになる。

請求の対象者に対しては、まず、「保険給付金の返納について(お願い)」が送付されており、送付件数は毎月 50 件程度とのことである。納付の期限は、発送日から約 1ヵ月後に定められている。

「保険給付金の返納について(お願い)」によって納付されない場合、「督促状」を送付しており、「督促状」によってもなお納付されない場合には「催告書」を送付している。「督促状」及び「催告書」は不定期に発送されており、送付頻度は年に 2～3 回とのことである。

最初に送った納付書の納付期限から 2 年を経過しても納付されなかったものは、毎年 3 月 31 日付で不納欠損処理されている。

以上の不正給付の返還金に係る債権回収方法等の事務手続きに関する簡易な手順書が作成されている。

【図表 5-16 不正給付の返還金の消滅時効期間】

区分	消滅時効の期間	根拠法令
不正利得返還請求権	2 年	国民健康保険法第 65 条

岡山市内の国民健康保険における過去の不正給付に係る返還金等の状況は、【図表 5-17】のとおりである。

現年調定分が増加しているのは、保険医療機関等による返戻の受け入れが減少しつつあるためである。

【図表 5-17 不正給付に係る返還金等の状況】

(単位:円 %)

年度	区分	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	収納率
H20 年度	現年調定分	5,267,982	3,923,166	0	1,344,816	74.5
	滞納繰越分	893,583	69,642	288,712	535,229	7.8
	合計	6,161,565	3,992,808	288,712	1,880,045	64.8
H21 年度	現年調定分	6,015,826	4,328,529	0	1,687,297	72.0
	滞納繰越分	1,878,462	303,468	465,515	1,109,479	16.2
	合計	7,894,288	4,631,997	465,515	2,796,776	58.7
H22 年度	現年調定分	8,267,006	6,327,887	0	1,939,119	76.5
	滞納繰越分	2,727,535	1,374,237	359,671	993,627	50.4
	合計	10,994,541	7,702,124	359,671	2,932,746	70.1

4. 指摘

(1) 国民健康保険料の減免要件の判定方法

岡山市では、条例により世帯主及びその世帯に属する被保険者の当該年の総所得金額等の見込額が、賦課基準となった総所得金額等と比較して 30%以上減少する世帯に係る国民健康保険料の納付義務者について、一定の減免が認められている(岡山市国民健康保険料減免取扱規程第5条1項)。

すなわち、総所得見込額が減少した年度の当該世帯に係る国民健康保険料のうち、下記のAとBを比較して、どちらか少ない方の額を減免することとされている。

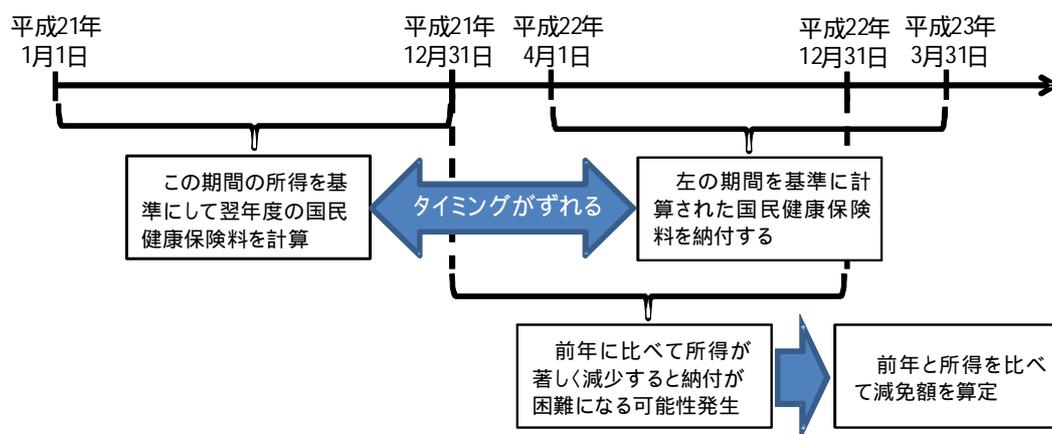
A: 総所得見込額が減少した被保険者に係る所得割額に、下記表に定める割合を乗じて得た額

区分		総所得見込額の減少割合			
		80%以上	60%以上 80%未満	40%以上 60%未満	30%以上 40%未満
賦課基準となつた総所得金額等	140万円以下の世帯	100%	100%	80%	60%
	140万円超 190万円以下の世帯	100%	80%	80%	60%
	190万円超 240万円以下の世帯	100%	80%	60%	40%
	240万円超の世帯	80%	80%	60%	40%

B: 当該年度の未納国民健康保険料の額(申請の日以後に納期の到来する当該年度の国民健

康保険料については、未納国民健康保険料とみなされる)。

下記の図のように、例えば平成 22 年度の国民健康保険料は平成 21 年の総所得金額等を基準にして算定される。したがって、平成 21 年の所得に対して平成 22 年の所得が著しく減少すると、所得が多い年を基準に計算された国民健康保険料を負担することが困難になることも想定される。岡山市におけるこの減免規程は、所得が著しく減少するときの納付者の困難を救うことを目的にしていると考えられる。



そうであるならば、減免対象者であるか否かを判定するためには平成 21 年の所得と平成 22 年の所得の見込額とを比較する必要がある。ところが、減免の可否を判定する決裁書類においては、申請前 6 ヶ月と申請後 6 ヶ月の 1 年間の所得の見込額で判断されている。例えば、12 月の申請であれば、本来は、平成 22 年 1 月～11 月の収入実績に 12 月の実績見込みを加算して総所得金額の見込額を算出して判定するべきところ、平成 22 年 6 月～11 月の所得と今後 6 ヶ月分の見込み額の合計で判定されている。これにより、「11 月に退職し、12 月以降は収入が見込めない」といった事案でも減免が認められている。

岡山市国民健康保険料減免取扱規程に則った判定が行われていないため、暦年の総所得金額見込で判定するよう、改善するべきである。また、申請者からの所得の申告書である「収入・所得状況申告書」の様式も、暦年の所得の見込額を記載する様式に改訂するべきである。

(2) 国民健康保険料の減免の対象期間

前述のとおり、この減免の規程は、平成 21 年の所得(賦課基準となった総所得金額)に対して平成 22 年の所得が著しく減少すると、所得が多い時期を基準に計算された国民健康保険料を負担することが困難になることが想定されることから、このような納付者の負担を軽減することを目的にしていると考えられる。

そうであるならば、本来、減免対象は平成 22 年度調定分だけで十分なはずである。この点、岡山市国民健康保険料減免取扱規程においても、「当該見込額(総所得金額の見込額:監査人注)が減少した年度の当該世帯に係る保険料のうち、上記(1)のと のいずれか少ない額を減免する、とされていることから伺える。

ところが岡山市においては、過年度賦課分も2年遡って減免対象にされている。平成 22 年度においては、平成 20 年度調定分まで遡って減免を承認している。

任意の 1 ヶ月分の申請書を査閲したところ、過年度賦課分が減免対象になっているケースの全てが上記の理由によるものであった。平成 22 年度の減免金額 288,062,902 円のうち、過年度賦課分は 117,556,759 円であるが、これは、本来は減免するべきではないものと考えられる。

当該年度賦課分だけを減免対象とするべきである。

(3) 返還金の取扱い

岡山市では、国民健康保険の被保険者証を提示して医療給付を受けた者が被保険者ではないことが判明した場合、前述のとおり、国民健康保険法第 65 条の不正給付に当たるとして取り扱っている。したがって、返還金の消滅時効は2年とされている。

しかし、そもそも、この返還請求の根拠を「不正給付」とするのが妥当か、疑問である。

平成 22 年度に岡山市が不正給付として返還請求を行った 552 件について国保年金課が把握している事由別内訳は下記のとおりである。

(単位:件)

転出	社会保険加入	生活保護適用	その他	合計
34	494	2	22	552

最も多い事例である「社会保険加入」では、国民健康保険の被保険者が新たに社会保険の被保険者になったときに、保険診療受診のタイミングに社会保険の被保険者証の交付が間に合わなかった場合等に、従来の国民健康保険被保険者証が使用されてしまうケースが多いとのことである。

「転出」も、転出先での被保険者証の切り替え手続きの遅れが多いものと思われる。

いずれにしても、「偽りその他不正の方法によって保険給付を受けたもの」と、その悪質性を断定できるほどの根拠は得ていないと思われる。

しかしながら、不正ではないにせよ、法律上の原因なくして被保険者に保険給付をしているのは明らかであるため、民法の一般原則により、不当利得として返還請求するのがより実態に近いものと思われる。

この場合、返還請求権の消滅時効は、地方自治法第 236 条第 1 項により5年となる。

5. 意見

(1) 国民健康保険料減免申請時の根拠資料の整備

国民健康保険料の減免申請を受け付ける際に、生活保護の受給決定が理由である場合、生活

保護連絡票が提出されているが、転職や退職による収入減少の場合、「収入・所得状況申告書」には特に裏付け資料は添付されていない。

条例に基づく国民健康保険料の減免は、例外的な措置であることを考えると、転職や退職による収入減少の場合でも給与明細や給与振込口座の通帳コピー等、所得の減少を裏付ける資料を入手しておくことが望ましい。

(2) 納付方法の多様化

現在、岡山市における国民健康保険料の収納方法は、銀行・郵便局等の金融機関での納付や口座振替の他、料金課、中・南・東区役所税務課、各支所・地域センター・市民サービスコーナー等、市の各窓口(通常、午前8時30分から午後5時15分まで)での収納がある。

このように岡山市では収納機会の確保に努めているところであるが、更に収納率の向上を図るためには改善が必要である。その一案として挙げられるのが、コンビニ収納の活用である。

コンビニ収納は、水道料や電気代等の公共料金の支払いについて郵便局や銀行等の窓口での支払いに代えて、コンビニエンスストアで各種料金の支払いができるものである。現在、国民健康保険料もコンビニでの収納が可能となっており、政令市では既に11都市が採用している。コンビニ収納を実施することで、納付者は毎日24時間いつでも納付が可能となり、納付の機会が増える。また、導入する市にとっては回収率の向上が期待できる。

毎年開催されている、岡山市市税等滞納整理強化対策本部による会議においても、滞納整理基本方針及び取り組みの中でコンビニ収納について検討課題とされているところである。他市例も参考にしつつ、関連するシステムの改修計画の実施時期や取扱手数料との費用対効果を考慮して、導入の是非や時期を検討することが望ましい。

(3) 料金課における個人別目標の設定

岡山市市税等滞納整理強化対策本部による会議において当年度の目標収納率を設定している。但し、個人別の目標設定はなく、あくまでも全体としての目標である。

全体での目標設定はもちろん必要であるが、個人別の目標設定まで落とし込まれていないと当事者意識が薄まる一因にもなりかねない。高いモチベーションを維持し続けるために、そして全体の収納率をより一層向上させるために個人別に目標設定をすることが望ましい。

(4) 口座振替申込書の様式改訂

岡山市では料金に関する口座振替依頼書は単一の様式にして一度の手続きで複数種類の料金の口座振替申込ができるよう配慮されているが、市税の口座振替依頼書とは別様式になっている。市民の利便性をより高めるといふ観点からは、市税の口座振替依頼と同一の書面で行えるように書式を改訂することが望ましい。

なお、この場合でも様式変更にはコストもかかるので、その実施時期については費用対効果を十分に考慮する必要がある。

第6 介護保険料

1. 介護保険制度の概要

(1) 介護保険制度

介護保険制度は、要介護状態又は要支援状態になり、介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等に対して、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき設けられた制度である(介護保険法第1条)。

(2) 介護サービス利用の流れ

介護を必要とする者は、住所地を管轄する福祉事務所の介護サービス係で要介護の認定申請を行った後、市の職員等による認定調査の結果をもとに、保健、医療、福祉の専門家で構成される介護認定審査会において要介護状態区分(7区分)を判定される。

要介護・要支援と認定された者は、個々の状況に応じて作成したケアプランに基づき介護サービスを利用する。

(3) 利用者負担について

介護保険サービスを利用する場合には、要介護状態区分に応じて保険から給付される上限額が決められており、この支給限度額内であれば、1割の自己負担となる。なお、同じ月に利用した介護サービスの1割負担の合計が高額になり、上限額を超えたときには、申請により超過額が高額介護サービス費として後から支給される。

(4) 介護保険料について

第1号被保険者(65歳以上の方)

第1号被保険者の介護保険料は、【図表6-1】の保険料段階により決定されている。第1号被保険者の介護保険料は、3年ごとに介護サービスに必要な費用を推計したうえで見直されている。

【図表 6-1 保険料段階(平成 21 年度～平成 23 年度)】

(単位:円)

段階	対象者	年間介護保険料
第 1 段階	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金の受給者で世帯全員が市民税非課税の方 ・中国残留邦人支援給付受給者の方	28,560
第 2 段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 80 万円以下の方	28,560
第 3 段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 80 万円を超える方	42,840
第 4 段階	本人が市民税非課税(世帯に課税の方がいる状態)で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 80 万円以下の方	48,552
第 5 段階	本人が市民税非課税(世帯に課税の方がいる状態)で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 80 万円を超える方	57,120
第 6 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 125 万円未満の方	68,544
第 7 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 125 万円以上 200 万円未満の方	71,400
第 8 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 200 万円以上 400 万円未満の方	85,680
第 9 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の方	99,960
第 10 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 600 万円以上の方	114,240

第 2 号被保険者(40 歳から 64 歳の方)

国民健康保険加入者の介護保険料は、国民健康保険料の算定方法に基づき、世帯ごとに

決められる。また、職場の医療保険加入者の介護保険料は、医療保険ごとに設定される介護保険料率と給与及び賞与に応じて決められる。

(5) 納付方法について

第1号被保険者(65歳以上の方)

第1号被保険者の介護保険料納付方法には、以下の特別徴収と普通徴収とがある。

a. 特別徴収

老齢基礎年金、厚生年金、遺族年金、障害年金が年額18万円以上の者は、年金の定期支払(年6回偶数月)に際して、年金から天引きされる。

b. 普通徴収

納付書又は口座振替により、毎月末日までに月割額を納付する。

第2号被保険者(40歳から64歳の方)

国民健康保険加入者は、口座振替、納付書、年金天引きにより、医療保険分(国民健康保険)と介護保険分を合わせて、国民健康保険料として世帯主が納付する。また、職場の健康保険(健康保険組合や共済組合等)に加入している人は、医療保険料と介護保険料を合わせて、給与及び賞与から天引きされる。

(6) 徴収猶予及び減免について

第1号被保険者の介護保険料の減免には、一般減免と独自減免があり、介護保険料減免状況の推移は、【図表6-2】のとおりである。また、徴収猶予は、下記の一般減免事由のうちa、bに該当した者等が申請した場合に適用できるが、過去に適用された実績はない。

一般減免

一般減免は、岡山市介護保険条例第13条第1項第1号から第5号に規定する介護保険料の減免であり、以下の事由に該当する場合に減免される。

- a 被保険者本人又はその世帯の生計を主として維持するものが、災害により著しい損害を受けたとき。
- b 被保険者の属する世帯の生計を主として維持するものが、死亡、重大な障害、長期入院、事業若しくは業務を廃止等により収入が著しく減少したとき。
- c 疾病、事業の廃止、その他特別な理由により借入金(マイカーローン、住宅ローンを除く。)があり、生活が困窮しているとき
- d 債務保証履行のために、不動産を譲渡したことにより、生活が困窮しているとき
- e 介護保険法第63条の規定の適用により、刑事施設等に拘禁され介護保険給付が行われていないとき。

f 1年以上引き続き、日本国外に居住していたとき。

独自減免

独自減免は、岡山市介護保険条例第13条第1項第6号に規定する介護保険料の減免で、世帯全員が住民税非課税（【図表6-1】の第3段階）で、以下の事由に該当する場合に減免される。

a 全て世帯員の年間収入が下表の金額以下であること

(ア) 世帯に70歳以上の方がいないとき

(単位：円)

世帯人数	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯
金額	960,000	1,440,000	1,920,000	2,400,000

(イ) 世帯に70歳以上の方がいるとき

(単位：円)

世帯人数	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯
金額	1,080,000	1,560,000	2,040,000	2,520,000

b 市民税が課税されているものと生計を共にしていないこと、及び市民税が課されているものに扶養されていないこと。

c 不動産及び預貯金を活用してもなお、生活に困窮していること。

【図表6-2 介護保険料徴収猶予及び減免の推移】

(単位：人、円)

区分	H20年度		H21年度		H22年度	
	人数	減免額	人数	減免額	人数	減免額
一般減免	21	707,068	26	1,032,662	25	976,864
独自減免	179	2,519,780	167	2,378,810	163	2,279,520
徴収猶予	-	-	-	-	-	-
合計	200	3,226,848	193	3,411,472	188	3,256,384

(7) 給付制限措置について

給付制限措置は、介護保険料を滞納している被保険者に対して、保険給付を制限することで、被保険者負担の公平を図り、未納介護保険料の収入を確保することを目的としている。

被保険者が介護保険料を滞納した場合には、滞納期間に応じて、以下の給付制限措置がとれる(介護保険法第 66 条～第 69 条)。給付制限措置の推移状況は、【図表 6-3】のとおりである。なお、給付制限措置として 1 年 6 ヶ月以上滞納した場合の一時差止の件数がゼロなのは、下記の 1 年以上滞納し支払方法変更となった滞納者が、分割納付や一括納付で介護保険料を納付し、下記の 1 年 6 ヶ月滞納した場合にまで至らなかったためである。

1 年以上滞納した場合

介護サービス利用時の利用料の支払方法が、本人が一旦全額支払った後、利用料の 9 割を市へ請求し、払い戻しを受ける方法に変更される。

1 年 6 ヶ月以上滞納した場合

本人が介護サービス利用料を一旦全額支払った後、市に利用料を請求しても、利用料の一部又は全部を一時差止められる。また、繰り返し滞納が続く場合、差し止めた保険給付費を滞納額に充当される。

2 年以上滞納した場合

滞納介護保険料が時効となった場合に、介護サービス利用時の利用料の負担が 1 割から 3 割に増えるとともに、高額介護サービスが受けられなくなる。

【図表 6-3 給付制限措置の状況】

(単位:件)

区分	H20 年度	H21 年度	H22 年度
支払方法変更 (滞納 1 年以上)	19	17	12
一時差止 (滞納 1 年 6 ヶ月以上)		-	-
給付額減額等 (滞納 2 年以上)	69	74	91
合計	88	91	103

2. 回収事務の現状

(1) 担当部署について

債権回収管理については、第 5 国民健康保険料に記載のとおり、財政局料金課が所管している。

また、第 2 号被保険者の介護保険料については、各医療保険者が管理しており、岡山市保健福祉局介護保険課では管理していない。そのため、第 1 号被保険者の介護保険料を当年度の監査対象として検討する。

(2) 収入状況について

【図表 6-4】のとおり、現年調定分の収納率は平成 20 年度から平成 22 年度まで、98.5% 98.6% 98.6%と上昇しており、2 年間で 0.1 ポイント改善されている。これは平成 20 年度と同じ収納率だった場合に比べて、8,496,704 千円 \times 0.1% = 8,496 千円(平成 22 年度現年調定分 \times 収納率改善幅 = 改善した収納額)だけ歳入を改善させていることを意味する。経済環境が厳しい折、収納率が改善されているのは、平成 19 年 4 月に料金課を設置し、債権について集中管理を進めたことを始めとする諸施策の効果の現れと考えられる。

滞納繰越分の収納率は、平成 20 年度の 14.9%から平成 21 年度は 16.6%に上昇し、平成 22 年度に 15.8%に下落している。現年調定分の収納率が比較的高く推移する中、滞納整理を進めているため、滞納繰越分の収納率は一定の幅で上下する結果になっているが、全体としての収納率は上昇している。

【図表 6-4 介護保険料の収納状況】

(単位:千円、%)

年度	区分	年度末調定額	収入済額	収納率
H20 年度	現年調定分	8,187,831	8,065,253	98.5
	(特別徴収)	7,302,523	7,314,630	100.2
	(普通徴収)	885,308	750,623	84.8
	滞納繰越分	259,673	38,715	14.9
	合計	8,447,504	8,103,968	95.9
H21 年度	現年調定分	8,415,619	8,297,186	98.6
	(特別徴収)	7,535,760	7,547,931	100.2
	(普通徴収)	879,859	749,255	85.2
	滞納繰越分	258,137	42,833	16.6
	合計	8,673,756	8,340,019	96.2
H22 年度	現年調定分	8,496,704	8,380,004	98.6
	(特別徴収)	7,708,288	7,717,054	100.1
	(普通徴収)	788,416	662,950	84.1
	滞納繰越分	255,853	40,362	15.8
	合計	8,752,557	8,420,366	96.2

還付未済額を含む。

【図表 6-5】は、政令市における平成 22 年度の収納率及び口座振替率を一覧にしたものである。介護保険料における現年調定分の収納率は、98.6%と政令指定都市の中で 6 位(19 位中)、滞納繰越分の収納率は、15.8%と政令指定都市の中で 5 位(19 位中)、現年調定分と滞納繰越分の合

計の収納率は、96.2%と政令指定都市の中で4位(19位中)であり、収納率については政令指定都市の中で上位に位置している。

普通徴収対象者に係る口座振替率については、25.9%と政令指定都市の中で10位(19位中)である。他市との比較においては、「口座振替率が高いほど現年調定分の収納率も高くなる」といった明確な因果関係は両者にみられない。しかし、口座振替には不注意による納付洩れを回避する等の効果があり、収納率向上に寄与すると考えられる。現在岡山市では口座振替の利用を促すため、パンフレットやホームページでのPR活動強化等の施策を講じており、今後とも口座振替利用者の増加に向けた施策を継続して実施していくことが重要である。

【図表 6-5 政令指定都市の平成 22 年度収納率及び口座振替率】

(単位:%)

都市名	収納率						口座振替率	順位
	現年分	順位	滞納繰越分	順位	合計	順位		
A市	98.3	10	10.1	17	95.0	13	19.4	15
B市	97.9	18	15.7	6	94.9	14	25.6	11
C市	98.1	15	15.5	7	95.2	11	17.3	18
D市	98.2	12	14.9	8	95.5	6	15.9	19
E市	98.3	11	8.3	19	93.7	18	18.7	16
F市	98.5	7	10.3	16	95.4	8	33.5	4
G市	98.5	9	10.8	14	95.3	9	17.6	17
H市	99.1	1	16.2	4	97.6	1	50.3	1
I市	98.7	4	14.3	10	96.4	3	31.6	5
J市	98.9	2	17.1	1	97.2	2	39.2	3
K市	98.8	3	9.6	18	95.5	7	42.1	2
L市	98.5	8	11.9	12	95.1	12	26.5	9
M市	97.1	19	14.6	9	91.6	19	21.2	14
N市	98.2	14	10.3	15	94.0	16	24.1	12
O市	98.2	13	11.1	13	95.2	10	23.7	13
岡山市	98.6	6	15.8	5	96.2	4	25.9	10
P市	98.7	4	16.9	2	96.0	5	27.7	8
Q市	98.1	16	16.4	3	94.4	15	30.1	7
R市	97.9	17	13.0	11	93.8	17	31.0	6

各年度の決算ベースの数値(現年分収納率と合計収納率は5月31日現在、滞納繰越分収納率と口座振替率は3月31日現在)である。但し、K市の口座振替率については、平成23年4月1日現在の数値である。

還付未済額を含む数値である。

(3) 滞納者対策措置

滞納が発生した場合、滞納者に対しては下記の手順で対策が講じられている。また、高額滞納者については、第 5 国民健康保険料に記載している。

督促状の発送

納期限までに介護保険料を完納しない場合は、納期限後 30 日以内に期限を指定して督促状を発送する(岡山市介護保険条例第 15 条)。督促状の発送件数の推移は【図表 6-6】のとおりであり、介護保険料に係る現年調定額の収納率の向上に伴い、平成 22 年度における督促状の発送件数は減少している。

【図表 6-6 督促状の発送状況】

(単位:件)

区分	H20 年度	H21 年度	H22 年度
介護保険料	51,091	51,286	49,051

納付催告

督促状を発送してから指定した期限までに完納されない場合には、各種催告を行う。各種催告には、文書による一斉催告(偶数月)、電話による催告、推進員による訪問催告がある。平成 22 年度における文書による一斉催告の推移は、【図表 6-7】のとおりである。

【図表 6-7 平成 22 年度の文書による一斉催告の発送状況】

(単位:件、千円)

区分	H22 年度					
	4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月
件数	2,642	1,822	2,831	1,462	1,767	1,437
請求金額	154,768	101,712	145,706	74,167	87,491	69,261
金額/件数	59	56	51	51	50	48

(4) 延滞金の徴収

遅延利息相当の延滞金は、納期限までに完納されない場合に納期限の翌日から起算して納付する日までの期間に応じ、介護保険料 2,000 円以上(1,000 円未満切捨)について年 14.6 % (1 ヶ月以内の期間は年 7.3%) で計算する。但し、当該期間のうち、その各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における日本銀行法の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4% の割合を加算した割合が、年 7.3% の割合に満たない場合は、その年中においては、当該基準割引率に年

4%を加算した割合(特例基準割合)以内で計算する。また、算出された延滞金が1,000円未満のときは全額を切り捨て、1,000円以上で端数に100円未満の端数があればこれも切り捨てる。

過去の収納した延滞金の件数と金額の推移は、【図表6-8】のとおりである。また、平成21年度から料金滞納整理支援システムを導入したことにより、延滞金を網羅的に把握し計算することが可能となった。

【図表6-8 延滞金の収納状況】

(単位:件、円)

区分		H20年度	H21年度	H22年度
介護保険料	件数	529	617	434
	金額	630,008	755,787	623,140

(5) 滞納処分

督促を受けたものが指定された期限までに介護保険料を納付しない場合、市は地方税の滞納処分の例により処分することができる(地方自治法第231条の3第3項、介護保険法第144条)。滞納処分の執行状況は、【図表6-9】のとおりである。平成22年度においては、滞納整理強化期間を設定して、特に高額滞納者に対して滞納処分を強化して実施した結果、差押件数が急増している。

【図表6-9 滞納処分の執行状況】

(単位:件、円)

区分		年度		
		H20年度	H21年度	H22年度
交付要求	件数	15	13	13
	金額	1,189,847	1,290,301	706,738
	金額/件数	79,323	99,254	54,364
差押	件数	13	22	84
	金額	1,008,801	1,658,696	8,811,066
	金額/件数	77,600	75,395	104,894

【図表 6-10 差押内訳の状況】

(単位:件、円)

内訳	H20 年度		H21 年度		H22 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
不動産	4	424,560	9	862,931	42	4,757,503
口座	5	381,051	7	508,204	30	2,960,810
年金	1	160,800	1	114,240	1	59,220
生命保険	2	28,110	4	168,251	9	1,004,973
給与	-	-	-	-	-	-
その他	1	14,280	1	5,070	2	28,560
合計	13	1,008,801	22	1,658,696	84	8,811,066

(6) 不納欠損処理

介護保険料に係る徴収権が時効により消滅した場合には、不納欠損処理を行う。【図表 6-11】のとおり、介護保険料については起算点から2年の期間が経過した時点で、時効の援用を要せず、不納欠損処理がなされる。過去の不納欠損の処理状況は、【図表 6-12】のとおりである。

介護保険料に係る過去3年間の不納欠損処理について、居所不明を原因とする不納欠損処理の件数・金額が増加しているものの、全体としての不納欠損処理額は件数・金額ともに減少している。特に、平成20年度の欠損処理額が多かったのは、平成18年度に介護保険料を見直したことにより、約20%介護保険料が上昇した結果、その年度に増加した滞納額が2年の時効期間を経過して不納欠損処理されたことが要因である。

【図表 6-11 介護保険料の消滅時効期間】

区分	消滅時効の期間	根拠法令
介護保険料	2年	介護保険法第200条

【図表 6-12 不納欠損処理の状況】

(単位:件、円)

区分		年度		
		H20 年度	H21 年度	H22 年度
経済的理由	件数	2,390	2,313	2,198
	金額	84,056,872	76,726,570	74,555,930
	金額/件数	35,170	33,172	33,920
居所不明	件数	585	559	589
	金額	13,560,892	13,779,974	15,695,645
	金額/件数	23,181	24,651	26,648
合計	件数	2,975	2,872	2,787
	金額	97,617,764	90,506,544	90,251,575
	金額/件数	32,813	31,513	32,383

3. 不正給付の返還金等

(1) 不正給付の返還金等について

指定居宅サービス事業者等が、偽りその他不正の行為によって保険給付を受けた場合には、市町村は当該指定居宅サービス事業者等に対して、支払った額につき返還させるべき額を徴収する他、その返還させるべき額に 100 分の 40 を乗じた額を徴収することができる(介護保険法第 22 条第 3 項)。以下、返還金に 100 分の 40 を乗じた額のことを加算金とする。

(2) 債権管理

介護保険に係る不正給付の返還金及び加算金の賦課については、岡山市保健福祉局介護保険課が担当しており、徴収については、財政局料金課が担当している。

不正給付の返還金及び加算金については、「介護保険事務所における不正請求等による保険給付費返還等にかかるガイドライン」に基づき、個々の案件ごとに担当課内で対応している。

岡山市内の指定居宅サービス事業者等における過去の不正給付に係る返還金等の状況は、【図表 6-13】のとおりである。なお、返還金及び加算金については、全て期限内に納付済みで滞納は発生していない。また、過去に納期限を過ぎても納付に至らなかったケースはなく、延滞金も発生していない。

【図表 6-13 不正給付に係る返還金等の状況】

(単位:円)

年度	内容	返還金	加算金	合計
H21	不正な指定申請と虚偽の報酬請求	5,483,398	2,193,359	7,676,757
	不正な指定申請と虚偽の報酬請求	3,466,819	1,386,727	4,853,546
	虚偽の報酬請求	130,104	52,041	182,145
	虚偽の報酬請求	117,531	47,012	164,543
	虚偽の報酬請求	98,697	39,478	138,175
	不正な指定申請と虚偽の報酬請求	90,444	36,177	126,621
	不正な指定申請と虚偽の報酬請求	67,365	26,946	94,311
合計		9,454,358	3,781,740	13,236,098
H22	虚偽の報酬請求	18,200,326	7,187,147	25,387,473
	不正な指定申請と虚偽の報酬請求	1,893,051	757,220	2,650,271
	不正な指定申請と虚偽の報酬請求	92,790	37,116	129,906
合計		20,186,167	7,981,483	28,167,650

不正な指定申請とは、不正な指定申請による虚偽の介護サービス費用請求である。
虚偽の報酬請求は、虚偽の人員基準に基づく介護サービス費用請求と架空の保険給付に基づく介護サービス費用請求である。

4. 意見

(1) 納付方法の多様化

現在、岡山市における介護保険料の収納方法は、銀行・郵便局等の金融機関での納付や口座振替の他、料金課、中・南・東区役所税務課、各支所・地域センター・市民サービスコーナー等、市の各窓口(通常、午前8時30分から午後5時15分まで)での収納がある。

このように岡山市では収納機会の確保に努めているところであるが、更に収納率の向上を図るためには改善が必要である。その一案として挙げられるのが、コンビニ収納の活用である。

コンビニ収納は、水道料や電気代等の公共料金の支払いについて郵便局や銀行等の窓口での支払いに代えて、コンビニエンスストアで各種料金の支払いができるものである。現在、介護保険料もコンビニでの収納が可能となっており、政令市では既に3都市が採用している。コンビニ収納を実施することで、納付者は毎日24時間いつでも納付が可能となり、納付の機会が増える。また、導入する市にとっては回収率の向上が期待できる。

毎年開催されている、岡山市市税等滞納整理強化対策本部による会議においても、滞納整理基本方針及び取り組みの中でコンビニ収納について検討課題とされているところである。他市例も参考にしつつ、関連するシステムの改修計画の実施時期や取扱手数料との費用対効果を考慮し

て、導入の是非や時期を検討するのが望ましい。

(2) 料金課における個人別目標の設定

岡山市市税等滞納整理強化対策本部による会議において当年度の目標収納率を設定している。但し、個人別の目標設定はなく、あくまでも全体としての目標である。

全体での目標設定はもちろん必要であるが、個人別の目標設定まで落とし込まれていないと当事者意識が薄まる一因にもなりかねない。高いモチベーションを維持し続けるために、そして全体の収納率をより一層向上させるために個人別に目標設定をすることが望ましい。

(3) 口座振替申込書の様式

岡山市では料金に関する口座振替依頼書は単一の様式にして一度の手続きで複数種類の料金の口座振替申込ができるよう配慮されているが、市税の口座振替依頼書とは別様式になっている。市民の利便性をより高めるという観点からは、市税の口座振替依頼と同一の書面で行えるように書式を改訂することが望ましい。

なお、この場合でも様式変更にはコストもかかるので、その実施時期については費用対効果を十分に考慮する必要がある。

(4) 不正給付に係る返還金等における手続きについて

「介護保険事務所における不正請求等による保険給付費返還等にかかるガイドライン」が整備されているが、返還金及び加算金の請求の前提となる処分の判断基準が明確になっていない状態である。

不正な指定居宅サービス事業者等に対する措置は、通常の業務内で日常的に起こり得る問題ではなく年に数件起こる程度であるため、判断基準を整備することが業務のレベル向上と引継ぎの効率化に資する。また、不正な指定居宅サービス事業者等に対して加算金を徴収するには、その悪質の程度を見極める必要があり、非常に難しい判断が求められるケースも想定される。

よって、業務レベルの向上、引継ぎ業務の効率化及び加算金徴収の判断基準を明確する観点から、マニュアル等を担当課内に整備しておくことが望ましい。

第7 母子寡婦福祉資金貸付金

1. 事業の概要

(1) 趣旨

母子寡婦福祉資金貸付金は、母子家庭及び寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図り、併せて児童の福祉を推進することを目的として、修学資金をはじめとした各種資金の貸付を行うものである。

(2) 根拠法令等

本貸付制度は、母子福祉資金の貸付等に関する法律に基づき、昭和 28 年度から実施されている貸付金制度であり、現在は、次の法令等に基づき構成されている。

母子及び寡婦福祉法

第 13 条：都道府県は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又はその扶養している児童に対し、配偶者のない女子の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、次に掲げる資金を貸し付けることができる。

- 一 事業を開始し、又は継続するのに必要な資金
- 二 配偶者のない女子が扶養している児童の修学に必要な資金
- 三 配偶者のない女子又はその者が扶養している児童が事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金
- 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者のない女子及びその者が扶養している児童の福祉のために必要な資金であつて政令で定めるもの

母子及び寡婦福祉法施行令

母子及び寡婦福祉法施行規則

岡山市母子及び寡婦福祉法施行細則

(3) 対象

貸付対象は次のとおりである。

この貸付を受けることで経済的自立の助成と生活意欲の助長が図られること

市税の滞納がないこと

確実な償還が保証できること

配偶者のない女子(配偶者と死別・離別した女子のこと、以下同じ)で、次のいずれかに該当すること

< 母子福祉資金 >

- ・ 母子家庭の母(配偶者のない女子で現に児童(20 歳未満)を扶養している者)
- ・ 父母のない児童(20 歳未満)

< 寡婦福祉資金 >

- ・ 寡婦(配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母であった者)
- ・ 40歳以上の配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母及び寡婦以外の者
いずれも、扶養する子等がない場合は前年の所得(1月から5月までの申請については前々年の所得)の額が2,036,000円を越えない者に限る

(4) 内容

平成23年度母子寡婦福祉資金貸付金は【図表7-1】の12種類がある。

なお、貸付利率は、修学資金、修業資金、就職支度金及び就学支度金の貸付金は無利子とし、その他の貸付金については、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を年1.5%とする。

【図表7-1 平成23年度母子寡婦福祉資金貸付金一覧表】

貸付金の種類	内容	貸付対象	貸付限度	償還期間
事業開始資金	事業を開始するための設備費・什器・機械等の購入資金	・母子家庭の母 ・寡婦 ・母子福祉団体	・1回につき 2,830,000円以内 ・母子福祉団体 4,260,000円以内 ・複数の母子家庭が共同して起業する場合 4,260,000円以内	7年以内
事業継続資金	事業を継続するために必要な商品・材料等を購入する資金	・母子家庭の母 ・寡婦 ・母子福祉団体	・1回につき 1,420,000円以内	7年以内
就学支度金	小学校・中学校への入学に際し必要な資金	・母子家庭の児童 ・父母のない児童 (いずれも、所得税非課税か入学時に同程度の経済的事情にある場合に限る)	・小学校 39,500円以内 ・中学校 46,100円以内	10年以内

貸付金の種類	内容	貸付対象	貸付限度	償還期間
就学支度金	高校、高専、専修学校(一般課程・高等課程)への入学に際して必要な資金	・母子家庭の児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養している子	国公立 ・自宅通学 150,000 円以内 ・自宅外通学 160,000 円以内 私立 ・自宅通学 410,000 円以内 ・自宅外通学 420,000 円以内	・10 年以内 ・専修学校(一般課程)5 年以内
	大学(短大含む)、専修学校(専門課程)への入学に際し必要な資金	・母子家庭の児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養している子	国公立 ・自宅通学 370,000 円以内 ・自宅外通学 380,000 円以内 私立 ・自宅通学 580,000 円以内 ・自宅外通学 590,000 円以内	10 年以内
	就職・事業開始に必要な知識技能を習得するための施設(厚生労働大臣が定めるもの)への入学に際し必要な資金	・母子家庭の児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養している子	中学卒業後入所 ・自宅通所 75,000 円以内 ・自宅外通所 85,000 円以内 高校卒業後入所 ・自宅通所 90,000 円以内 ・自宅外通所 100,000 円以内	5 年以内
修学資金	高校・高専・大学・専修学校に就学するための授業料・書籍代・通学費等に必要な資金	・母子家庭の児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養している子	修学資金貸付限度額の詳細は省略するが、学校種別・学年別により、月額最低 18,000 円から最高 64,000 円以内	・3 年以上の貸付 10 年以内 ・2 年以上 3 年未満の貸付 6 年以内 ・2 年未満の貸付 3 年以内 ・専修学校の高等課程・専門課程以外の課程 5 年

貸付金の種類	内容	貸付対象	貸付限度	償還期間
技能習得資金	母・寡婦自ら事業を開始又は就職するのに必要な知識技能を得るために必要な資金	・母子家庭の母 ・寡婦	・月額 68,000 円以内 3 年以内 ・自動車運転免許取得は 460,000 円以内	・2 年を超える貸付 10 年以内 ・2 年までの貸付 6 年以内 ・1 年までの貸付 3 年以内
修業資金	児童が就労に必要な知識技能を習得するために必要な資金	・母子家庭の児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養している子	・月額 68,000 円以内 3 年以内 ・全日制高校 3 年在学中に就職を希望する児童が、就職のために自動車運転免許を取得する場合は 460,000 円以内	・1 年を超える貸付 6 年以内 ・1 年までの貸付 3 年以内
就職支度金	就職に直接必要な被服・履物等の購入費	・母子家庭の母 ・母子家庭の児童 ・父母のない児童 ・寡婦	・100,000 円以内 ・通勤のために自動車を購入する場合(公共交通機関の事情、就労形態等やむを得ない場合に限る)は購入費を含めて 320,000 円以内	6 年以内
医療介護資金	医療費・通院費・介護保険の自己負担分等	・母子家庭の母 ・母子家庭の児童 ・寡婦	(医療) 340,000 円以内 (特別の場合 480,000 円以内) (介護) 500,000 円以内	5 年以内

貸付金の種類	内容	貸付対象	貸付限度	償還期間
生活資金	技能習得資金 又は医療介護 資金の貸付を 受けている期間 中の生活を維持 するのに必要な 資金	・母子家庭の母 ・寡婦	・技能習得：月額 141,000 円以内 3 年以内 ・医療介護：月額 103,000 円以内 1 年以内 ・母が生計中心者でない場合、 及び現に扶養する子のない寡 婦の場合 月額 69,000 円以内	(技能習得) ・2 年を超える 貸付 10 年以内 ・2 年までの貸 付 6 年以内 ・1 年までの貸 付 3 年以内
				(医療介護) 5 年以内
	配偶者のない 女子となって間 もない者の自立 意欲の促進と生 活の安定を図る のに必要な資 金	・母子家庭の母 (配偶者のない女 子となって 7 年未 満)	・月額 103,000 円以内 ・母が生計中心者でない場合 月額 69,000 円以内	8 年以内
失業期間中に おける生活の安 定と再就職活動 の促進を図るの に必要な資金	・母子家庭の母 ・寡婦	・月額 103,000 円以内 1 年以内 ・現に扶養する子のない寡婦、 及び現に扶養する子の生計を 維持していない寡婦の場合 月額 69,000 円以内	5 年以内	

貸付金の種類	内容	貸付対象	貸付限度	償還期間
住宅資金	住宅を補修・改築・保全または購入するための費用	・母子家庭の母 ・寡婦	1,500,000 円以内 (特別の場合 2,000,000 円以内)	6 年以内 (特別の場合 7 年以内)
転宅資金	引越しに要する資金・前家賃等	・母子家庭の母 ・寡婦	260,000 円以内	3 年以内
結婚資金	児童の結婚費用	・母子家庭の児童 ・寡婦が扶養している 20 歳以上の子	300,000 円以内	5 年以内

(5) 事業主体

母子及び寡婦福祉法第 46 条により、本貸付金に係る事務については市(個別貸付・収納事務についてはこども福祉課)が事業主体として処理している。

(6) 特別会計の状況

母子寡婦福祉資金の貸付を行うに当たっては次のとおり特別会計を設けなければならないこととなっている。

母子及び寡婦福祉法第 36 条第 1 項

都道府県は、母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金(以下福祉資金貸付金と総称する。)の貸付けを行うについては、特別会計を設けなければならない。

平成 22 年度母子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計の状況

平成 22 年度母子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計の歳入及び歳出の状況は【図表 7-2】 のとおりである。

【図表 7-2 平成 22 年度 岡山市母子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計歳入歳出決算書】

(単位:円)

歳入				歳出			
款項	目	補正後予算額	決算額	款項	目	補正後予算額	決算額
県支出金	母子寡婦福祉資金貸付事業費県補助金	2,625,000	2,598,378	母子寡婦福祉資金貸付事業費	事務費	1,004,000	665,441
					向上対策費	5,775,000	5,616,418
繰入金	一般会計繰入金	15,367,000	13,944,817	貸付事業費	貸付事業費	146,304,000	138,416,256
繰越金	繰越金	175,000	10,168,045	\			
諸収入	貸付金元利収入	112,240,000	119,077,618				
	雑入	0	36,080				
	違約金及び延納利息	250,000	563,900				
市債	母子寡婦福祉資金貸付事業債	22,426,000	22,426,000				
歳入合計		153,083,000	168,814,838	歳出合計		153,083,000	144,698,115

国庫貸付金借入の状況

国庫貸付金の借入状況は【図表 7-3】のとおりである。

また、都道府県は、毎年度、当該年度の前々年度(以下、「基準年度」という。)の特別会計の決算上の剰余金の額が、基準年度以前 3 年度の各年度における特別会計の決算上の福祉資金貸付金の貸付額の合計額を 3 で除して得た額の 2 倍に相当する額を超えるときには、その超える額に基準年度までの国からの借入金の総額(母子及び寡婦福祉法第 37 条第 2 項及び同条第 4 項により国に償還した金額を除く)(以下、「借入金総額」という。)の借入金総額と当該都道府県が基準年度までに福祉資金貸付金の財源として特別会計に繰り入れた金額の総額(母子及び寡婦福祉法第 37 条第 5 項の規定により一般会計に繰り入れた金額を除く。)に対する割合を乗じて得た額に相当する金額を国に償還しなければならないとされている。

但し、岡山市は、現在まで上記の国庫貸付金の償還基準に該当した年度はない。

【図表 7-3 国庫貸付金借入状況】

(単位:円)

H18 年度以前	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	合計
705,340,053	22,838,000	24,502,000	18,880,000	22,426,000	793,986,053

平成 18 年度以前の金額には、平成 8 年度に中核市になった際に岡山県から引き継いだ国庫貸付金 403,610,053 円が含まれている。

(7) 貸付金の状況

平成 18 年度から平成 22 年度までの母子寡婦福祉資金貸付金の種類別の貸付状況(件数、金額)については、【図表 7-4】のとおりである。

【図表 7-4 母子寡婦福祉資金貸付金年度別貸付状況の推移】

(単位:件、千円)

区分	H18 年度		H19 年度		H20 年度		H21 年度		H22 年度		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
母子福祉資金	事業開始	-	-	1	1,600	2	2,220	1	1,300	-	-
	修学	264	106,928	241	101,881	235	99,982	228	98,283	208	91,387
	技能習得	1	600	4	2,310	5	2,550	4	1,650	1	780
	修業	1	460	2	864	4	1,557	5	2,107	2	1,212
	就職支度	-	-	3	960	-	-	-	-	-	-
	生活	11	3,157	24	3,818	19	4,996	11	3,818	9	2,583
	住宅	-	-	-	-	1	123	-	-	-	-
	転宅	10	2,418	6	1,559	12	2,725	7	1,774	13	3,199
	就学支度	72	29,956	74	27,580	75	28,198	74	25,000	90	37,394
	計	359	143,521	355	140,573	353	142,352	330	133,933	323	136,556
寡婦福祉資金	修学	4	2,520	3	2,016	4	2,016	5	2,916	4	1,860
	修業	-	-	-	-	1	600	1	600	-	-
	計	4	2,520	3	2,016	5	2,616	6	3,516	4	1,860
合計	363	146,041	358	142,589	358	144,968	336	137,449	327	138,416	

これによると、母子寡婦福祉資金貸付金の合計は、平成 22 年度は、件数 327 件、貸付金額は 1

億 3,841 万 6 千円であり、件数、貸付金額ともに平成 18 年度より減少している。これは、平成 21 年度より高等学校の授業料が無償化されたことにより、修学資金及び就学支度資金の新規貸付金が減少したことが主な要因である。

資金の種類別では、修学資金(授業料、書籍代等)及び就学支度資金(入学金、被服費等)の合計が貸付件数及び金額ともに全資金の約 9 割を占めている。

2. 回収事務の現状

(1) 母子福祉資金貸付金

母子福祉資金貸付金の収納状況は次のとおりであり、現年調定分は 75%を超える収納率で推移しているものの、滞納繰越分は平成 18 年度以降低下傾向にある。

【図表 7-5 母子福祉資金償還金収納状況】

(単位:千円、%)

区分		H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度
合計	調定額 A	270,800	289,612	300,082	331,710	352,674
	元金	263,966	282,800	293,234	324,868	345,950
	利子・その他	6,833	6,812	6,847	6,841	6,723
	収入済額 B	103,215	107,998	101,984	112,647	116,400
	元金	102,905	107,737	101,673	112,293	116,059
	利子・その他	310	260	311	353	340
	償還率 B/A	38.1	37.3	34.0	34.0	33.0
滞納繰越分	調定額 C	153,816	167,585	181,614	198,097	219,062
	元金	147,307	161,061	175,062	191,561	212,574
	利子・その他	6,508	6,523	6,552	6,536	6,487
	収入済額 D	11,720	12,290	11,108	11,163	11,801
	元金	11,604	12,195	11,001	11,037	11,631
	利子・その他	116	95	107	126	170
	償還率 D/C	7.6	7.3	6.1	5.6	5.4
調定額の内訳 現年調定分	調定額 E	116,984	122,027	118,468	133,612	133,611
	元金	116,659	121,738	118,172	133,307	133,375
	利子・その他	324	289	295	305	235
	収入済額 F	91,495	95,707	90,876	101,483	104,599
	元金	91,300	95,542	90,671	101,256	104,428
	利子・その他	194	165	204	227	170
	償還率 F/E	78.2	78.4	76.7	76.0	78.3

(2) 寡婦福祉資金貸付金

寡婦福祉資金貸付金の収納状況は【図表 7-6】のとおりであり、現年調定分の償還率は概ね上昇傾向にあり、80%を超えているが、滞納繰越分は概ね下落傾向にあり、償還率は5%を下回っている。これは、寡婦福祉資金貸付金の貸付を行う場合、既に債務者が高齢であることが比較的多く、返済時期になると債務者の収入状況が悪化していることが多いことによる影響であるためとの説明を受けている。

【図表 7-6 寡婦福祉資金償還金収納状況】

(単位:千円、%)

区分		H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	
合計	調定額 A	22,080	22,271	22,130	21,679	21,315	
	元金	21,850	22,065	21,945	21,504	21,147	
	利子・その他	230	205	185	175	167	
	収入済額 B	3,710	3,707	3,714	3,097	2,677	
	元金	3,685	3,687	3,704	3,089	2,666	
	利子・その他	24	19	9	8	11	
	償還率 B/A	16.8	16.6	16.8	14.3	12.6	
滞納繰越分	調定額 C	18,024	18,370	18,563	18,416	18,582	
	元金	17,798	18,165	18,378	18,241	18,415	
	利子・その他	225	205	185	175	167	
	収入済額 D	699	663	648	283	382	
	元金	678	643	638	275	371	
	利子・その他	20	19	9	8	11	
	償還率 D/C	3.9	3.6	3.5	1.5	2.1	
	現年調定分	調定額 E	4,056	3,900	3,567	3,263	2,732
		元金	4,052	3,900	3,567	3,263	2,732
		利子・その他	4	0	-	-	-
収入済額 F		3,010	3,044	3,065	2,813	2,294	
元金		3,006	3,044	3,065	2,813	2,294	
利子・その他		3	0	-	-	-	
償還率 F/E		74.2	78.0	85.9	86.2	84.0	

3. 指摘

(1) 不納欠損処理について

前述のとおり、岡山市において母子寡婦福祉資金貸付金について、不納欠損処理を実施していない。

そもそも、不納欠損処理とは、歳入徴収額を調定したものの何らかの理由で徴収が行えず、今後も徴収の見込みがないため、地方自治体はその調定の金額を消滅させることをいう。

母子寡婦福祉資金貸付金の不納欠損処理については、岡山市では現在まで一度も実施されていないが、岡山市母子及び寡婦福祉法施行細則第 24 条の 6 では、次のとおりとなっている。

岡山市母子及び寡婦福祉法施行細則第 24 条の 6

償還金及び違約金が次の各号のいずれかに該当するときは、不納欠損処理を行うものとする。

- (1) 法第 15 条に規定する償還の免除を行ったとき。
- (2) 時効により消滅したとき。
- (3) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく免責許可の決定が確定したとき。

そこで、上記 3 つの要件の内、「(2)時効により消滅したとき。」についてのみ集計したところ、平成 23 年 3 月末現在では、1 件(金額 773,471 円)該当することが判明した。

当該 1 件については、上記規則にしたがい、直ちに不納欠損処理を行う必要がある。また、本件は今回の包括外部監査の過程で発見されたものであるが、本来は市が収納事務を行う過程で細則にしたがい、適切な処理をすべきであったものである。

そこで、今後は長期的な滞留債権については、不納欠損処理を行う、あるいは法的措置をとる等の今後の方針を定期的に(少なくとも年に一度は)検討する等、不納欠損処理が洩れないように何らかの対策を講じる必要がある。

(2) 現金領収書の管理について

現在、現金領収による収納の場合については、「現金領収書」を納入義務者に発行することとなっており、当該「現金領収書」の取扱いについては、「母子寡婦福祉資金償還金の収納事務取り扱いについて」で定められている。これによれば、「決裁者は、領収書等の控えの番号が連番になっているかを定期的に確認」することとされている。

しかし、今回訪問した北区中央福祉事務所では、現金領収した場合にのみ現金領収書を確認しているものの、上記取扱いに記載されているような「定期的」な確認は行われていなかった。こども福祉課では、2~3 ヶ月に 1 度決裁者による確認が行われているため、同様の頻度で行うべきである。

現金領収書の確認は、出納員の横領を未然に防止する効果があるため、本来は月 1 回決裁者

の確認を行い、確認されていることがわかるように署名・押印をすることが望ましい。

4. 意見

(1) 母子自立支援員等の増員について

母子自立支援員とは、母子家庭や寡婦の福祉に関してその実情を把握し、個々のケースに応じて自立に必要な各種の相談や指導を行う仕事とされている。

岡山市の母子自立支援員は各福祉事務所に1名、計6名配置されており、また、償還指導嘱託職員は現在岡山市では育児休業中のため臨時職員1名と緊急雇用職員2名で対応している。母子自立支援員は、週4日勤務であり、どの福祉事務所でも毎週1日は母子自立支援員がいない日が出てしまっている。

そのため、担当する市民の数が多い一部の福祉事務所の母子自立支援員の業務は日々の事務処理・窓口相談に追われ、本来の職務の1つである「指導」を満足に行うことができず、また、収納についても「督促状」や「催告書」を送付するのみの納入義務者もいる。

そこで、母子寡婦福祉資金貸付金等の窓口は、現在各福祉事務所が担っているが、窓口を1つの拠点に集約し、母子自立支援員もその拠点に集約することで、窓口で母子自立支援員がいない日をなくすとともに、業務分担による効率化を図ることで、「指導」業務にも力を注ぐことができると考える。結果として、貸付を受けている母子家庭や寡婦の自立を助成することができ、また、母子寡婦福祉資金貸付金の収納率も向上するのではないかと考える。

また、現在在籍している母子自立支援員に加えてどの福祉事務所にも在籍せず、母子自立支援員が休暇の日や多忙の日にはその母子自立支援員が在籍している福祉事務所の業務を行い、その他の日については主として訪問による「指導」や未収金の回収等を担う人員を1~2名程度増員することが望まれる。

現在のこども福祉課職員、償還指導嘱託職員及び母子自立支援員の人員数では、日々の事務作業や相談の対応に追われてしまっており、その後の「指導」等が満足に行うことができていない現状を鑑みると、何らかの対応策を打ち出すことが望まれる。

(2) 母子寡婦福祉資金貸付金償還指導マニュアル(以下、「指導マニュアル」)について

現在作成されている指導マニュアルは、平成8年に作成されてから、文言等の若干の改訂はなされているものの、大きな改訂は行われていない。

しかし、刻々と変化する情勢のなかで、納入義務者らの環境も変化しており、その変化に応じた改訂が必要ではないかと考える。そして、償還指導を行う中での成功例や失敗例を紹介し情報を共有すること、また、新たに母子自立支援員として業務に携わる者への入門書とすることに活用することができるのではないかと考える。

現在、毎月1回こども福祉課職員、償還指導嘱託職員及び母子自立支援員が集まり、会議が開かれているため、その会議で出た意見等を集約し、毎年1回指導マニュアルの改訂を行うことが望

ましい。

結果として、母子自立支援員の能力を平準化することにより、収納率の向上につながると考えられる。

(3) 債権管理条例の整備について

前述したとおり、現在岡山市の母子寡婦福祉資金貸付金に関しては、一度も不納欠損処理を実施していない。これは、母子寡婦福祉資金貸付金については、債権管理条例が設けられておらず、債務者が時効の援用を主張した債権以外については、不納欠損処理や強制執行等を実施するに際しては、委員会を設けて審査を行い、議会の承認が必要であり、機動的に実施することができないことも要因の一つである。

確かに、税金を使用して貸付等を実施していることから回収努力を怠り、簡単に不納欠損処理等を実施することは税金の無駄遣いとも受け取られる可能性がある。しかし、例えば債務者が死亡し、保証人とも連絡が取れない等明らかに回収が困難になっている債権についてまで不納欠損処理を行う際に議会の承認まで必要とすれば、事務作業が非効率であるといえる。更に、強制執行を行う手順等も明確に条例化されている方が望ましい。

そこで、母子寡婦福祉資金貸付金等の岡山市の私債権について債権放棄を含む債権管理をより効果的・効率的に行うため、私債権の管理方法について条例を整備することが望ましい。

(4) 納入方法の多様化について

母子寡婦福祉資金貸付金の返済方法については、現在、金融機関での納付が原則となっている。しかし、ライフスタイル等の変化に合わせてコンビニエンスストアでの納付を取り入れることが望まれる。

現代社会においては、ライフスタイルの多様化により生活時間も異なり、金融機関の営業時間内に納付することができない債務者もいるが、コンビニエンスストアでの納付が可能となれば平日・休日問わず 24 時間納付することが可能となり、金融機関の営業時間に納付することができない債務者であっても 24 時間納付することが可能になれば納付率が上昇するのではないか。

また、近年はコンビニエンスストアの普及により、自宅からの距離が金融機関よりも、コンビニエンスストアの方が近いということも少なくない。債務者の中には、高齢者の方も多く、母子自立支援員の方にヒアリングしたところ、「近所のコンビニエンスストアで納付できるようにしてほしい」との市民の声もあると伺った。

以上の点を鑑みると、金融機関での納付とともにコンビニエンスストアでの納付も可能にすることを検討する余地はあると考える。

第8 保育所措置費負担金(保育料)

1. 事業の概要

(1) 保育園の概要

保育園とは

保育園は保護者が働いていたり、病気等のため、児童を家庭で保育できないとき、毎日一定の時間、保護者に代わって保育するところである。

岡山市が所管する保育所は公立が 53 園、私立が 62 園あり 14,558 児が入園(平成 23 年 11 月時点)している。待機児(通園する園を選択しない場合)はゼロであるが保留児(通園する園を選択する場合)は 578 児となっている。

保育に係る費用

保育に係る費用は保護者の負担する保育料の他に市及び国等の負担で運営されている。平成 21 年度の保育に要した費用の負担割合は保護者 26%、岡山市 58%、国等 16%となっている。

入園までの流れ

入園の申込みを行うと入園申込書に添付の必要書類に基づき、書類審査が行われ、更に保育に欠ける状態等の家庭調査等の入園選考、健康診断を経て入園が決定される。

入園申込みできる家庭

保育園へ入園申込みできる家庭は

1. 保護者及び児童が岡山市に居住し住民登録していること。
2. 保育園での集団生活に支障のない乳幼児であること。
3. 保護者及び同居の親族が仕事や病気等により保育するものがいない家庭であること。

の 3 要件に該当する場合である。

入園選考基準

入園選考にあたっては保護者の仕事の状況やその他の状況を指数化し、高得点の世帯が選考されるようになっている。

例えば、仕事の評価については、週 5 日以上勤務し、週 40 時間以上の就労を常態としている場合は指数は 10 であるが、内職で週 3 日以上 5 日未満勤務し、週 12 時間以上 20 時間未満の就労を常態としている場合の指数は 2 となる。

また、調整指数が加減されるが、それは例えば、保育料の未納がある世帯の一部については大きく減点されることになっている。

(2) 保育料について

保育料は前年の所得税、前年度の市町村民税と児童の年齢により階層区分に分けて決定される。階層区分はA階層(生活保護世帯)、B階層(市民税非課税世帯)はそれぞれ1区分であるが、C階層は3区分、D階層は11区分となっている。また、同区分においても、3歳未満児、3歳児、4歳以上児で保育料は異なっている。

(3) 保育料の減免等について

B階層と認定された世帯であっても、母子家庭等や生活困窮家庭は申請により保育料が免除になる場合がある。

また他の階層であっても、失業等による所得の減少等やむを得ない事由により保育料の納入が困難な場合は保育料の減免制度がある。

この減免制度は、前年度の所得と比較し、現況(前3ヵ月間)の状況から推測し、当年度の所得が3割減よりも悪化する等の場合に適用される(岡山市保育料減免実施要綱)。

現況(前3ヵ月間)の状況から推測し、当年度の所得が3割減よりも悪化しているかどうかを把握するため、例えば年間を通じて減免を受ける場合には4回(3ヵ月ごと)減免の判定を受けることになる。

また、その判定においては、保育料の計算と異なり保育園入退園管理システムによる判定が困難であるため、福祉事務所内において稟議書を発行し、判定している。

2. 回収事務の現状

(1) 担当部署について

債権回収管理については、第5国民健康保険料に記載のとおり、財政局料金課が所管している。

(2) 収入状況について

【図表 8-1】のとおり、現年調定分の収納率は平成20年度から平成22年度まで、97.3% 97.7%と上昇しており、2年間で0.4ポイント改善されている。これは平成20年度と同じ収納率だった場合に比べて、 $3,777,956 \text{ 千円} \times 0.4\% = 15,111 \text{ 千円}$ (平成22年度現年調定分×収納率改善幅=改善した収納額)だけ歳入を改善させていることを意味する。経済環境が厳しい折、収納率が改善されているのは、平成19年4月に料金課を設置し、債権について集中管理を進めたことを始めとする諸施策の効果の現れと考えられる。

滞納繰越分の収納率は、平成20年度の15.1%から平成21年度は15.0%に一旦下落し、平成22年度に16.1%と改善に転じている。平成22年度に滞納処分を強化した結果、平成22年度の

収納率が改善したものと考えられる。

【図表 8-1 保育料の収納状況】

(単位:千円、%)

年度	区分	年度末調定額	収入済額	収納率
H20 年度	現年調定分	3,719,665	3,618,465	97.3
	(公立)	1,338,306	1,295,538	96.8
	(私立)	2,381,359	2,322,928	97.5
	滞納繰越分	345,776	52,297	15.1
	(公立)	139,516	18,342	13.1
	(私立)	206,260	33,955	16.5
	合計	4,065,441	3,670,762	90.3
H21 年度	現年調定分	3,793,745	3,686,109	97.2
	(公立)	1,358,644	1,310,570	96.5
	(私立)	2,435,101	2,375,539	97.6
	滞納繰越分	363,035	54,455	15.0
	(公立)	153,135	19,694	12.9
	(私立)	209,899	34,761	16.6
	合計	4,156,779	3,740,563	90.0
H22 年度	現年調定分	3,777,956	3,689,176	97.7
	(公立)	1,360,154	1,317,407	96.9
	(私立)	2,417,802	2,371,769	98.1
	滞納繰越分	396,602	63,834	16.1
	(公立)	171,400	25,724	15.0
	(私立)	225,201	38,110	16.9
	合計	4,174,558	3,753,010	89.9

還付未済額を含む。

【図表 8-2】のとおり、平成 22 年度保育料における現年調定分の収納率は、97.7%と政令指定都市の中で 15 位(19 位中)、滞納繰越分の収納率は、16.1%と政令指定都市の中で 10 位(19 位中)、現年調定分と滞納繰越分の合計の収納率は、89.9%と政令指定都市の中で 16 位(19 位中)である。収納率において政令指定都市の中で下位に位置しており、今後一層の回収努力を継続していくことが必要である。

口座振替率については、91.6%と政令指定都市の中で 9 位(19 位中)である。他市との比較に

においては、「口座振替率が高いほど現年調定分の収納率も高くなる」といった明確な因果関係は両者にみられない。しかし、口座振替には不注意による納付洩れを回避する等の効果があり、収納率向上に寄与すると考えられる。現在岡山市では口座振替の利用を促すため、区役所窓口での勧奨、パンフレットやホームページでの PR 活動強化等の施策を講じており、今後とも口座振替利用者の増加に向けた施策を継続して実施していくことが重要である。

【図表 8-2 政令指定都市の平成 22 年度収納率及び口座振替率】

(単位: %)

都市名	収納率						口座振替率	順位
	現年分	順位	滞納繰越分	順位	合計	順位		
A 市	98.3	9	13.7	15	91.0	12	90.2	11
B 市	97.5	18	13.8	14	91.0	13	95.3	2
C 市	98.6	6	16.2	9	93.3	7	91.6	8
D 市	98.0	11	23.7	4	93.7	6	91.4	10
E 市	99.0	4	24.1	3	96.0	3	93.4	5
F 市	98.0	13	14.8	11	91.8	10	90.2	11
G 市	98.0	11	7.6	19	90.1	14	86.1	16
H 市	98.4	8	9.8	18	92.3	8	86.6	15
I 市	98.5	7	20.7	7	94.0	5	92.3	6
J 市	99.7	1	25.5	2	99.0	1	93.5	3
K 市	99.5	2	39.9	1	98.9	2	97.2	1
L 市	99.1	3	14.4	12	92.1	9	93.5	4
M 市	96.8	19	22.6	5	86.5	19	86.7	14
N 市	97.6	17	12.3	16	89.5	17	76.1	19
O 市	97.6	16	14.3	13	88.7	18	87.5	13
岡山市	97.7	15	16.1	10	89.9	16	91.6	9
P 市	98.2	10	17.9	8	91.3	11	91.8	7
Q 市	98.8	5	21.7	6	95.3	4	81.4	18
R 市	98.0	14	11.5	17	90.0	15	83.2	17

各年度の決算ベースの数値(現年分収納率と合計収納率は5月31日現在、滞納繰越分収納率と口座振替率は3月31日現在)である。但し、B市及びI市の口座振替率については、平成23年3月1日現在の数値である。
還付未済額を含む数値である。

(3) 滞納者対策措置

督促状の発送

納期限までに保育料を完納しない場合は、納期限後 20 日までに期限を指定して督促状を発送する(岡山市分担金その他収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例第 2 条)。督促状の発送件数の推移は【図表 8-3】のとおりであり、保育料の現年調定額に係る収納率の向上に伴い、平成 22 年度における督促状の発送件数は減少している。

【図表 8-3 督促状の発送状況】

(単位:件)

区分	H20 年度	H21 年度	H22 年度
保育料	18,161	18,289	17,091

納付催告

督促状を発送してから指定した期限までに完納されない場合には、各種催告を行う。各種催告には、文書による一斉催告(偶数月)、電話による催告、推進員による訪問催告がある。また、保育料については、園長から保護者へ催告書を直接手渡しする方法を取り入れることで滞納累積化防止を図っている。

【図表 8-4 平成 22 年度の文書による一斉催告の発送状況】

(単位:件、千円)

保育料	H22 年度					
	4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月
件数	1,183	1,164	1,351	947	968	797
請求金額	446,718	493,070	503,262	413,723	424,257	313,769
金額/件数	378	424	373	437	438	394

(4) 延滞金の徴収

遅延利息相当の延滞金は、納期限までに完納されない場合に納期限の翌日から起算して納付する日までの期間に応じ、保育料 2,000 円以上(1,000 円未満切捨)について年 14.6 % (1ヵ月以内の期間は年 7.3%) で計算する。但し、当該期間のうち、その各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における日本銀行法の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4%の割合を加算した割合が、年 7.3%の割合に満たない場合は、その年中においては、当該基準割引率に年 4%を加算した割合(特例基準割合)以内で計算する。また、算出された延滞金が 1,000 円未満のときは

全額を切り捨て、1,000 円以上で端数に 100 円未満の端数があればこれも切り捨てる。

過去の収納した延滞金の件数と金額の推移は、【図表 8-5】のとおりである。平成 21 年度から料金滞納整理支援システムを導入したことにより、延滞金を網羅的に把握し計算することが可能になり、件数、金額ともに増加している。

【図表 8-5 延滞金の収納状況】

(単位:件、円)

区分		H20 年度	H21 年度	H22 年度
保育料	件数	91	533	790
	金額	303,159	2,854,948	4,001,374

(5) 滞納処分

督促を受けたものが指定された期限までに保育料を納付しない場合、市は地方税の滞納処分の例により処分することができる(地方自治法第 231 条の 3 第 3 項、児童福祉法第 56 条)。滞納処分の執行状況は、【図表 8-6】のとおりである。平成 22 年度においては、滞納整理強化期間を設定して、特に高額滞納者に対して滞納処分を強化して実施した結果、差押件数が急増している。

【図表 8-6 滞納処分の執行状況】

(単位:件、円)

区分		年度		
		H20 年度	H21 年度	H22 年度
交付要求	件数	5	7	3
	金額	2,148,598	1,625,750	3,139,350
	金額/件数	429,720	232,250	1,046,450
差押	件数	96	52	177
	金額	57,547,535	55,555,956	163,476,604
	金額/件数	599,453	1,068,384	923,597

【図表 8-7 差押内訳の状況】

(単位:件、円)

内訳	H20 年度		H21 年度		H22 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
不動産	10	7,037,997	8	9,107,060	25	21,935,430
口座	62	33,136,802	30	36,833,805	114	119,496,968
年金	-	-	-	-	-	-
生命保険	20	15,617,886	8	6,892,800	38	22,044,206
給与	3	1,510,850	4	2,546,191	-	-
その他	1	244,000	2	176,100	-	-
合計	96	57,547,535	52	55,555,956	177	163,476,604

(6) 不納欠損処理

保育料に係る徴収権が時効により消滅した場合には、不納欠損処理を行う。【図表 8-8】のとおり、保育料については起算点から 5 年の期間が経過した時点で、時効の援用を要せず、不納欠損処理がなされる。過去の不納欠損の処理状況は、【図表 8-9】のとおりである。

保育料における過去 3 年間の不納欠損処理は、全体で件数・金額ともに減少している。平成 20 年度に不納欠損処理額が多かったのは、平成 21 年度の料金滞納整理支援システム導入に向けて、以前より紙ベースで管理していた滞納整理の状況を見直した結果、時効の判断ができなかった滞納額をまとめて不納欠損処理したことによる。

【図表 8-8 保険料の消滅時効期間】

区分	消滅時効の期間	根拠法令
保育料	5 年	地方自治法第 236 条

【図表 8-9 不納欠損処理の状況】

(単位:件、円)

区分		年度		
		H20 年度	H21 年度	H22 年度
経済的理由	件数	209	156	147
	金額	26,988,614	14,798,226	14,525,211
	金額/件数	129,132	94,860	98,811
居所不明	件数	78	60	70
	金額	6,012,869	4,624,100	4,975,090
	金額/件数	77,088	77,068	71,073
合計	件数	287	216	217
	金額	33,001,483	19,422,326	19,500,301
	金額/件数	114,988	89,918	89,863

(7) 保育園入退園管理システム(以下、「こあら」)の概要

岡山市では「こあら」により、入退園管理の他、保育料決定及び保育料納入通知書の発行を行っている。また保育料の自動計算の他に、収納額の消込みチェックや収入未済額の管理、更には入園選考にも利用されている。

保育料の自動計算

保育料の計算にあたっては、保護者に請求する岡山市基準での保育料計算の他に国に対する措置費請求申請のための国基準での保育料計算についても必要であり、計算が煩雑になっているが、この計算を「こあら」により行うことにより計算の自動化が進んでいる。

収納額の消込みチェック

実際に入金になった収納額の情報は銀行等から提供され、「こあら」上で管理されている収納予定額と消込みチェックがなされ、正式な収納額として会計システムに送られている。

収入未済額の管理

収入未済額の管理は基本的には料金課により行われているが、「こあら」を管理している保健福祉局保育課等でも滞納状況を把握できるようになっている。

入園選考の判断資料

入園選考にあたっては保護者の仕事の状況やその他の状況を指数化し、判断材料としているが、この指数の計算要素である勤務状況等を「こあら」に登録することにより入園選考判断

資料が出力される。

(8) 「こあら」の現状

岡山市は保育料及び減免額の計算には標準仕様の入退園管理ソフトパッケージを利用し、それに岡山市仕様のカスタマイズを加えて利用している。したがって、国に対する措置費の申請資料は完全に自動化されている。また保育料の決定においても、このシステムにより算定されたものがそのまま利用されている。しかし、減免額の計算は前年度の所得の状況のみではなく、現況(前3ヵ月間)も判定材料にされる。現況の把握はサラリーマンであれば給与明細や失業給付の状況、自営業者であれば、収入状況の把握できる通帳類や帳簿等各種のものが利用されている。このように参考となる資料が一律ではなく、また更に、保護者からの現況に対する事情の聴取も重要な要素を占めるためシステムでの判定は困難とのことから稟議書を発行し、保護者から事情聴取した現況の把握のための資料を添付して福祉事務所内で減免額を判定しているのが現状である。

(9) 計算の完全自動化

「こあら」では保育料の国に請求する措置費や保護者に対する保育料については自動的に計算されている。しかし、減免額についてはその計算自体が予定されていない。

計算の完全自動化のためには減免額をもシステムから算定できるのが望ましいといえるが、現状ではその部分は稟議書を起案し、入力チェック及び計算チェックをしたうえで決裁されている。減免額をもシステムから自動計算するためには、システムを新たに導入するか現行システムを改修する必要が出てくるが、それを行うためにはシステムの開発費用がかかる。

保育料計算の完全自動化が現行のシステムでいかにについて検証を試みた。

まず、自動計算されている保育料の対象は14,558児である。

これに対し、自動計算されていない減免については次の状況となっている。

【図表 8-10 平成 22 年度の減免状況】

(単位:件)

箇所	世帯数	児童数	減免延べ月数
北区中央福祉事務所	19	20	133
北区北福祉事務所	3	3	25
中区福祉事務所	18	23	169
東区福祉事務所	23	32	219
南区西福祉事務所	7	7	54
南区南福祉事務所	10	11	107
合計	80	96	707

自動計算の対象となっている保育料に対し減免額の対象は児童数ベースで0.6%であり圧倒的

に少ないことがわかる。

減免額をも含めた保育料計算の完全自動化は望ましいことではある。しかし自動化になっていない減免額の部分は保育料の計算数と比べ 0.6%とわずかである。この部分をシステムに組み入れるための開発費用を考慮すると現行のシステム(減免部分につき稟議制度を利用する方法)が得策であると考ええる。

(10) 稟議制度

減免額については「こあら」からの算定が予定されていないため、その部分につき、稟議書を起案し入力チェック及び計算チェックを起案者以外の者が行い、上席者が承認するという方法を採用している。この稟議書につき中央福祉事務所の場合は、12人もの承認決裁(内訳:起案者1、嘱託員1、社会福祉主事1、主事1、主任2、副主査4、所長補佐1、所長1)が行われている。(他の福祉事務所では3~5人の承認決裁であった。)

これだけ、多数の者が関わる理由は、2つあるとのことである。

第1には、福祉事務所内において減免者に対する情報を共有したいということである。例えば、減免者からの問い合わせ等に対し、情報を共有していれば誰でも対応可能ということである。

第2には、稟議に関わっていれば減免額の計算方法等の知識を習得できるということである。これは次に起案者になった場合にその知識を活用できることにつながるようである。

3. 意見

(1) 稟議制度

稟議制度については、長短の二面があり運用にあたっては留意する必要がある。

長所としては、

- 1) 情報処理能力の向上
- 2) 情報共有
- 3) 経営参加
- 4) 受容性の向上

が挙げられるのに対し

短所としては、

- 1) 時間を要する
- 2) 意図せざる同調
- 3) 一部の者による支配
- 4) 社会的手抜き
- 5) 責任所在の曖昧性
- 6) 集団極性化

等がいわれている。

(参考文献:山崎由香里著「組織における意志決定の心理」同文館出版)

減免額の計算や減免の判定については計算の正確性や適正性の観点から「こあら」に組み込むべきところ、経済性の観点から稟議制度が採用されている。稟議制度の運用にあたっては、シンプル(起案者、検閲者、承認者)なスタイルでの効率的な運用が望まれるが現状では多数の者の検閲、承認がなされている。その理由は上述のように情報共有と情報処理能力の向上が挙げられている。しかし、情報共有については扱っている情報が個人情報に関わるものであり、その保護の観点からは必要最小限の関わりに留めておいた方が望ましいと考える。また、情報処理能力の向上のメリットについても、それは稟議制度による知識の習得ではなく別途研修会の開催等による知識の習得の方が効率的と考える。

(2) 納付方法の多様化

現在、岡山市における保育料の収納方法は、銀行・郵便局等の金融機関での納付や口座振替の他、料金課、中・南・東区役所税務課、各支所・地域センター・市民サービスコーナー等、市の各窓口(通常、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで)での収納がある。

このように岡山市では収納機会の確保に努めているところであるが、更に収納率の向上を図るためには改善が必要である。その一案として挙げられるのが、コンビニ収納の活用である。

コンビニ収納は、水道料や電気代等の公共料金の支払いについて郵便局や銀行等の窓口での支払いに代えて、コンビニエンスストアで各種料金の支払いができるものである。現在、保育料もコンビニでの収納が制度的に可能となっており、政令市では既に 2 都市が採用している(平成 22 年度末現在)。コンビニ収納を実施することで、納付者は毎日 24 時間いつでも納付が可能となり、納付の機会が増える。また、導入する市にとっては回収率の向上が期待できる。

毎年開催されている、岡山市市税等滞納整理強化対策本部による会議においても、滞納整理基本方針及び取り組みの中でコンビニ収納について検討課題とされているところである。他市例も参考にしつつ、関連するシステムの改修計画の実施時期や取扱手数料との費用対効果を考慮して、導入の是非や時期を検討するのが望ましい。

(3) 料金課における個人別目標の設定

岡山市市税等滞納整理強化対策本部による会議において当年度の目標収納率を設定している。但し、個人別の目標設定はなく、あくまでも全体としての目標である。

全体での目標設定はもちろん必要であるが、個人別の目標設定まで落とし込まれていないと当事者意識が薄まる一因にもなりかねない。高いモチベーションを維持し続けるために、そして全体の収納率をより一層向上させるために個人別に目標設定をすることが望ましい。

(4) 口座振替申込書の様式

岡山市では料金に関する口座振替依頼書は単一の様式にして一度の手続きで複数種類の料

金の口座振替申込ができるよう配慮されているが、市税の口座振替依頼書とは別様式になっている。市民の利便性をより高めるといふ観点からは、市税の口座振替依頼と同一の書面で行えるように書式を改訂することが望ましい。

なお、この場合でも様式変更にはコストもかかるので、その実施時期については費用対効果を十分に考慮する必要がある。

第9 行政代執行費(衛生)

1. 行政代執行の概要

行政代執行(以下、「代執行」とは、義務者が行政上の義務を履行しない場合に、行政庁が、自ら義務者の行うべき行為を行うか第三者にこれをさせ、その費用を義務者から徴収することをいう(行政代執行法第1条、第2条)。

代執行の対象になるのは、次の4つの要件を満たす行為である(行政代執行法第2条)。

- A. 法律等により直接命じられた行為、又は法律等に基づいて政庁により命じられた行為であること
- B. その行為が、他人が代わって行うことができるものであること
- C. 他の手段によってその履行を確保することが困難であること
- D. その不履行を放置することが、著しく公益に反すると認められること

代執行を行うには、原則として、相当の履行期限を定め、その期限までに履行がないときは、代執行を行う旨を、あらかじめ文書で戒告しなければならない(行政代執行法第3条1項)。義務者が、この戒告を受けて、指定の期限までにその義務を履行しないときは、当該行政庁は、代執行令書をもって、義務者に通知することとされる(行政代執行法第3条2項)。

代執行に要した費用の徴収については、実際に要した費用の額及びその納期日を定め、義務者に対して文書でその納付を命じなければならない(行政代執行法第5条)。

岡山市における行政代執行費徴収金には、硫酸ピッチの撤去に関するものと、違法建築物の撤去に関するものがある。ここでは、硫酸ピッチの撤去に関するものを取り上げ、違法建築物の撤去に関するものは、第11 行政代執行費(土木)で取り上げる。

2. 事務の概要

岡山市内の倉庫に放置された硫酸ピッチ等の産業廃棄物の撤去について、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく措置命令を行い、確知できない処分者等に対し、同法に基づく公告を実施したが、履行されなかった。

これを放置することは、生活環境保全上の支障を生じるおそれがあり、行為者及び関与者により除去される見込みがないことから、平成19年に岡山市が代執行したものである。この代執行に要した費用の3/4は、代執行時に財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が資金負担しており、岡山市が回収した金額から3/4を返金することとなっている。この債権の所管部署は、環境局産業廃棄物対策課である。

3. 債権の概要

平成 22 年度末現在の行政代執行費徴収金の回収状況は、下記のとおりである。

【図表 9-1 行政代執行費徴収金の回収状況】

(単位:円)

	A 納付命令 試算額	B 納付命令 前回回収額	C 納付命令 額(A-B)	D 納付命令 後回収額	E 債権残高 (C-D)
行政代執行費 徴収金	60,738,710	3,666,666	57,072,044	126,560	56,945,484

この硫酸ピッチ不法投棄の関与者は 6 名いる。それぞれに対する調定額と各人の現況は以下のとおりである。

【図表 9-2 関与者別の状況】

(単位:円)

関与者	関与事実	請求額	現況
A	処分者・処分受託者	56,945,484	平成 22 年 3 月に債務承認書提出
B	運搬者	56,945,484	居所不明
C	処分者・処分受託者	56,945,484	当時、既に死亡。相続人 6 名のうち 1 名から債務の存在を認める文書を平成 22 年 3 月に入手
D	排出事業者	63,200	分割納付中
E	排出事業者	63,200	納付命令前に一部弁償以来、納付なし
F	排出事業者	1,030,367	居所不明

岡山市は債権残高である 56,945,484 円を 6 名の連帯債務として認識しつつも、各人への請求は、関与度合いに応じて各人に相当する調定額を請求している。したがって、関与者 A、B、C は事業全体に関与しているため、それぞれに対して納付命令額の全額を請求しており、関与者 D、E、F は関与本数で按分した額を請求している。

個別事案 1 件だけのため、マニュアルは作成されていないが、毎年の督促状の発送状況、関与者との面談実績、分割納付の状況等を「平成 年度徴収事務」として取り纏めている。

行政代執行に要した費用は、国税滞納処分例により、これを徴収することができる(行政代執行法第 6 条 1 項)。

【図表 9-3 行政代執行費徴収金の消滅時効期間】

区分	消滅時効の期間	根拠法令
行政代執行費徴収金	5年	国税通則法第72条1項

第10 損害賠償金

1. 事業の概要

これは、本来、入札に付すべき工事を、業者及び関係者が職員に圧力を与える等して故意に工事形態を分割させ、小規模工事(当時:設計金額が130万円未満の新設、改良、維持修繕工事で、入札によらず随意契約が行える工事)とすることにより、平成12年度から平成14年度において適正価格を超える金額で岡山市に契約を締結させたものである。

平成15年に当時の市長の監査要求により発覚したものであり、過大な金額の支払いを業者が受けたことにより岡山市に損害が生じたため、その損害賠償請求を行ったものである。都市整備局都市企画総務課が所管している。

2. 債権の概要

岡山市は、業者に対して損害金額の返還を求めるとし、平成18年4月に小規模工事を対象とした損害賠償の請求を業者(8社1個人)に行ったが、3社1個人は支払いの意思を示さなかったため、岡山市は平成18年10月に提訴した。1社(【図表10-1】のE社)については平成19年12月に判決確定し、残りの2社(【図表10-1】のA社・B社)及び1個人については平成20年4月に被告側が認諾した。

平成23年3月末現在、5社への損害賠償請求債権の回収状況は下記のとおりである。

【図表10-1 損害賠償債権の回収状況】

(単位:円)

業者	損害賠償請求額	回収額	債権残高
A社	52,859,197	0	52,859,197
B社			
C社	7,861,192	3,045,000	4,816,192
D社	3,685,769	1,365,000	2,320,769
E社	754,539	0	754,539
F社	137,000	137,000	0
G社	239,000	239,000	0
H社	493,000	493,000	0
合計	66,029,697	5,279,000	60,750,697

訴訟の結果として、A社、B社及び両社の実質的な経営者である個人(当時)が連帯して岡山市に返済することとされた。この三者の負担関係は下記のとおりである(【図表10-2】判決内容)。

【図表 10-2 判決内容】

(単位：円)

当事者	金額
A 社及び個人の連帯債務	10,610,629
B 社及び個人の連帯債務	8,945,564
A 社、B 社及び個人の連帯債務	33,303,004
合計	52,859,197

大口の債務者の A 社及び B 社はいずれも休眠会社化しており、返済原資になる資産の存在を確認できていない。また、A 社及び B 社の損害賠償金の連帯債務者である個人も平成 20 年 9 月に自己破産手続きが完了していることから、この両者に対する損害賠償金の回収は困難な状況であると担当課では認識している。

この個人の代理人を務める弁護士からは、「上記債務者(本件の個人)と併せて、平成 20 年 3 月 4 日付で受任通知を送付させていただいた、A 社及び B 社については、資産が全くなく、かつ申立費用(予納金等)もないため、破産手続開始申立をしておりません」との書面も届いている。

また、E 社は平成 18 年 9 月に株主総会で解散決議をしている。民間信用調査会社のデータベースで調査したが、返済原資になる資産の存在を確認できなかったとのことである。E 社についても損害賠償金の回収は困難な状況であるといえる。

なお、C 社及び D 社は分割での支払いを確約しており、現在も返済中である。

損害賠償請求債権は私法上の債権であり、消滅時効は 10 年である。自己破産によっても免責されない。

【図表 10-3 損害賠償請求債権の消滅時効期間】

区分	消滅時効の期間	根拠法令
損害賠償請求債権	10 年	民法第 167 条

3. 指摘

(1) 調定額の過大計上

A 社、B 社及び個人が連帯して負担する損害賠償請求債権は、先方に対する請求額である 52,859,197 円で調定するべきところ、139,021,398 円で調定されている。調定金額の内訳は、下記のとおりである。

【図表 10-4 3者に対する調定金額の内訳】

(単位:円)

	A社との連帯	B社との連帯	3者連帯	個人との連帯	合計
A社	-	-	33,303,004	10,610,629	43,913,633
B社	-	-	33,303,004	8,945,564	42,248,568
個人	10,610,629	8,945,564	33,303,004	-	52,859,197
合計	10,610,629	8,945,564	99,909,012	19,556,193	139,021,398

互いの連帯債務部分(図表の網かけ部分)も重複して調定されており、調定額が 86,162,201 円 過大である。

担当課へのヒアリングによると、訴訟対象となった契約件数が膨大であり、損害賠償請求先の 3 者の負担関係も複雑であることから、回収洩れ等が生じないように、各者への請求金額と調定金額との整合性を保たせているとのことである。

確かに請求額と調定額との関連性を保っておくことは、事務処理の簡易・明瞭化につながる面はある。しかしながら、決算における調定額は、岡山市にとって回収すべき債権金額であるべきで、A社、B社及び個人への損害賠償請求債権の未回収残高である 52,859,197 円に修正する必要がある。

差額調整として 86,162,201 円を別途調定することができるのであれば、請求額と調定額との整合性を保ちつつ、損害賠償請求債権の未回収残高を実質的な調定額とすることは可能である。

なお、都市企画総務課で各人への請求額の管理を適切に行うことが可能であれば、裁判において確定した損害賠償の実額を連名で一括して調定し、各人への請求額を別途資料によって担当課で管理する方法(一括調定)によることも可能である。

4. 意見

(1) 他部署の監査結果への関心

上記のような債権調定額の過大計上(原債務と連帯債務の二重計上)は、過年度の決算では岡山市環境局産業廃棄物対策課の行政代執行費についても発生していたが、平成 20 年度中の定期監査で指摘を受けたのを機に、平成 21 年 4 月に修正したとのことである。

この情報が庁内で共有されていれば、都市整備局都市企画総務課での誤りも既に修正されていたはずである。

監査での指摘は、事務事業の改善への気づきにつながるものが多々含まれていると思われる。他の部局のものであっても自局に当てはまるものがないか情報をキャッチアップしておくことが望まれる。

(2) 個人の所在確認

上記の個人について、岡山市は住民票住所を把握しているものの、臨戸訪問をした実績はないとのことである。

確かに、一度破産宣告を受けていることから返済能力があるかどうかは不明ではあるが、自己破産しても損害賠償債務は免責されないのであるから、現在の返済力を確認するためにも、訪問しておくことが望ましい。

第11 行政代執行費(土木)

1. 行政代執行の概要

行政代執行の制度概要については、第9 行政代執行費(衛生)を参照されたい。

岡山市における行政代執行費徴収金には、硫酸ピッチの撤去に関するものと、違法建築物の撤去に関するものがある。硫酸ピッチの撤去に関するものは第9 行政代執行費(衛生)で取り上げており、ここでは違法建築物の撤去に関するものを取り上げる。

2. 事業の概要

岡山市内の市街化調整区域内である土地に建築物が建築されていた(都市計画法第43条第1項に違反)。違法工事の施工を停止し、一定期間内に違法建築物を除却する旨を命じたが、除却義務が履行されなかった。そこで、戒告書を発したが、結果的に履行されなかったため、代執行令書を発して平成11年に代執行したものである。この債権の所管部署は、都市整備局開発指導課である。

3. 債権の概要

代執行を実施して以後、預貯金債権取立金、不動産換価代金等で18,320,716円を回収してきたが、平成15年5月の損害保険解約返戻金による回収以降、回収が進んでいない。差押さえしている土地はあるものの、農業振興地域にある違法転用されている土地であるため、換金処分できていない。また、債務者は既に死亡しており相続人が相続しているものの、この土地の名義変更がなされていない。

【図表 11-1 行政代執行費徴収金の回収状況】

(単位:円)

区分	納付命令額	回収額	債権残高
行政代執行費徴収金	73,735,438	18,320,716	55,414,722

【図表 11-2 行政代執行費徴収金の消滅時効期間】

区分	消滅時効の期間	根拠法令
行政代執行費徴収金	5年	国税通則法第72条1項

4. 指摘

(1) 相続人との交渉

違法建築物の撤去に関する行政代執行費徴収金については、上記のとおり回収実績は把握されているものの、相続人と面会・交渉した記録は残っていないとのことである。したがって、相続人

と面談した実績の有無や面談実績があったとしても、その内容は不明である。

所在は確認できているのだから、本人と面会し、回収に向けて努力すべきである。その際には、交渉内容等、適切に記録等作成し、債権回収に向けてどのような対策を講じたか記録を残しておくべきである。

第12 公営住宅使用料

1. 事業の概要

(1) 公的賃貸住宅の制度概要

当年度の監査対象となる公的賃貸住宅の種類は、市営住宅、改良住宅、特定公共賃貸住宅である。

市営住宅は、住宅に困窮する低額所得者世帯を対象として低廉な家賃で賃貸することにより、国民生活の安全と社会福祉の増進に寄与することを目的とする住宅である(公営住宅法 昭和26年)。

改良住宅は、住宅環境の整備・改善を目的とした住宅地区改良事業に伴い、住宅を失う人のために建設された住宅である(住宅地区改良法 昭和35年)。

特定公共賃貸住宅は、市が住戸専用面積等一定の基準を満たした住宅を建設・管理し、主に中所得者世帯を対象として賃貸する住宅である(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 平成5年)。

(2) 業務の概要

公営住宅使用料及び駐車場使用料については、岡山市住宅課管理係、各区役所維持管理課、指定管理会社が関与しており、各々の業務内容の区分は【図表 12-1】のとおりである。また、平成22年度における指定管理会社が管理する施設は、【図表 12-2】のとおりである。

【図表 12-1 担当箇所とその業務内容】

担当箇所	業務内容
岡山市住宅課管理係	市営住宅の入居及び退去に関する事 家賃等の決定に関する事 訴訟に関する事 市営住宅の家賃の収納及び滞納整理に関する事 その他収入金の徴収に関する事 市営住宅の指定管理に関する事 収入超過者及び高額所得者の認定に関する事
各区役所維持管理課	住宅相談業務に関する事 地域住宅計画推進事業に関する事 市営住宅の入居及び退去に関する事 無断退去者、不正入居者等の調査及び是正指導に関する事 所管する財産管理に関する事 住宅の統計に関する事 入居者の収入調査に関する事

担当箇所	業務内容
各区役所維持管理課	<p>市営住宅の家賃の収納及び滞納整理に関すること</p> <p>家賃滞納者に係る納付指導に関すること</p> <p>その他収入金の徴収に関すること</p> <p>市営住宅に係る敷地、施設及び設備の修繕及び維持管理に関すること</p> <p>水防活動に関すること</p>
指定管理会社	<p>岡山市は、岡山市営住宅条例第 65 条及び岡山市特定公共賃貸住宅条例 35 条の規定に基づき、指定管理会社と「岡山市営住宅等の管理に係る協定書」を締結し、市営住宅及び共同施設の管理に関する業務を指定管理会社に委託している。</p> <p>指定管理会社が行う管理業務の詳細は、「岡山市営住宅指定管理業務仕様書」に定められており、以下の内容となっている。</p> <p>入居者事務に関すること</p> <p>入居者管理に関すること</p> <p>退去手続及び検査に関すること</p> <p>家賃関係事務に関すること</p> <p>駐車場管理に関すること</p> <p>修繕に関すること</p> <p>共同施設等の維持管理に関すること</p>

【図表 12-2 指定管理会社が管理する施設】

施設種類	管理数	団地名及び駐車場名
市営住宅	5 箇所	吉備、住田、西市、福浜、芳田
特定公共賃貸住宅	2 箇所	西市、芳田
市営住宅駐車場	16 箇所	石井谷、いわい、岡西、吉備、住田、竹田 B、津島北斗、津高、当新田、西市、浜 C、東谷、平井、福浜、海吉、芳田
特定公共賃貸住宅駐車場	2 箇所	西市、芳田

(3) 市営住宅の概況

岡山市の市営住宅は、平成 23 年 3 月 31 日現在、123 団地(北区 34 団地、中区 31 団地、東区 46 団地、南区 12 団地)、5,622 戸(市営住宅 5,235 戸、改良住宅 373 戸、特定公共賃貸住宅 14 戸)である。

< 北区 >

【図表 12-3】のとおり、北区には管理戸数 1,230 戸の 34 団地があり、北区全体の入居率は 79.0%である。北区は、市の中で最も面積が大きく、団地が各地域に広く点在しており、市営住宅以外に 4 つの改良住宅(岡南町改良住宅、下内田改良住宅、十日市改良住宅、駅南改良住宅)がある。

住宅建築年度は、昭和 29 年から平成 14 年の長期に及んでおり、主に昭和 30 年代から昭和 50 年代にかけて多く建設されている。また、熊谷尻団地、丹後団地、駅南団地については、老朽化により現在入居の募集を停止している。

【図表 12-3 北区の団地概況】

(単位:戸、%)

団地名	戸数	入居率	団地名	戸数	入居率	団地名	戸数	入居率
葵	14	100.0	下内田	40	60.0	松崎	24	83.3
青江	44	97.7	下内田改良	269	76.2	熊谷尻	4	50.0
石井谷	30	73.3	下内田白鳩	16	93.8	丹後	37	48.6
いぶき	18	100.0	玉田	7	100.0	中須賀	15	66.7
いわい	36	100.0	津島北斗	111	75.7	虫名	4	100.0
大井	6	100.0	津高	54	98.1	石引	10	90.0
岡	20	95.0	十日市改良	34	70.6	駅南	2	50.0
岡西	72	90.3	富原 A	9	100.0	駅南改良	15	60.0
北長瀬みずほ	190	62.6	富原 B	19	94.7	教職員	1	100.0
吉備	15	100.0	富原 C	19	100.0	中田	29	86.2
岡南町	12	83.3	東谷	36	94.4	合計	1,230	79.0
岡南町改良	12	75.0	二日市	6	83.3			

< 中区 >

【図表 12-4】のとおり、中区には管理戸数 2,685 戸の 31 団地があり、中区全体の入居率は 88.3%である。市の中で最も面積が狭いものの、中区には規模の大きい高島団地や東ヶ丘団地があることから、市の管理戸数の約半分を中区で占めており、市営住宅以外に 2 つの改良住宅(乙多見改良住宅、住吉改良住宅)がある。

住宅建築年度は、昭和 24 年から平成 8 年の長期に及んでおり、主に昭和 40 年代から昭和 50 年代にかけて多く建設されている。また、長岡団地については、老朽化により現在入居の募集を停止している。

【図表 12-4 中区の団地概況】

(単位:戸、%)

団地名	戸数	入居率	団地名	戸数	入居率	団地名	戸数	入居率
網浜	130	83.1	住吉改良	27	74.1	浜 G	27	81.5
乙多見	5	80.0	高島	1,005	92.9	東岡山 A	12	83.3
乙多見改良	16	87.5	竹田 A	10	60.0	東岡山 B	48	93.8
乙多見 C	5	100.0	竹田 B	13	84.6	東岡山 D	36	100.0
乙多見 D	12	100.0	長岡	16	18.8	東ヶ丘	603	86.4
門田白鳥	72	65.3	花園	46	97.8	平井	192	97.4
国富	16	100.0	浜 A	33	93.9	湊	90	95.6
神下	20	75.0	浜 C	6	100.0	宮の里	6	100.0
さくら	104	55.8	浜 D	7	85.7	海吉	60	93.3
住吉 A	16	100.0	浜 E	20	85.0	合計	2,685	88.3
住吉 B	21	95.2	浜 F	11	81.8			

< 東区 >

【図表 12-5】のとおり、東区には管理戸数 683 戸の 46 団地があり、東区全体の入居率は 84.4%である。東区は、市の中で最も団地数が多いものの、比較的規模の小さな団地(管理戸数 2 戸～65 戸)が多い。また、管理戸数は最も少なく、市営住宅のみである。

住宅建築年度は、昭和 26 年から平成 11 年の長期に及んでおり、主に昭和 30 年代から昭和 50 年代にかけて多く建設されている。また、川口団地、中野引揚者団地、山ノ端団地については、老朽化により現在入居の募集を停止しており、宿毛 D 団地、宿毛上東団地、一日市団地、山田南団地等については、老朽化により多額の修繕費の発生が見込まれるため、今後募集するか否か検討されている。

【図表 12-5】 東区の団地概況

(単位:戸、%)

団地名	戸数	入居率	団地名	戸数	入居率	団地名	戸数	入居率
可知	7	85.7	宿毛 D	4	50.0	山田 E	8	62.5
金岡	26	61.5	宿毛 E	5	80.0	山田 F	9	77.8
金岡砂場	24	70.8	宿毛 F	4	75.0	山田 G	8	62.5
川口	14	42.9	宿毛 G	5	40.0	山田 H	3	0.0
神崎	63	95.2	宿毛上南	4	75.0	山田 I	9	100.0
久保 A	9	100.0	宿毛上東	5	0.0	山田西	8	100.0
久保 C	9	100.0	宿毛西	3	66.7	山田南	3	33.3
久保 D	16	50.0	宿毛東	5	100.0	山ノ端	8	37.5
久保 E	10	90.0	宿毛南	18	61.1	隆勝崎	25	68.0
久保 F	14	92.9	上南	12	50.0	笹岡	4	100.0
久保西	8	37.5	新堀	48	89.6	瀬戸	24	100.0
久保東	8	87.5	中川	9	77.8	瀬戸江西	30	93.3
河本	36	61.1	中野引揚者	4	50.0	多田原	65	92.3
五軒屋	4	25.0	一日市	4	25.0	万富	15	93.3
西大寺北	17	94.1	山田 B	16	100.0	合計	683	84.4
西大寺浜	51	76.5	山田 D	2	50.0			

< 南区 >

【図表 12-6】のとおり、南区には管理戸数 1,024 戸の 12 団地があり、南区全体の入居率は 97.3%である。市営住宅以外に 2 つの特定公共賃貸住宅(西市特定公共賃貸住宅、芳田特定公共賃貸住宅)がある。

住宅建築年度は、昭和 29 年から平成 14 年の長期に及んでいるが、主に昭和 30 年代と平成に入ってから建築された住宅が多い。また、小串団地については、老朽化により現在入居の募集を停止している。

【図表 12-6 南区の団地概況】

(単位:戸、%)

団地名	戸数	入居率	団地名	戸数	入居率	団地名	戸数	入居率
小串	2	50.0	藤田都	4	100.0	馬場	10	80.0
住田	18	100.0	芳田	160	98.1	彦崎	2	100.0
当新田	455	97.1	明石山	8	75.0	合計	1,024	97.3
西市	320	97.8	奥迫山	10	100.0			
福浜	25	100.0	迫川	10	100.0			

特定公共賃貸住宅が、西市団地に2戸、芳田団地に10戸含まれている。

(4) 駐車場の概況

一部の市営住宅駐車場(浜 C、平井)については、岡山市が直接管理しているが、それ以外の駐車場については、指定管理会社に管理を委託している。

駐車場の使用料は、近傍同種の駐車場使用料を限度として定めることになっているが(岡山市営住宅条例第59条第1項)、具体的な算定方法は特に定められていない。現状、平井市営住宅団地駐車場使用料が2,000円であることを除き、その他駐車場利用料は1,500円で統一されている。

また、市営住宅入居者にはそもそも低額所得者が多いこと、及び高齢者が多い団地では駐車場使用率が特に低くなることから、全体平均としての駐車場使用率は67.8%に留まっている。

【図表 12-7 駐車場の使用状況】

(単位: %、円)

団地名	区画数	使用区画数	使用率	使用料
石井谷	30区	7区	23.3	1,500
いわい	37区	32区	86.5	1,500
岡西	73区	29区	39.7	1,500
津島北斗	76区	54区	71.1	1,500
津高	54区	43区	79.6	1,500
東谷	33区	21区	63.6	1,500
竹田B	14区	12区	85.7	1,500
浜C	6区	4区	66.7	1,500
平井	192区	171区	89.1	2,000
海吉	70区	49区	70.0	1,500
当新田	319区	175区	54.9	1,500
西市	343区	261区	76.1	1,500
芳田	160区	96区	60.0	1,500
合計	1407区	954区	67.8	-

2. 回収事務の現状

(1) 住宅家賃の収入状況

【図表 12-8】のとおり、過去 5 年の現年調定額が減少しているのは、老朽化により多額の修繕費用を要する木造の団地等については入居の募集を停止していること、及び家賃が入居者の収入に応じて算出される仕組みであるため、入居者の収入減少に比例して現年調定額が減少しているものと考えられる。

また、収納率についても【図表 12-8】のとおり、現年調定額の収納率が 93%台から 96%台で推移しているが、滞納繰越分の収納率は、平成 18 年度 10.0%から平成 22 年度 7.2%へと下落傾向にあり、現年調定分と滞納繰越分の合計の収納率は、63%台から 64%台で推移している。滞納繰越分の収納率が下落傾向にあるのは、市営住宅がそもそも低額所得者への賃貸を目的とした住宅であることから、一旦滞納が始まると回収が困難になること、及び既に退去した滞納者についても退去後年数が経過するにつれ回収が一層困難になることが理由に挙げられる。

しかし、【図表 12-9】のとおり、現年調定分及び滞納繰越分の合計の収納率について、政令指定都市の中で最下位であることを鑑みると、今後一層の回収努力を継続していくことが必要である。

【図表 12-8 過去 5 年間ににおける住宅家賃の調定額及収納率】

(単位:円、%)

年度	区分	調定額	収入済額	収納率
H18 年度	現年調定分	783,497,900	735,861,400	93.9
	滞納繰越分	451,895,102	45,213,645	10.0
	合計	1,235,393,002	781,075,045	63.2
H19 年度	現年調定分	767,922,900	735,537,480	95.8
	滞納繰越分	451,638,227	42,654,719	9.4
	合計	1,219,561,127	778,192,199	63.8
H20 年度	現年調定分	763,917,000	734,059,050	96.1
	滞納繰越分	439,852,228	37,143,029	8.4
	合計	1,203,769,228	771,202,079	64.1
H21 年度	現年調定分	754,650,126	714,627,386	94.7
	滞納繰越分	408,204,496	30,574,190	7.5
	合計	1,162,854,622	745,201,576	64.1
H22 年度	現年調定分	742,156,290	711,296,090	95.8
	滞納繰越分	416,051,846	30,045,809	7.2
	合計	1,158,208,136	741,341,899	64.0

還付未済額を含む数値である。

【図表 12-9 平成 22 年度における政令指定都市の収納率及び口座振替率】

(単位:%)

政令都市	口座振替率	現年調定分	滞納繰越分	合計
A 市	74.1	98.9	33.3	96.8
B 市	52.3	99.3	20.5	96.6
C 市	47.0	99.1	23.6	96.5
D 市	70.2	99.2	25.7	96.5
E 市	76.1	98.3	30.3	95.0
F 市	71.7	99.3	14.1	94.4
G 市	79.3	98.9	18.8	93.1
H 市	77.4	98.7	21.1	93.1
I 市	67.9	98.1	19.1	92.5
J 市	80.0	98.4	13.0	91.7
K 市	71.3	98.6	19.3	89.5
L 市	70.7	98.0	15.5	88.0
M 市	61.0	97.6	7.9	85.0
N 市	73.1	97.6	15.3	85.0
O 市	65.1	96.6	14.0	83.9
P 市	97.8	97.0	11.4	81.7
Q 市	52.3	96.4	11.0	78.3
R 市	61.4	95.3	10.7	74.5
岡山市	64.1	95.8	7.2	64.0

(2) 滞納整理の流れ

滞納家賃については、「滞納整理マニュアル」に基づき、以下の手続きが行われている。

滞納 3 ヶ月未満

入居者は、毎月末日までにその月分の家賃を納めることになっており、3 ヶ月未満の滞納者については、翌月 20 日前後に督促状を発送することになっている。また随時、電話催告、戸別訪問等を行い、入居者の支払意志・滞納理由・生活状況等を確認し、その経過を滞納整理表に記録する。

滞納者の事情に応じて分割納付等の納付指導を行うが、分割納付の約束を遵守できない滞納者に対しては、債務承認書兼分納誓約書を入手する。

滞納 3 ヶ月以上 6 ヶ月未満

滞納3ヵ月以上6ヵ月未満の滞納者については、滞納者のみならず連帯保証人に対しても催告のうえ債務を請求する。また、家賃を3ヵ月以上滞納すると、住宅の明渡請求の対象となるため、最終催告兼契約解除予告を行う。

滞納6ヵ月以上

6ヵ月以上の滞納者については、賃貸借契約解除通知を発送し、住宅の明渡しを請求する。但し、滞納者が引き続き居住を希望し、かつ分割納付又は一括納付の申出がある場合には、裁判所において和解事項を成立させる。

このような滞納者からの申出がなく、かつ自主退去がない場合には、住宅の明渡し、滞納家賃の支払い等を求めて提訴する等の法的措置を実施する。

(3) 法的措置の実施状況

民事訴訟に関する事項は、岡山市住宅課管理係が所管しており、基本的な方針として、長期滞納者には自主的な明渡しを促している。しかし、滞納者から分割納付等の申出がなく、かつ自主退去がない場合には、法的措置を実施する。

【図表 12 10】のとおり、平成 18 年度から平成 20 年度にかけて滞納者に対する法的措置を強化して実施し、その後は自主退去を主力とした方針をとったことにより、過去 2 年間の法的措置件数は減少している。また、【図表 12 11】のとおり、連帯保証人に対する法的措置は、裁判所を介さない民法上の和解のみが行われている。

【図表 12-10 滞納者等に対する法的措置の推移】

(単位:件)

内容	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度
起訴前和解	47	22	33	6	2
支払督促	-	-	-	-	-
明渡訴訟	29	13	8	3	-
強制執行	23	18	15	4	1
合計	99	53	56	13	3

不正入居を理由にした明渡訴訟が、平成 20 年度に 1 件、平成 21 年度に 1 件含まれている。

【図表 12-11 連帯保証人に対する法的措置の推移】

(単位:件)

内容	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度
民法上の和解	-	1	1	2	1

(4) 家賃の不納欠損の状況

不納欠損処理については、業務マニュアルとして設けている不納欠損処理基準に基づき、毎年3月31日付で実施している。【図表 12-12】のとおり、不納欠損額は平成18年度から平成21年度にかけて概ね減少傾向にあり、平成22年度において不納欠損額はゼロである。

【図表 12-12 不納欠損状況の推移】

(単位:世帯、円)

年度	理由	世帯数	金額	金額合計
H18 年度	居所不明	14	1,224,330	2,486,330
	死亡	6	1,262,000	
H19 年度	居所不明	3	603,700	1,346,200
	死亡	4	742,500	
H20 年度	居所不明	1	715,953	1,516,553
	死亡	5	800,600	
H21 年度	居所不明	0	0	1,060,600
	死亡	2	1,060,600	
合計	居所不明	18	2,543,983	6,409,683
	死亡	17	3,865,700	

平成22年度の不納欠損額なし。

(5) 連帯保証人の状況

連帯保証人は、家賃、損害金その他の市営住宅の使用に際し生じた市に対する債務を負担しなければならない(岡山市営住宅条例第11条1項)。また、入居者は、連帯保証人が以下のいずれかに該当した場合には、遅滞なく新たに連帯保証人を定めて届出し、市長の承認を得なければならない(岡山市営住宅条例第11条2項)。

死亡又は解散したとき

住所又は居所が不明となったとき

連帯保証人に必要な条件を欠いたとき

入居者は、連帯保証人が上記のいずれかに該当した場合、自主的に新たに連帯保証人を定めて届け出なければならない。しかし、各区役所担当者が滞納整理手続きを実施する中で、連帯保証人の死亡や居所不明等が判明することもあり、連帯保証人の変更届出について入居者に再度認知させておくことが重要である。

なお、各区役所の担当者は、連帯保証人との折衝や催告等の経過記録を「滞納整理表」に残すことで、一連性のある滞納整理手続きを実施し、また担当者の変更に備えている。

(6) 収入超過者及び高額所得者の状況

住宅に引き続き3年以上入居している者で、入居収入基準を超える所得のある者は「収入超過者」と認定され、近傍同種の家賃以下で、その所得に応じて割増された住宅家賃を納めなければならない(岡山市営住宅条例第30条)。また、収入超過者と認定された者は、市営住宅を明渡すように努めなければならない(岡山市営住宅条例第29条)。

また、住宅に引き続き5年以上入居している者で、その所得が2年連続して政令月収を超える者は「高額所得者」と認定され、近傍同種の住宅家賃を納めなければならない(岡山市営住宅条例第32条)。また、高額所得者と認定された者は、住宅の明渡し請求を受け、期限到来日までに市営住宅を明渡さなければならない(岡山市営住宅条例第31条)。

収入超過者及び高額所得者に該当する入居者は、【図表12-13】のとおりに移している。全ての収入超過者は、所得に応じて割増された家賃を納付しているが、住宅明渡しは義務ではないことから自主退去の実績はない。他方、高額所得者については、近傍同種の家賃を納付したうえで、該当年度の9月30日を期限に全て自主退去している。

【図表12-13】収入超過者及び高額所得者に該当する入居者の推移

(単位:人)

年度	収入超過者	高額所得者
H18年度	251	4
H19年度	275	2
H20年度	288	2
H21年度	290	3
H22年度	300	2

(7) 家賃の減免又は徴収猶予について

入居者又は同居人は、収入の著しい低下等の特別の事情がある場合には、家賃の減免又は徴収猶予を申請することができる(岡山市営住宅条例第16条)。

家賃の減免又は徴収の猶予を受けられる期間は、申請のあった日の属する月から最初に到来する9月30日までである。なお、更新手続きを行うことで、引き続き減免又は徴収猶予を受けること

ができる。

家賃の減免又は徴収猶予に関する制度ではあるが、実際には徴収猶予した実績はなく、家賃の減免による措置のみが行われている。これは、市営住宅がもともと低所得者を対象としており、更に減免又は徴収猶予の事由に該当した場合、徴収猶予を適用しても猶予期間経過後の家賃負担が重く、結局納付が見込めないためである。

【図表 12-14】 減免の対象となる世帯と減免される額

減免の対象となる世帯	減免される額
生活保護法に基づく住宅扶助を受けている世帯で、家賃が住宅扶助限度額を超えている世帯	住宅扶助限度額を超える額
地方税法に基づき住民税が非課税とされている世帯	家賃の 50% の額
地方税法に基づき住民税が均等割のみ課税される世帯	家賃の 30% の額
病気、災害により住民税が減免されている世帯	家賃の 30% の額
政令月収 104,000 円以下の母子世帯(児童扶養手当受給世帯)	家賃の 20% の額
政令月収 104,000 円以下の障害者世帯(身体障害者手帳 1 級若しくは 2 級若しくは療育手帳 A 又は身体障害者手帳 3 級と療養手帳 B の重複障害のある人を含む世帯)	家賃の 20% の額
年度途中において収入が著しく減少した世帯	減免前の家賃から再計算した家賃の額を控除した額
中国残留邦人支援給付に基づく住宅支援給付を受けている世帯で家賃が住宅支援給付限度額を超えているもの	住宅支援給付限度額を超える額

3. 指摘

(1) 遅延利息について

入居者が家賃を期限内に納付しないときは、納期限の翌日から当該家賃完納の日までの期間の日数に応じ年 5 分の割合をもって計算した金額に相当する遅延利息を加算して徴収する(岡山市営住宅条例第 17 の 2 第 1 項)。また、「市営住宅のしおり」において、納入期限までに家賃を納入しない場合は延滞金が発生する旨の記載がなされている。

法的措置を実施する場合には遅延利息相当額の請求を行っているが、それ以外の場合には遅延利息相当額の請求がほとんど行われていない。平成 22 年度において、遅延利息相当額を請求し徴収した実績は 1 件(金額 145,700 円)のみである。

また、遅延利息を納付しなければならない入居者が、家賃を納付期限までに納付しなかった場合に、やむを得ないと認められれば、申請のうえ、減免することができる(岡山市営住宅条例第 17

の2第4項、5項)。本来であれば、遅延利息相当額について請求したうえで、災害や所得激減等を理由に減免することになる。しかし、実際には遅延利息相当額の請求がほとんど行われていないため、遅延利息に係る減免申請制度は運用されていない。

滞納者の中には、滞納家賃の元本相当額すら支払えない生活困窮者が多数存在していることから、遅延利息相当額の請求は行っていないのが現状といえる。しかし、滞納防止及び収入増加の観点から、分納誓約を繰り返し破るような悪質な入居者や家賃の納付状況が悪い収入超過者や高額所得者等に対しては、遅延利息相当額について積極的に請求するべきである。

【図表 12-15 平成 22 年度の遅延利息相当額概算】

(単位:円)

発生年度	滞納額	遅延利息相当額
H2 年度	45,640	2,000
H3 年度	392,340	19,000
H4 年度	1,434,170	71,000
H5 年度	3,187,650	159,000
H6 年度	5,227,302	261,000
H7 年度	9,750,782	487,000
H8 年度	14,574,137	728,000
H9 年度	15,004,616	750,000
H10 年度	21,064,904	1,053,000
H11 年度	19,858,330	992,000
H12 年度	22,306,930	1,115,000
H13 年度	32,327,644	1,616,000
H14 年度	38,228,991	1,911,000
H15 年度	38,156,188	1,907,000
H16 年度	41,104,813	2,055,000
H17 年度	37,558,850	1,877,000
H18 年度	26,259,092	1,312,000
H19 年度	17,002,918	850,000
H20 年度	16,169,300	808,000
H21 年度	26,351,440	1,317,000
合計	386,006,037	19,290,000

利率年 5%の単利計算としている(1,000 円未満を切捨)。

(2) 駐車場使用料について

駐車場使用料については、岡山市住宅課管理係が金融機関からの領収済通知書に基づき、各年度の収納実績額を現年調定額としている。そのため、実際には年度末時点で滞納が発生しているにも関わらず、結果として駐車場使用料に係る滞納繰越額は開示されない。また、各年度の収納実績額を現年調定額とすることから、駐車場使用料に係る収納率は100%になり、実態とは乖離した収納率が開示されている。

納付期限の到来した駐車場使用料を現年調定額として開示し、現年調定額に係る収入未済額を翌年度の滞納繰越額とすることで、実態に合った開示をする必要がある。

なお、平成22年度末時点における滞納額は、概算で約700万円程度である。

【図表 12-16 駐車場使用料の調定額の推移】

(単位:円)

年度	現年調定額(収納実績額)
H18年度	16,599,500
H19年度	18,365,000
H20年度	17,620,500
H21年度	17,219,500
H22年度	16,927,800

(3) 連帯保証人との交渉について

滞納整理マニュアルにおいて、3ヵ月未満の滞納者に対する滞納初期段階の措置として、滞納者以外に連帯保証人とも直接交渉を積極的に行う旨の規定がある。ところが、滞納者に対する督促状の発送や催告等が優先されるため、連帯保証人に対する交渉が行われていないケースがある。しかし、過去に繰り返し滞納している入居者や連帯保証人の状況を把握できていない場合には、連帯保証人と交渉することで、滞納防止や連帯保証人の最新状況の把握に役立つ。よって、滞納期間が明らかに短い場合等には、必ずしも連帯保証人との交渉は必要ないが、滞納者の状況に応じて、連帯保証人と積極的に交渉することが必要である。

4. 意見

(1) 家賃収納方法の改善について

家賃の納付方法には、納付書による方法と口座振替による方法がある。納付書の場合は、金融機関(銀行、信託銀行、信用組合、農協及び郵便局)に納付書を持参し、窓口で納付する。また、口座振替の場合は、当月分の家賃が、毎月末日に入居者の預金口座から自動で引き落とされる。口座振替については、自動引き落としであるため、滞納防止、徴収事務の簡略化、入居者負担の

軽減に役立っている。

【図表 12-17】のとおり、過去 5 年の口座振替率は 60%台前半で推移しており、口座振替率は向上していない。過去に納付書発送の際に、口座振替依頼書を同封した実績があり、現在は「市営住宅のしおり」や「市営住宅入所案内書」において、口座振替の利用を奨励する旨の記載を行っているものの、特に目立った成果は出ていない。

【図表 12-9】のとおり、岡山市より現年調定額の収納率の高い他の政令指定都市が、口座振替率において必ずしも岡山市より高い口座振替率であるとは限らない。しかし、岡山市より現年調定額の収納率が高い他の政令指定都市の口座振替率は、岡山市の口座振替率よりも高いことの方が多いのは明らかである。

そのため、口座振替率の向上に向けて現在の対策に加え、納付指導や訪問徴収の際の口座振替への切換え促進、ホームページにおける PR 活動強化、口座振替に切換えた入居者へのキャンペーン実施、入居段階での窓口対応の強化等の策を講じることが望ましい。

但し、現在の口座振替対象者における収納率は、【図表 12-17】のとおり、約 90%で推移していることから、口座振替率の向上のみをもって、即座に収納率の向上につながるとは必ずしもいえない面がある。そのため、口座振替による自動引落について、当月家賃の引落日である当月末日以外の特定の日を指定して、自動で引き落とせるようにすることや滞納繰越分についても口座振替による引き落としを可能とすること等を検討することが望まれる。

【図表 12-17 口座振替率の推移】

(単位: %)

年度	口座振替率	口座振替収納率
H18 年度	63.4	90.4
H19 年度	63.4	90.8
H20 年度	63.4	90.1
H21 年度	63.6	90.2
H22 年度	64.1	91.6

(2) 収入超過者に対する措置について

収入超過者と認定された者は、市営住宅を明渡すように努めなければならないが(岡山市営住宅条例第 29 条)、過去に収入超過者が市営住宅を明渡した実績はない。

本来、市営住宅は住宅に困窮した低額所得者を救済するための住宅であり、かつ現在の高い入居率及び募集倍率等を勘案すると、依然として低額所得者の市営住宅に対する需要は高いといえる。

しかし、収入超過者の市営住宅の明渡しは、あくまで努力義務であり、近隣住宅と比較して安い家賃で入居している者から自主的に明渡すことは、過去の実績から期待できない。また、市として

も、収入超過者に対して明渡しを促進するような策を特に講じてはならず、あくまで収入超過者の自主的な明渡しがあればそれに応じるという態勢である。

住宅に困窮する低額所得者が多く存在している状況からすれば、収入超過者と認定されても所得に応じた割増家賃を支払ってさえいれば良しとするのではなく、家賃の納付状況が悪い収入超過者や連続して収入超過者として認定された入居者等に対しては、住宅の明渡し義務を発生させる等の策を講じることが望ましい。

(3) 空き駐車場利用について

【図表 12-7】のとおり、駐車場使用率は全体で 67.8%であり、石井谷市営住宅駐車場と岡西市営住宅駐車場の使用率については、それぞれ 23.3%、39.7%と特に低い使用率になっている。駐車場使用率が全体として低いのは、市営住宅には低所得な入居者が多く、また高齢者が比較的多いことが要因である。また今後、昨今の傾向から車を持たない人が増えていること、及び高齢化により車を手放す入居者が増える等の理由により、駐車場使用率が今以上に低くなる可能性がある。

しかし、空き駐車場を放置することは、違法駐車や違法投棄の原因になり問題である。また、収入が見込めないばかりか、維持修繕費の支出がかかるため、土地の有効活用の点で問題である。

よって、特に低い使用率の駐車場については、入居者又は同居人のみに駐車場使用の資格が限定されているところ、周辺住民への賃貸を許可することや、需要があれば入居者 1 人に対して 2 台以上の駐車場を賃貸する等の策を講じることが望まれる。

また、まとまった空き駐車スペースがある場合には、一般事業者への賃貸や市の他の事業に利用するために転用すること、そして最終的には土地を処分することも含めて、駐車場としての利用方法以外についても検討していくことが望まれる。

(4) 債権管理条例の整備について

【図表 12-12】のとおり、公営住宅使用料に係る不納欠損は、平成 22 年度の実績がゼロであり、平成 21 年度以前についても決して金額的に大きくはない。これは、公営住宅使用料を含む岡山市全体の私債権については、一定の要件を満たせば放棄できることとする債権管理条例が制定されておらず、債務者が時効の援用を主張した債権以外については、地方自治法施行令第 171 条の 7 に規定する要件に該当する場合には免除するか、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号に基づき議会の議決を得て権利放棄するのが現状であり、機動的に実施することができないことも要因の一つである。

確かに、公営住宅使用料の回収努力を怠り、簡単に不納欠損処理等を実施することは問題である。しかし、例えば債務者が死亡し、保証人とも連絡が取れない等明らかに回収が困難になっている債権についてまで不納欠損処理を行う際に議会の議決により債権放棄が必要とすれば、事務作業が非効率であるといえる。そこで、公営住宅使用料等の岡山市の私債権について債権放棄を

含む債権管理をより効果的・効率的に行うため、私債権の管理方法について条例を整備することが望ましい。

なお、市営住宅の管理上必要な訴えの提起等の手続きは、他の貸付金とは異なり、市長の専決処分事項に指定されているため、機動的に実施されている。

第13 入院収益、外来収益

1. 事業の概要

(1) 総合病院岡山市立市民病院の概要

所在地 岡山市北区天瀬 6 番 10 号

病床数 405 床(一般病床 387 床、結核病床 12 床、感染症病床 6 床)

標榜診療科 20 科

内科、外科、脳神経外科、整形外科、リウマチ科、リハビリテーション科、眼科、産婦人科、小児科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科、放射線科、麻酔科、救急科、神経内科、精神科、心療内科、形成外科、病理診断科

職員数 605 名(医師 94 名、看護師 375 名、技師 69 名、事務職 67 名)(平成 23 年 6 月 30 日現在)

患者数(平成 22 年 4 月～平成 23 年 3 月)

(単位:人)

科別	区分	外来		入院	
		延患者数	1 日平均患者数	延患者数	1 日平均患者数
内科		50,969	209.7	53,354	146.2
外科		10,478	43.1	12,447	34.1
脳神経外科		10,239	42.1	16,104	44.1
整形外科		22,382	92.1	22,035	60.4
リハビリテーション科		2,010	8.3	-	-
眼科		10,931	45.0	1,465	4.0
産婦人科		5,434	22.4	1,767	4.8
小児科		6,798	28.0	1,211	3.3
耳鼻咽喉科		8,414	34.6	56	0.2
皮膚科		10,183	41.9	709	1.9
泌尿器科		7,393	30.4	2,712	7.4
放射線科		1,363	5.6	-	-
麻酔科		562	2.3	-	-
神経内科・精神科		2,117	8.7	-	-
形成外科		204	0.8	-	-
合計		149,477	615.1	111,860	306.5

沿革

- S11.4 天瀬診療所を発展的に解消し、岡山市立市民病院を開設、一般病床 45 床
- S31.12 南館新築
- S34.9 総合病院岡山市立市民病院と名称変更
- S41.9 本館新築
- S41.11 市立産院を吸収
- S50.9 岡山市半田病院(結核病床 216 床)を当院の分院にする
- S54.3 西館新築
- S55.4 半田分院を統合、救急病院指定
- H4.8 別館新築
- H9.1 開放病床を開設(8 床)
- H12.7 地方公営企業法全部適用へ移行
- H14.3 オーダリングシステム稼働
- H16.12 (財)日本医療機能評価機構より一般病院の認定を受ける(平成 21 年 12 月 19 日まで)
- H18.8 いきいき健康支援室開設
- H19.9 疾患別センター(脳疾患、肝疾患、血液・腫瘍、リウマチ、血管内治療)の創設
- H22.2 (財)日本医療機能評価機構よりバージョン6の認定を受ける(平成 26 年 12 月 19 日まで)
- H22.4 疾患別センター(救急、糖尿病、消化器疾患)の創設
- H22.4 DPC 対象病院
- H23.3 電子カルテ導入
- H24.1 救急科専門医指定施設
- H24.1 「看護基準 7 対 1」を取得

経営状況(平成 22 年 4 月～平成 23 年 3 月)

岡山市立市民病院においては、救急医療体制の強化として新しく救急医療センターを開設し、医療機器を充実させる等、今後を担う救急医療医師育成の研修現場としての役割も果たせるようにした。また、DPC(包括払い方式)の導入による質の高い医療サービスの開始、年度末には電子カルテ導入による情報共有化や事務の効率化を図った。

この結果、入院収益及び外来収益については、患者数は減少したものの、1 人 1 日当たりの診療単価が上がり、前年度と比較すると増収・増益となった。

(単位:千円、%)

科目	金額	対前年比
医業収益	7,217,875	106.9
入院収益	5,012,497	104.3
外来収益	1,518,748	110.7
その他医業収益	686,629	119.6
医業費用	7,035,030	103.7
給与費	3,862,872	106.9
材料費	1,846,173	98.4
経費	920,922	104.0
減価償却費	383,555	97.7
資産減耗費	9,382	375.8
研究研修費	12,124	108.6
医業利益	182,844	-
医業外収益	192,651	91.4
受取利息配当金	5,776	86.8
負担金交付金	153,344	91.8
補助金	10	100.0
その他医業外収益	33,519	90.2
医業外費用	216,504	97.6
支払利息及び企業債取扱諸費	61,258	92.4
雑支出	132,699	101.3
繰延勘定償却	14,412	104.9
その他医業外費用	8,134	76.1
経常利益	158,990	-
特別利益	3,975	199.7
過年度損益修正益	3,975	199.7
特別損失	22,527	85.1
過年度損益修正損	22,223	83.9
その他特別損失	304	-
当年度純利益	140,438	-

(2) 病院収益構成

病院の収益は、医業収益、医業外収益があり、医業収益は外来収益及び入院収益により構成さ

れ、医業外収益は負担金交付金やその他医業外収益等からなる。外来収益及び入院収益は、診療料金を患者自身が負担する自己負担分と社会保険診療報酬支払基金や国民健康保険団体連合会等の社会保険支払機関、労災、保険会社等への請求分からなる。

保険分については、病院内でレセプトを集計し、社会保険支払機関等へ請求を行い、2 ヶ月後には入金となるため、滞納となる可能性が低い。患者負担分については病院窓口での請求となり、悪質な未納者等の場合は、滞納となる可能性が高い。

(3) 根拠法令・条例

病院の債権管理に関して(例えば時効等)は、民法に基づき行っている。

(4) 組織体制(担当部局)

通常の債権請求業務は医事課の正規職員 2 名及び業務委託契約先であるニチイ学館の職員数名が担当している。未収となった場合の督促等は医事課の正規職員だけでなく、ニチイ学館職員も行っている。債権管理は経営管理課(正規職員 4 名)が担当している。

(5) 債権管理システム

医事システムにより、発生した債権(診療行為)の全ての診療料金が未収として計上され、回収処理を行う都度、未収を消込むシステムとなっている。医事システムは医事課のみならず、診療行為に携わる医師・看護師等も操作可能であるが、診療料金については医事課のみがアクセス可能となっている。

(6) 未収金の状況

平成 22 年度末時点における患者負担分に関する未収金は 131,068 千円である。過去 4 年間に発生した診療料金のうち、平成 22 年度末における残高は 128,358 千円である(【図表 13-1】)。

以下のとおり、未収金はどの年度においても調定年度の翌年度には大幅に減少している。これは早期回収に努めた結果である。

【図表 13-1 未収金の状況】

(単位:千円)

	発生(調定) 年度	H18 年度末 残高	H19 年度末 残高	H20 年度末 残高	H21 年度末 残高	H22 年度末 残高
入院収益	H18 年度	84,371	17,349	15,499	2,941	1,252
	H19 年度	-	48,002	15,748	14,306	3,192
	H20 年度	-	-	56,612	7,725	7,120
	H21 年度	-	-	-	54,630	9,856
	H22 年度	-	-	-	-	60,095
外来収益	H18 年度	14,320	5,034	4,017	182	159
	H19 年度	-	13,515	4,608	4,255	395
	H20 年度	-	-	15,127	3,179	2,889
	H21 年度	-	-	-	15,278	3,443
	H22 年度	-	-	-	-	18,627
その他 医業収益	H18 年度	48,017	1,195	1,015	150	106
	H19 年度	-	17,206	799	735	73
	H20 年度	-	-	9,927	450	418
	H21 年度	-	-	-	12,654	411
	H22 年度	-	-	-	-	20,316

2. 回収事務の現状

(1) 債権の管理状況

外来収益及び入院収益の債権発生・回収及び管理状況は以下のとおりである。

外来収益について

a 「納入通知書兼領収書」の発行及び入金処理

患者が計算担当窓口へ診察内容や薬の内容が記載された基本伝票を持参する、或いは全ての診察内容がオーダリングシステムにより医事会計システムへ転送されるため、それをもとに医事会計システムで点数計算を行い、「納入通知書兼領収書」を出力する。出力された「納入通知書兼領収書」を患者へ渡し、患者は支払窓口で精算する。支払窓口では、「納入通知書兼領収書」と実際の現金入金額との一致を確認し、領収済印を押印した領収書を返却する。

b 外来収益の未収計上

財務会計システムにおいて月次処理として未収計上を行っている。未収計上の基礎デ

ータは医事会計システムで集計された未収金データに基づき計上している。よって、日次の段階では実際に未収が発生していても、特に何らの処理も行われない。病院が把握する未収金は、患者の自己負担額である患者負担分と保険者が支払う社会保険診療報酬分又は国民健康保険分等に分別される。

入院収益について

a 「納入通知書兼領収書」の発行及び入金処理

入院患者に対しては、入院から退院までの診療行為について医事会計システムに入力を行い、「納入通知書兼領収書」を出力する。但し、数ヵ月入院する患者もいることから、毎月末に締め切りを行い、月末までの診療行為に係る診療料金を翌月の初めに算出し、「納入通知書兼領収書」が出力される。「納入通知書兼領収書」は病棟で患者へ渡される。外来収益と同じ手続きで行われ、医事会計システムにより出力された後、病棟看護師により患者へ渡される。

また、窓口での支払いができなかった患者に対しては、「納付書の送付について」という案内文書を作成して「納入通知書兼領収書」に添付して送付したうえで、後日窓口で支払ってもらうか、或いは銀行等の金融機関の振込口座を記載しているため、振込により支払ってもらう等の措置を講じている。

b 入院診療の収益計上

入院診療に関する収益計上は、外来収益同様に入金時に収益計上される。よって日次では処理は行われない。これは外来収益と同様である。

債権消込

医事会計システムで「納付書兼納入通知書原符」に表示されているバーコードを読み取り、領収日を登録することで、患者別に債権の消込み処理が行われる。これは、会計窓口での収納に限らず、金融機関での振込、クレジットカードでの支払いも同様であり、全て 1 件ずつ手入力により行われる。

レセプト請求業務

ニチイ学館の職員はレセプトを集計し、社会保険診療支払基金及び国民健康保険連合会等へ請求を行う。基金査定、国保査定内容については各科の医師、看護師、検査技師及びリハビリ専門医等により開かれる診療内容検討部会において協議されており、なおかつ、再審査を医師にお願いしている。

(2) 未収債権の管理・回収

現在、岡山市立市民病院においては、未収債権を回収するために、以下の方法によっている。

徴収猶予申請書の発行

医事担当者(入院及び外来担当)は、診療料金について徴収猶予を希望する患者について、「使用料・手数料の徴収猶予申請書」に住所・電話番号・氏名の記入及び捺印のうえ、医事システムにおける患者番号及び ID 番号を医事課責任のもと調査し、記入を行い、病院長の承認を得る。この場合、分割を希望している患者については、「診療費分割納入計画表」を併せて作成してもらい、内容を医事システムに入力し、情報を共有している。

電話等による催促

「使用料・手数料の徴収猶予申請書」に添付された診療費分割納入計画表に記載された期日までに入金がない患者に対しては、電話による催促を行う。その場合、必ず医事担当者と患者との間で支払期日の約束を交わす。また、電話催促において患者とつながらない場合には、ニチイ学館の職員にも協力してもらい、さまざまな時間に電話催促を行ったり、文書にて催告を行っている。

電話による催促を行った場合には、医事システムにおいてコメント入力及び電子カルテにおけるメモ入力を行うことにより、他の医事課担当者や医師が当該患者の未収状況を確認できるよう、情報の共有化を図っている。

催告状の発送

医事課担当者は 2 ヶ月に 1 度、未収リストを作成する。ニチイ学館担当者が未収リストに間違いがないか確認し、再度、医事課でチェックを行う。問題なければ、催告状を医事システムで作成し、発送する。発送するタイミングは年 6 回であり、それぞれの支払期日は発送日から 2 週間である。そのうち年 1 回については、過去 3 年分の未収金額についても催告状を医事システムで作成し、発送している。

【図表 13-2 催告状の発送状況】

(単位:人、件)

発送時期	債権発生時期	外来		入院		合計	
		人数	件数	人数	件数	人数	件数
H22年5月	H21年12月～H22年1月	76	170	27	51	103	221
H22年6月	H22年2月～H22年3月	68	177	31	85	99	262
H22年7月	H22年4月～H22年5月	56	96	31	55	87	151
H22年8月	H22年6月	47	90	15	36	62	126
H22年9月	H22年7月	41	84	19	29	60	113
H22年12月	H16年1月～H22年9月	711	1,334	321	734	1,032	2,068
H23年2月	H22年10月～H22年11月	55	115	22	64	77	179
合計		1,054	2,066	466	1,054	1,520	3,120
H23年4月	H22年12月～H23年1月	77	131	37	55	114	186
H23年5月	H23年2月～H23年4月	80	122	20	34	100	156

収納率を上げるための施策

岡山市立市民病院においては、患者への未収債権を回収し、収納率を上げるための施策として、以下の措置を講じている。

a 総合病院医事連絡会に出席し、他病院との意見交換を行う。

3ヵ月に1回開催され、岡山市立市民病院も出席している。これは、総合病院同士の医事課担当者の意見交換の場であり、各病院が現在抱えている諸問題(未収の問題であれば、例えば他の病院では未収管理をどのようにしているか、また、どのようにすれば未収を減らすことが可能か等)について、他の病院ではどのような対策を講じているか等解決策を出しあっている。他の病院が実施している施策のうち利用できるものは利用している。

b 保険加入や生活保護の申請を勧める。

病院の患者負担分は社会保険等の保険加入者であれば3割負担である。未加入者は診療料金が全額負担となるため、病院側の未収発生リスクも高くなる。よって、保険未加入者に対し、患者との相談のうえで保険加入を勧めている。また、生活費等に困っている患者についても生活保護申請を勧めることで、未収債権を減少させることとしている。

c 貸付制度を提案する。

患者が国民健康保険に加入している場合で、その国民健康保険に滞納があり、かつ、医療費が多額にある場合には貸付の相談を行っている。これは、医療費が国民健康保険滞納額を超える場合に、国民健康保険滞納額の2分の1を支払うことにより、医療費のうち

国民健康保険滞納額を超過する金額が高額医療費と認定され、高額医療費が支給される。

これにより患者の自己負担も少なくなり、また、病院としても未収債権を減らすことができるため、高額療養資金貸付制度の利用を患者に提案している。

d 限度額適用認定証を患者に説明する。

高額医療費の請求が予想される患者に対し、高額療養費の限度額適用認定証の制度の説明を行う。これは70歳未満の患者について、病院への入院時に限度額適用認定証を窓口で提示することにより、医療機関に支払う入院費用(保険診療分)が、同一月内で自己負担限度額までで済み、費用負担が軽くなるという制度である。

この制度により患者の医療費負担軽減だけでなく、病院側も未収債権発生を抑止することが可能となるため、高額となる入院患者については利用を勧めている。

e 国民健康保険支払の説得

社会保険については会社で全員がほぼ強制加入となり、給与からの天引きにより納入されるが、国民健康保険については自営業者を対象としており、自主納付が基本である。保険は自己負担が3割であり、7割は国民健康保険連合会により支払われる。但し、国民健康保険が未納となると短期保険になり、1年滞納で自己負担が10割となり、医療費の支払いが全額となる。これにより患者の負担額は重くなり、最終的には病院の未収債権は増大する。よって、国民健康保険の滞納分の支払いを説得している。

強制執行等

病院の債権については、私債権となるため強制執行はできない。滞留となっても、財産調査等も不可能であることから、強制的に未収債権を回収することはできない。

保証人に対する請求

入院証に保証人の記入欄を設け、記入をしてもらっている。患者本人が支払わない場合には、記載されている保証人へ連絡を行い、請求する形態をとっている。

(3) 時効について

公立病院の診療に関する債権は、民法第170条第1号に規定する「医師、助産師又は薬剤師の診療、助産又は調剤に関する債権」に該当するものとして3年の短期消滅時効に該当する。これは最高裁平成17年11月21日第二小法廷判決(民集59巻9号2611頁・判時1922号78頁)においても公立病院における診療に関する債権の消滅時効期間は3年と解すべきであると判示している。

これにより、公立病院の診療債権は私法上の債権となったことから、時効の援用は必須となる。債務者による時効の援用権の行使をもって債権は消滅することとなり、債務者による時効の援用権の行使がない以上、自動的に不納欠損等の決算上の処理を行うことはできない。

(4) 不納欠損処分について

不納欠損処分の推移

過去5年間の岡山市立市民病院における不納欠損処理の推移は以下のとおりである。

平成19年度において人数及び金額が増加したのは、上記(3)にも述べたように、公立病院における診療に関する債権の消滅時効期間が公法上の債権として消滅時効期間は5年と解されてきたのに対し、平成17年11月21日に3年との判断を最高裁が示したことにより、不納欠損処理を行う債権が一気に表面化したためである。

【図表 13-3 不納欠損処分の推移】

(単位:人、千円)

年度	人数	金額
H18年度	127	12,984
H19年度	551	17,433
H20年度	488	17,716
H21年度	472	15,459
H22年度	456	16,062

不納欠損処分後の未収金の管理

時効3年が完了したものについては、簿外にて管理が行われる。医事会計システムよりデータをダウンロードし、Excelで加工している。入金となった場合には、財務会計システムにおいてその都度、調定とし、領収書を発行し、滞納者へ渡している。なお、不納欠損処分する債権は調定日起算3年となったもの全てではなく、個別に回収可能性を検討している。

3. 指摘

(1) マニュアルの整備

滞納者への催告手続き等に関するマニュアルが存在していない。医事課担当者が次の担当者への引継ぎのために現在作成しているものはあるが、病院内の職員全員に対して通常実施される業務手続きとして規定されているものではない。これらを整備する場合において、条例等に組み入れるときは議会承認が必要となるが、病院内での通常のマニュアルということであれば医事課責任者若しくは病院長で承認ができる。

マニュアルは初心者や未経験者が、一の業務を適切に行うための方法や基準を解説した文書

である。また、病院事務は市役所における他の事務事業に比べて専門性が高い点で特殊である一方、職員が異動するのは通例なので、ノウハウを蓄積する必要性は高いと思われる。よって、正式な病院内のマニュアルとして整備する必要がある。

4. 意見

(1) 訪問による回収

現在、医事課担当者等が滞納者宅へ訪問し、直接、未収金を回収する業務は行っていない。医事課担当者からのヒアリングによれば、支払いが滞る可能性の高い患者については、早いタイミングで面談を行い、人間関係を構築することで回収できる場合もあるという。これより、滞納者を訪問し、直接話しをすることで、未収となっている債権を回収できる機会は広がるものと予想される。また、訪問することで滞納者の資産状況を確認することも可能となる。

人手不足ということもあり、訪問するまでには至っていない。確かに全ての滞納者を訪問することは不可能であるが、早期に未収を回収する手段として、税情報を利用して支払能力のある者、悪質な者(支払能力が十分にあるにも関わらず滞納する者)に焦点をあてて訪問し、回収へとつなげることが望ましい。

(2) 法的手段の活用

岡山市立市民病院においては電話による催促や催告状の発送は行っているが、法的手段となる督促状の発送は行っていない。また、訴訟等を行う部署もなければ、訴訟を起こした実績もないことが担当者からのヒアリングで判明したが、このような法的手段を利用することで未収の回収が期待できるため、督促状の発送や少額訴訟も1つの回収手段として利用する必要がある。

少額訴訟とは、滞納者に対し、1回で審理を終了し判決をだすことを原則とした訴訟手続きであり、60万円以下の金銭の支払いを求める場合に限り、利用することが可能である。原告となる病院側が勝訴しても、未収の一括払いではなく、分割払いや支払猶予等の判決となることもあるが、この判決後、被告が支払わない場合には、その判決書に基づき、強制執行を申し立てることが可能となる。

実際に、某市立病院が悪質な滞納者(支払能力が十分にあるにも関わらず滞納する者)に対し少額訴訟を行ったところ、滞納者からの振込が増え、少額訴訟に踏み切った効果がでているという。当該県や他市は、支払督促を実施しており、悪質な滞納者に対する法的手段の検討が県内の自治体で広がっている。

岡山市内の他病院でも既に少額訴訟を行っているケースが見られるところであり、岡山市立市民病院においても導入を検討することが望ましい。

(3) 請求窓口と入金窓口の業務の一本化

現在、医事会計システムを利用した「納入通知書兼領収書」の発行及び患者への請求業務は

業務委託会社であるニチイ学館職員が行っている。一方、患者からの診療料金の入金処理は会計窓口において、嘱託職員及び市民病院経営管理課担当者が行っている。

担当者へヒアリングしたところ、請求窓口と会計窓口の業務の分離については、ニチイ学館へ会計窓口業務を委託した場合に費用対効果が望めないことから、引き続き会計窓口を嘱託職員及び経営管理課担当者が担当しているとのことである。

しかしながら、岡山市立市民病院における両業務の分離については、患者から徴収する診療料金の未収額を増大させるリスクが存在しているものと考えられる。すなわち、両業務が分離されていることによって、請求窓口で患者が納入告知書及び処方箋を受け取り、会計窓口に寄らずそのまま帰る機会が発生してしまうためである。

これを防止する方策としては、請求窓口と会計窓口の業務を一本化することが考えられる。窓口を一本化することで、窓口の混雑を招く原因になることも懸念されるため、窓口数を増加させる等の措置も併せて検討されることが望ましい。

なお、岡山市内の他の総合病院においては、滞納者が次回来院したときには診察券が認識されず診察が受けられない等のシステムを構築し、滞納発生を防止したうえで、岡山市立市民病院と同様に窓口業務の分業化を図り、自動精算機を導入し患者・窓口双方の負担を減らしているケースもある。

平成27年度には、岡山市立市民病院の移設が計画されているため、これらの滞納を防止し事務の効率化を図るためのシステム導入の可否についても、費用対効果を踏まえて慎重に検討されることが望まれる。

(4) 救急窓口における診療料金回収の強化

岡山市立市民病院の外来未収金は大半が救急外来で診察を受けた患者に対する診療料金である。特に、アルコール中毒者や交通事故又は喧嘩(いわゆる第三者行為)による怪我人が多い。第三者行為とは、第三者(自分以外の者)を原因として治療を受けることになった場合をいい、この場合の治療費は、本来、加害者(第三者)が負担すべきものである。第三者行為により診察を受けた患者については、保険適用をすることができず、もし保険適用を受ける場合には、第三者の行為による傷病届を保険者へ提出しなければならない手間もあり、ほぼ全ての救急患者は全額医療費を自己負担することになる。よって、未収となる可能性がより高くなる。

他病院では、未収回収向上の施策として救急外来窓口で未収回収及びトラブル対策要員として、通常の職員とは別に新規雇用し、当該業務に注力することにより、未収回収の大幅な向上につながった事例がある一方、日中、未収管理を行っている通常の職員に救急外来窓口でも対応してもらうため、夜間手当を支給している病院もある。

岡山市立市民病院においては、救急外来窓口を担当する職員が未収のある患者に関する情報を共有しており、救急窓口で未収がある旨、患者に対して注意喚起することになっているが、ヒアリングした結果、必ずしも実践されていないとのことである。情報は共有されているのだから、患者に対する注意喚起洩れがないように、全ての救急窓口担当者への指示徹底が望まれる。

(5) 徴収猶予申請書の連帯保証人の設定

患者が診療当日に診療料金を支払えない場合、徴収猶予申請書に記入を求めている。記載内容は診療代、徴収猶予の期間、申請理由、保証人である。記入上の注意事項や担当者へのヒアリングによれば、保証人の欄は連絡がとれる方を記載することとなっているものの、保証人本人ではなく患者本人が記載していることもあるため、保証人に連絡をとったときに全く違う者が出たり、またつながらないこともあるという。この場合には、その場で記載された保証人に電話連絡を行うという手段である。連帯保証人とする場合には条例で手当てをする必要があるとのことだが、現状を考慮すると、患者から診療料金をより多く回収するためには条例で連帯保証人を設ける手当てが望まれる。

第14 学校給食費

1. 事業の概要

学校給食費については、平成 15 年度の包括外部監査のテーマの中で取り上げられている。そこで、調査の重複を避けるため、そこで問題になった点の改善状況を中心にみていきたい。

(1) 学校給食費の徴収管理について

学校給食費について、法は徴収管理に関する規定をおいていない。

そのため、各地方公共団体はそれぞれの実情に応じて独自の判断により管理している。

その一つは、地方公共団体の収入とせずに校長限りの責任で管理してよい(昭 32.12.18 文部省 管理局长回答、昭 33.4.9 文部省 管理局长回答)との考え方であり、また一方では、地方公共団体の収入として徴収管理してもよい(昭 39.7.16 文部省 体育局长回答)との考え方も示されており、弾力的な扱いとなっている。(注1)

岡山市は前者の考え方を採っており、学校が主体となって保護者より徴収し管理している。

岡山市のこの考え方については、「岡山市立学校校納金等取扱の手引」の中でも示されている。

まず、教育活動に必要な経費は教職員の給与等の公費負担とすべきものと学校給食費等の保護者負担にすべきものとに 2 分している。公費負担のものは岡山市の予算に計上するが、保護者負担のものは予算に計上せず、受益者負担の考え方に基づき、保護者等の信託に基づいて学校が主体となって徴収し、管理するとしている。

したがって、岡山市の決算書における債権(収入未済額)としては計上されていないが、岡山市立の小中学校は岡山市の管理下にあり、その管理状況については把握しておく必要はあると思われるので取り上げることにする。

(2) 指摘された問題点

学校給食費について、平成 15 年度の包括外部監査で債権管理に関連して問題となったのは、次の点である。

まず、「公金でないため、その徴収・管理・執行の事務について準拠すべき法規や指針がなかったことから、学校現場ごとに担当者が従前のやり方を改善することなく踏襲してきた。」とされ、「滞納が年度末までに処理できなかった場合の会計処理については何らの指針もない。」と事務指針及び会計処理の指針のないことが指摘されている。

(3) 改善点

この指摘事項もあり、「岡山市立学校校納金等取扱の手引」や「学校給食事務の手引」が整備され、これに基づいての債権回収の手続きが確立した。

この手引の学校徴収金の会計処理については、まず市の契約規則等に準じて行うことが示された。

また、滞納金については、「できるだけ少額の段階で早い時期に全額徴収することを目指して、来校依頼書等（【図表 14-1】）で滞納金があることを保護者に認識してもらい、徴収に時間を要する場合には分納誓約書（【図表 14-2】）の提出を求める方法等により、あらかじめ時効中断の手続きを行って債権管理を行うこと。」としてこの債権の時効は2年であることも示している。

また、悪質で理解の得られない保護者については、実情に応じて法的な手段を用いることも示されており、少額債権の回収方法として簡易裁判所を利用した「支払督促」「少額訴訟」「民事調停」の活用を示している。

【図表 14-1 来校依頼書】

来 校 依 頼 書		第	年	月	日
		平成			
(保護者)					
住 所					
氏 名	様				
(児童生徒名: ○○○○)					
	岡山市立○○小(中)学校 校長	○○	○○		印
	岡山市立○○小(中)学校PTA会長	○○	○○		印
	岡山市立○○小(中)学校教育後援会会長	○○	○○		印
校納金の滞納について(お願い)					
あなたの○○小(中)学校における校納金の滞納については、これまでも督促状、訪問等により納入についてお願いしてきましたが、いまだに完納されていません。					
つきましては、今後の納入計画についてご相談したいので、平成 年 月 日までに来校いただきますようお願いいたします。					
記					
1	滞納金内訳				
(1)	口座振替分				
	平成 年 月分(振替日:平成 年 月 日)				○○○○円
	平成 年 月分(振替日:平成 年 月 日)				○○○○円
	平成 年 月分(振替日:平成 年 月 日)				○○○○円
(2)	現金納入分				
	平成 年 月分(納入期限:平成 年 月 日)				○○○○円
	平成 年 月分(納入期限:平成 年 月 日)				○○○○円
	平成 年 月分(納入期限:平成 年 月 日)				○○○○円
(3)					
(4)					
(5)					
2	来校先	○○小(中)学校	担当:		
	電話	()			
※ 本書と行き違いで納付の場合は、悪しからずご了承願います。					
※ 来校の折りには、必ず事前にご連絡の上、本書と印鑑をご持参願います。					

【図表 14-2 分納誓約書】

分 納 誓 約 書

平成 年 月 日

岡山市立〇〇小（中）学校 校長 ○〇 ○〇 様
 岡山市立〇〇小（中）学校PTA会長 ○〇 ○〇 様
 岡山市立〇〇小（中）学校教育後援会会長 ○〇 ○〇 様

誓約者（保護者）
 住 所 _____
 氏 名 _____ (印)
 （児童生徒名： ○〇〇〇 ）

私は、〇〇小（中）学校における校納金について下記のとおり滞納していることを承認します。
 また、一時に納付することができませんので下記分納計画に基づいて納付するとともに、納付期限
 未到来の校納金についても学校の通知に従って遅滞なく納付していくことを誓約します。
 なお、上記誓約事項を不履行の場合は、法律上の手続が行われても異存ありません。

記

1 滞納金内訳

(1) 口座振替分

平成 年 月分（振替日：平成 年 月 日）	〇〇〇〇円
平成 年 月分（振替日：平成 年 月 日）	〇〇〇〇円
平成 年 月分（振替日：平成 年 月 日）	〇〇〇〇円

(2) 現金納入分

平成 年 月分（納入期限：平成 年 月 日）	〇〇〇〇円
平成 年 月分（納入期限：平成 年 月 日）	〇〇〇〇円
平成 年 月分（納入期限：平成 年 月 日）	〇〇〇〇円

(3)

(4)

(5)

2 分納計画
 平成 年 月から完納するまで、毎月、月末を期限として〇〇〇〇円を学校まで持参する
 方法（銀行振込）により納付します。

2. 回収事務の現状

(1) 学校給食費滞納金の推移

岡山市は学校給食費について滞納の実態調査を行っており、その調査に基づいた滞納金の年次推移は次のとおりである。

(単位:万円、%、人)

	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度
給食費	276,940	290,179	293,488	307,205	305,323	312,108
滞納金	1,120	1,155	1,363	1,555	1,534	1,517
金額ベースの徴収率	99.6%	99.6%	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%
児童生徒数	55,552	55,777	57,716	58,041	58,163	57,885
滞納者数	572	618	639	788	769	701
人数ベースの徴収率	99.0%	98.9%	98.9%	98.6%	98.7%	98.8%

滞納金が多いのかどうかについては絶対値でみてもわかりにくいので学校給食費に占める回収金の割合で算出した徴収率が示されている。徴収率を全体でみた場合、よく徴収されている。

しかし、学校給食費滞納実態調査票(以下、調査票)を個別にみると滞納が多いところも見受けられ、学校によって、滞納にばらつきがあり、全体ではよく見えても、それは滞納ゼロの学校により隠されていただけであったと思われる。改善がみられない場合については「岡山市立学校校納金等取扱の手引」に示された法的手段も考慮する必要があると思われる。

(2) 運用状況の調査

規程類が整備されたので、それに基づいての運用がなされているかの調査を学校に来校して調査を行った。その調査結果は次のとおりである(調査は小学校中学校とも1校ずつ)。

運用状況

まず、学校給食費の回収についてはクラスの担任の先生が責任をもって行い、学校全体としては金銭出納帳等の記帳は特定の職員が行っている。学校給食費の回収であるが、基本的には口座振替が利用されている。しかし、他校において学校給食費の回収の促進を目的に、あえて口座振替にしないで児童生徒に集金袋に現金を入れて持参させている学校があり成果が上がっているところもあるとの話があった。

規程類が整備され、基本的にはこれに沿った運用がなされているようである。しかし、学校給食費の回収については、滞納がない学校もあれば、回収に苦労しているところもあるということが調査票からうかがえる。

滞納する原因

学校給食費が滞納する原因として大きく「保護者の経済的問題」と「保護者としての責任感や規範意識の問題」がある。(注2)

「保護者の経済的問題」については、生活保護や就学援助制度の適用を受けてもらうことが望ましいがこの適用を受けたとしても、生活保護費の受給方法に工夫が必要と思われる。また就学援助費については岡山市の場合は半額支給であり、完全とはいえない。

また「保護者としての責任感や規範意識の問題」で滞納になっている場合については、こういった保護者に対し学校が回収を強行しようとするとうるさく感じ、保護者によっては、「給食は必要ない」「子供を学校に行かせない」といった子供を質にとったような暴言により回収を阻止するような事例も生じている。このような悪質なケースについては正に法的手段も検討する必要があると思われるが、法律の専門知識をもった要員を学校ごとに用意するには経済性、効率性の観点からみて無理があると思われる。このような事態になった場合には、岡山市が積極的に徴収に関わる必要がある。

学校給食費滞納実態調査における滞納額について

学校給食費滞納実態調査における滞納額についても正しく報告されているかどうか現地調査した(調査は小学校中学校とも1校ずつ)。

そこで判明したのは、まず学校給食費滞納実態調査における数字が必ずしも正確なものではなかったということである。

特に過去に発生して、既に卒業している児童生徒の滞納分については、調査票の記載から除外しているケースもあった。また記載除外分の管理状況を調査するとメモ書き程度の管理資料であり、整備された規程では滞納分については「学校給食費会計滞納者一覧表」を作成することになっているがその記載がなかった。更に卒業した児童生徒の滞納分についてはその滞納分の請求が全くなされていないケースもあった。

3. 指摘

(1) 学校給食費滞納実態調査について

学校給食費滞納実態調査については今後も引き続き毎年度行う必要がある。

この調査につき滞納額が正しく報告されているかどうかについて報告元となった学校に訪問し、監査を行った結果、必ずしも滞納額が正しく報告されていないことが判明した(調査は小学校中学校とも1校ずつ)。

この原因の一つに年度ごとの連続性が考慮されていないことが挙げられる。前年度の繰越額に対し当年度の回収額や欠損不納額を差し引くことにより当年度の繰越額を記載しその繰越額が翌年度の期首繰越額とすれば、年度ごとの連続性が保証され誤った報告が防げられる(いわゆる受払残高表による管理)。

また、前年度より前の滞納額については報告しなくてよいとの前任者からの引継ぎがあったことにより、滞納額につき前年度の滞納額のみを報告しているケースもあり、報告すべき滞納額についての不統一が見受けられた。

【図表 14-3 現行の学校給食費滞納実態調査票】

学校給食費滞納実態調査票					
学校名					
学校長名					
記入担当者					
	滞留発生額	滞留残高回収額	欠損処理額	滞留残高	滞留者数
平成19年度以前					
平成20年度					
平成21年度					
平成22年度					
<ul style="list-style-type: none"> ・滞留発生額は対象年度分で年度末までに回収できなかった額を記入してください。 ・滞留残高回収額は対象年度の前年度末の滞留残高で回収できた額を記入してください。 ・各年度において 滞留残高 = 前滞留残高 + 滞留発生額 - 滞留回収額 - 欠損処理額 となっていることを確認してください。 ・滞納金がない場合も0で記入してください。 ・報告は封書をお願いします。 					

【図表 14-4 改善後の学校給食費滞納実態調査票】

学校給食費滞納実態調査票		
学校名		
学校長名		印
記入担当者		
	滞納金額 (円)	滞納者数 (人)
平成22年度分		
平成21年度分		
～平成20年度		
合 計		
<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度給食会計決算日、現在で記入してください。 ・21、22年度は年度別に、20年度まではまとめて記入してください。 ・滞納金がない場合も0で記入してください。 ・報告は封書をお願いします。 		

(2) 滞納債権の時効について

学校給食費は私債権であるため、2年で時効を迎える。時効による債権の回収洩れを防ぐためには債務者に請求することが必要になるが、請求さえすれば時効がいつまでも延びるものではなく、2年の時効を迎える前に請求すれば更に6ヵ月延長される。この時効を更に先に延ばすには法的手段が必要になる(法的手段により債権が確定したときから10年時効が延長される。)。しかし、この手続きが全く行われていない。特に、これは卒業してしまった児童生徒の債務について、顕著であり、卒業してしまえば支払いを免れるというモラルハザードを生じているのではないかと危惧される。

滞納債権の回収を促進するため、また時効が成立するのを防ぐためには法的手段が必要であるが、法的手段として考えられるのが「支払督促」「少額訴訟」「民事調停」等である。これらのうち、簡易裁判所を利用した「支払督促」が簡便であり有効と思われる。

支払督促は、正式な裁判手続きをしなくても、判決等と同じように裁判所から債務者に対して金銭等の支払いを命じる督促状(支払督促)を送ってもらえる制度であり、これにより債務者の財産に対し強制執行による回収が可能となる。また、こうした法的手段の行使は債務者に対し心理的な圧力があると思われ、回収が促進される効果があると思われる。

4. 意見

学校給食費は岡山市の決算書には収入未済額としては計上されない。しかし、岡山市立の小中学校は岡山市の管理下にあるのでそこにおける債権管理については留意する必要がある。決算書に計上されないことを理由に管理がおろそかになってはならない。現状では岡山市の滞納債権の管理手法と比べ学校給食費の滞納管理は次の2点が明らかに劣っている。

- ・ 長期滞納債権の継続的記録
- ・ 長期滞納債権の法的手段も含めた回収手法

(1) 長期滞納債権の継続的記録について

平成15年度の包括外部監査での指摘に、「学校校納金の徴収・管理・執行は、公費に準じて厳正かつ効率的に行うこと」とある。したがって、卒業生の未回収債権についてもその継続的な記録が行われるよう受払残高表を整備し、卒業後についても回収の記録を行う必要がある。

(2) 長期滞納債権の法的手段も含めた回収手法について

平成15年度の包括外部監査での指摘もあり、手続き面での不備が改善された。しかし、手続きが示されたにも関わらず法的手段が利用されていない。現在の規定では学校が責任をもって回収に当たることになっている。したがって、担任の先生が中心になって、回収すべく保護者の説得にあたっているが法的手段をここに適用するとすれば、相当の軋轢が生じることになり、担任の先生の心的負担等を考慮すれば、適用は困難といわざるを得ない。

そこで、担任の先生の過度な負荷を強いることなく債権回収の実を挙げるために、回収事務における学校の役割は悪質な債務者を抽出するまでとし、その後の「支払催促」等の法的手続きは岡山市の教育委員会が行うこととする等、従来の枠組みに拘らず、新たな役割分担を検討することが望まれる。

なお、新たな役割分担のもとで誰が回収を担当することになっても、回収が強行されればその保護者と学校との軋轢は相当のものになると推測される。したがって、終業式や卒業式のタイミングを利用し回収を図る等の配慮は常に必要となる。

参考文献：

注 1: 「自治体のための債権管理マニュアル」H20.7 (株)ぎょうせい

注 2: 「学校給食費の徴収状況に関する調査の結果について」(通知)H22.12.1 (22 入学健第 21 号) 文科省文書

第15 債権全般

1. 債権管理に対する岡山市の取り組み

岡山市は債権管理に対する取り組みとして、料金課の設置、料金滞納整理支援システムの稼働、職員研修制度、滞納整理強化対策会議の開催等を行うことにより、滞納債権の発生を抑制するとともにその回収に努め成果を上げており、その取り組みは評価できる。ここでは特に料金課の取り組みを紹介する。

(1) 回収の一元化及びシステムの整備

岡山市は平成 19 年 4 月より料金課を設置し、それまで各課に分かれて行っていた国民健康保険料等の徴収について一括して行えるようにした。これは公法上の債権のうち強制徴収権のある債権回収の集中化を図ったものである。

また、平成 21 年 5 月には滞納債権の効率的な回収や滞納債権の管理を目的として、「料金滞納整理支援システム」を稼働させ成果を上げている。

(2) 職員研修制度

地方自治体は、人件費の抑制が課題となり、必要最小限の職員で適正配置を図ることが求められている。この中で限られた人材により職務を執行するためには、職員が専門性の高い能力や知識を修得することが重要となる。

そこで、職員のスキルアップを図るため、各種研修を実施している。その中で債権管理に関しては市税・料金関係課の職員を対象に税務関連の知識の修得を中心とした研修が行われている。

(3) 滞納整理強化対策会議

市税の滞納債権を管理している収納課が、「岡山市市税等滞納整理強化対策本部」の事務局を担当し、対策会議を開催している。

この対策会議にて、料金課の所掌する料金の徴収に関しては「自主納付の推進」と「公平かつ的確な滞納整理」を基本方針とし、次の諸点を重点対策とすることが確認されている。

滞納未然防止対策

- ・口座振替利用推進

初期滞納者及び少額滞納者対策

- ・初期滞納世帯への電話催告
- ・初期滞納世帯、少額滞納世帯への訪問催告

料金収納推進員の徴収活動の強化

- ・夕方の臨戸等による徴収

高額滞納者への集中滞納整理

- ・滞納整理強化期間を設けての差押実施
- 一斉催告等の強化
- ・一斉催告や分納不履行世帯への催告
- 国保年金課との連携による適正賦課、収納率向上策
- ・社会保険加入調査による国民健康保険脱退手続きの奨励
- ・居所不明被保険者調査による住民基本台帳職権削除依頼
- ・広報誌にての国保の加入脱退手続きの周知文書の掲載
- ・収入未申告者に対する申告奨励の実施

(4) その他の取り組み

民間への業務委託

民間事業者の活用を検討する場合には、個人情報の保護に遺漏を生ずることがないように、特段の配慮と慎重な取扱いが必要であるため、催告書の封入等の補助的な業務に活用している。

非常勤職員の活用

非常勤職員が担当することが可能な業務の範囲は限られているため、公権力の行使に当たらない業務や補助的業務について活用がなされている。料金課に例をとれば、料金収納推進員として1年更新で8名が雇用されており、外回りによる催告書の手渡しなどに活用されている。また、平成21年度からの緊急雇用創出事業により年間17名の雇用枠があり、補助的な業務に活用されている。

2. 意見

(1) 料金課と賦課元課の業務分担

岡山市においては、市税については収納課が、国民健康保険料等一部の料金については料金課が管理することとされており、これら公法上の債権については管理業務の集中化が進んでいる。これにより、高額滞納者に対して一元的に対策を講じること等が可能になるとともに、回収管理に関する職員の知識やノウハウも蓄積されやすい環境が整っているといえる。また、岡山市市税等滞納整理強化対策本部が、市税等の滞納整理に向けた基本方針の審議及び策定、滞納整理計画の進行管理等を所管しており、公法上の債権の収納率向上に向けてのコントロールタワーとして機能している。

しかしながら、専門ノウハウを蓄積し、債権回収の実をより一層上げる観点からは、業務分掌について再考の余地があると考え。すなわち、現在は料金課で料金の通常の収納業務も行ってい

るが、料金課では滞納になった債権の管理に特化し、収納業務は賦課元課で行うことにしたほうが、滞納債権の回収に関する専門性をより高めることにつながることも考えられる。料金課と賦課元課の業務分担について、一層の適正化に向けて検討することが望ましい。

(2) 市民に対する広報活動の強化について

市税や各種料金などの市の歳入は、福祉や教育、まちづくり等の公共サービスを提供するために欠かすことができない大切な財源である。また、市税等を納期限内に自主的に納付すれば、徴収経費の削減にもつながる。

本章の第 1 から第 14 まで取り上げた各債権の収納率について他の政令市との比較を行ったが、岡山市の収納率は中位から下位に位置することが多かった。収納率を向上させ財源を確保するためには、滞納債権が発生した後の回収努力も必要だが、そもそもは市民が適時適切に納付していれば滞納の問題は発生しないのであり、市民が期限内納付を遵守するように意識向上を図ることも必要である。

そのために、岡山市における債権の現状や対策の状況や、滞納処分(法的措置)の仕組み・事例を公表するなど、岡山市として広報活動の更なる推進が望まれる。

(3) 財務会計システムと賦課元の債権管理システムとの債権残高の照合について

国民健康保険料、介護保険料、保育所措置費負担金について、財務会計システムと賦課元の債権管理システムとの債権の残高等の調査を行い合致していることが確認できた。しかし、岡山市においてこのような確認作業は、ルーティンの管理手続きとして認識されていない。

財務会計システムと賦課元システムとで同一のデータを利用しているのだから残高も一致するのは当たり前のことではあるが、同一のデータを利用していても例外的な要因(例えば賦課元システムの残高の強制的な修正がありそれが会計システムに反映されていない等)によって不一致が生じることが皆無ではない。また、不一致が生じている場合、その原因を分析する過程で不正や誤謬が識別されることもあり得るため、複数のシステム間で残高を照合する確認作業は、民間企業では一般的に行われているところである。

岡山市においても内部統制の基本的チェック項目である定期的な残高照合は制度として取り入れ、双方の残高状況を照合した証跡を文書として残すことが望まれる。

(4) 債権の管理区分について

内部統制の充実した民間企業においては、債権を債務者の状況に応じて下記の 3 つに分類している。

特段の問題の生じていない一般債権

債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性が高い貸倒懸念債権

経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている破産更生債権

内部統制の充実した企業における滞留債権の回収促進策を検討する会議では、総括的にはこの区分での議論がなされている。この債権の回収可能性に応じた分類をもとに、各論として滞留になった個々の債権別にどうやったら回収できるのかということが具体的に議論されている。またこのような会議は、滞留債権がある限りは毎月開催されているのが通例である。

一方、岡山市の場合には、企業が行っているような方法での債権の分類は行われていない。債権は現年度分と滞納繰越分に区分されており、滞納繰越分を問題債権としてとらえて議論されている。

滞納債権を管理するためのシステムにおいては、個々の債権の回収可能性についての情報は持っている。よって、それをもとに回収可能性の程度に応じて、例えば上記の3つの分類で集約すれば、債権のよりの確な状況が把握できる。こうした集約をしたうえで、回収可能性が見込める債権について集中的に個々の債権の回収対策が会議で議論されるようになることが望まれる。